

市制100周年記念図録

史料が語る先人のあゆみ

—近世諸家の歴史をたずねて—



市制100周年記念図録

史料が語る先人のあゆみ

——近世諸家の歴史をたずねて——

福井市立郷土歴史博物館編

目次

凡例 3

原色図版 5

単色図版 29

解説 138

藩士

山県家 139

山川家 142

松平家 144

稲葉家 147

明石家 147

毛受家 149

多賀谷家 152

佐々木家 153

桑山家 156

商家

村田家 157

鈴木家 160

金屋家 164

山口家 165

医家

栗崎家 169

笠原家 170

刀工

下坂家 173

凡 例

一、本図録は、平成元年一〇月一日～一〇月三十一日迄当館で開催した福井市制百周年記念特別展「史料が語る先人のあゆみ―近世諸家の歴史をたずねて―」の列品解説図録である。

一、収録資料は、当館に収蔵する近世諸家の文書群を「藩士」「商家」「医家」「刀工」の四項目に分類し、各家ごとに解説してある。

一、解説は原則として列品名・材質・寸法・数量・所蔵者名・解説の順に記述してある。

寸法はすべてセンチメートル、縦×横、縦（高）×横（巾）奥行の順であるが、刃長・口径など特殊なものは、そのつど注記した。

所蔵者名は、寄贈品の場合は「〇〇市 〇〇〇〇氏寄贈」、寄託品の場合は「〇〇市 〇〇〇〇氏寄託」としてその別を示した。借用資料についても「〇〇市 〇〇〇〇氏蔵」あるいは所蔵機関名を記した。

また当館の文庫である「福井市春嶽公記念文庫」の収蔵品についてはその旨を表記している。

一、収録資料名に付した番号は、図版・解説に共通している。

図版を鑑賞しながら、同一番号の解説を併読していただければ幸いである。

（表紙のカラー図版は、山県家寄託「武田三将図」である。）



① 武田信玄軍陣影



② 山県昌景所用 狸々緋指物



天正三乙亥五月廿一日長祿合戦之図

鶴見山・僧三光川大國寺山・飯沼三河
 本營三河山・城三河
 大國寺山
 飯沼三河
 長祿城大國寺山
 飯沼三河
 飯沼三河
 飯沼三河
 飯沼三河

④長祿合戦之図

南無護方南宮法性上下大明神

⑥ 諏訪明神旗

疾如風
徐如林
侵掠如火
不動如山

⑤ 孫子の旗

箕野山八幡宮方坐祈禱

今上皇帝宝祚万々歳

天下泰平

國家安穩

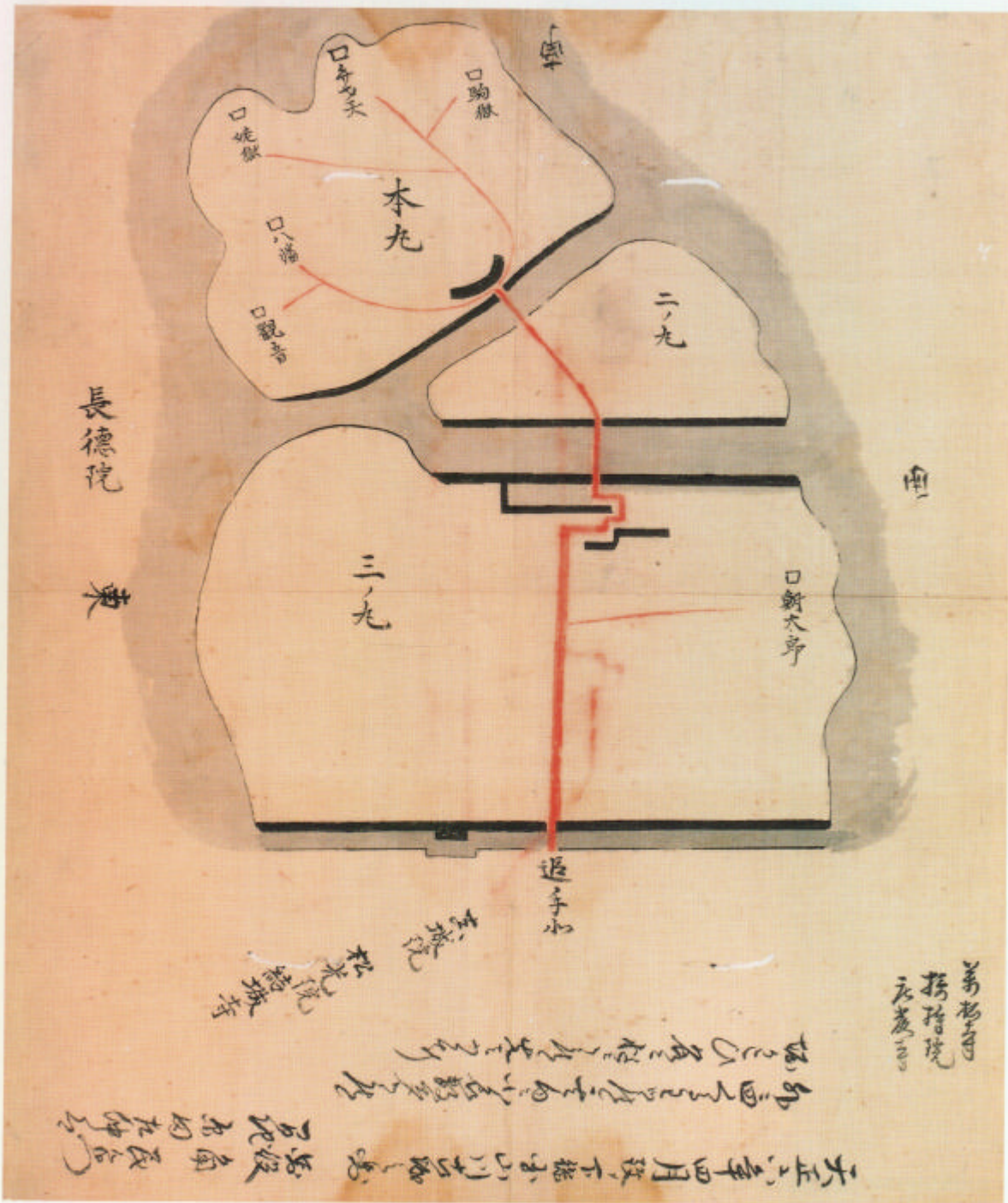
官軍勢各々武運長久軍戰勝利

神変神通力

大神

増子春讓与

⑩ 官軍祈禱札・同裏書



⑫ 下總国山川古城之図

大正二年四月致下總山川古城一覽
 此圖乃山川古城之全圖也
 山川古城之全圖也
 山川古城之全圖也
 山川古城之全圖也

禁制

一 軍中軍山倉巡警糧餉事

一 放火事

一 聚賭倉庫非律禁賭事

右開各事均係何物不准禁


此等事均係嚴禁之

泰寧年五月日





㊦ 松平主馬油彩肖像画


 War Department
 Washington August 11th 1867
 Mr. G. M. Chandler
 Secretary of State
 Washington D.C.
 Sir

How the long business of
 the winter of your case of delay
 is not being 1867 the
 Service the Army Office of the
 Army Office of the Army Office
 is provided for the Government
 of the United States the company
 of your equipment, we will the
 Service of the Army & other are
 that in all hands of the Military
 Service, and reporting shall then
 be in objection that the number of
 soldiers to give

I understand the same to
 inform you that the Government
 should be in such a position
 and I should not be in
 1867 is not a matter of
 kind of the Army of the
 Military Service of the
 the Office of the Army of the
 in all hands of the Military
 Office of the Army of the
 and the United States
 Government of the United States
 a complete set of laws of
 Constitution, Army Regulation &
 I should be glad if
 You request as a matter of
 with for a Manual and a copy
 of the regulations for the Army

I would suggest that the
 Military Service of the
 part of the Army of the
 I am Sir
 Very respectfully,
 Your obedient servant
 Wm. H. French
 Secretary of War
 Ad. Johnson



大佐士郎

大佐士郎

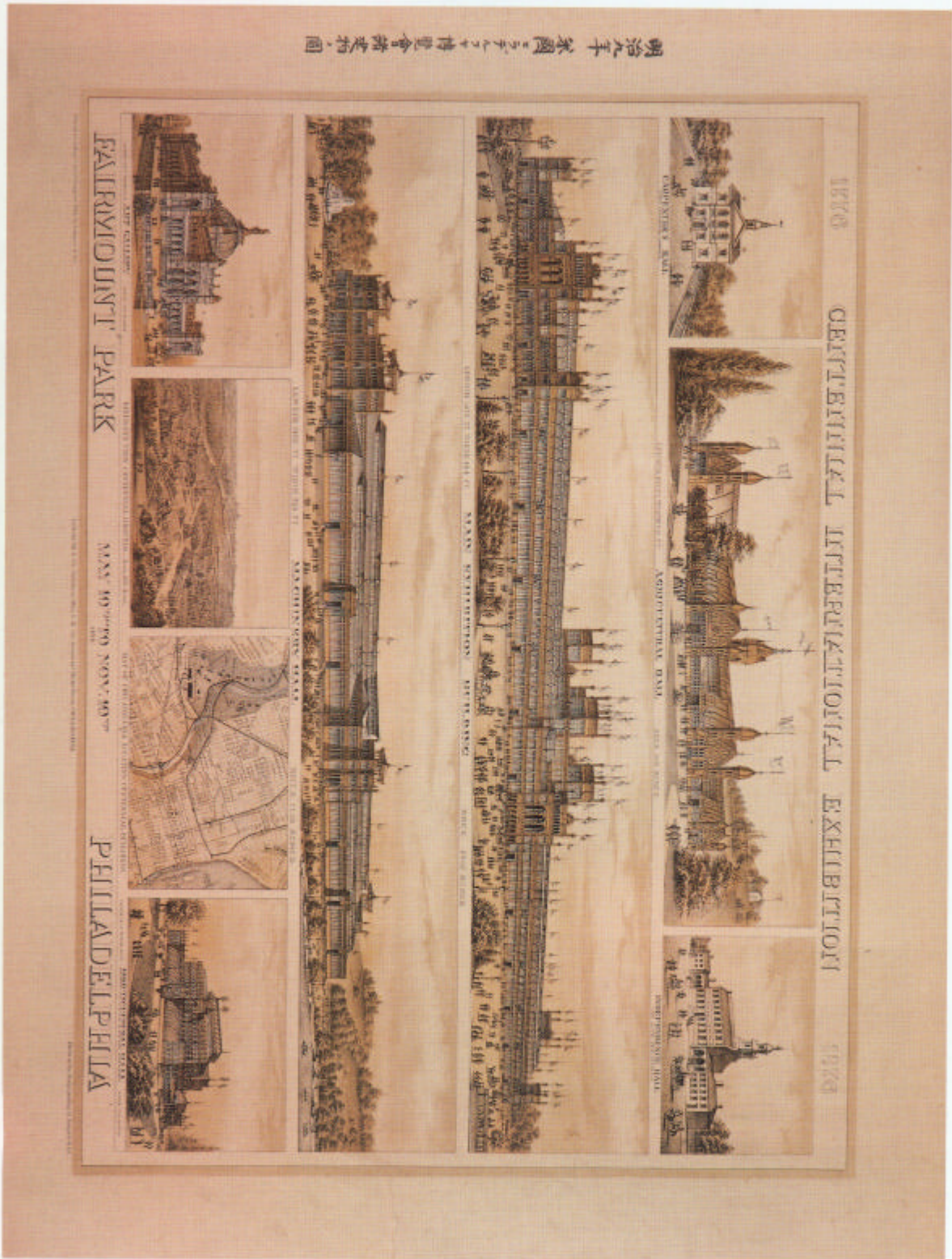
西曆一千八百六十七年八月八日
 附ノ貴書云々後略全報日承
 前使ハ我陸軍全體ノ制
 フ承知セリト趣キ重
 水種六等々以テ各
 ノ書籍等々を都各
 「購求セシ度旨中
 ヲ傳知セリ也。就
 事ナキコトナレバ
 應シ夫々取計ニ中
 詰部長官ハ各種軍
 兵尉兵少将等ノ軍
 ハ野戰軍器即現時
 砲大砲馬具改良
 又制機等ハ陸軍教
 閣ニテ書籍等々
 相渡ス。又各々命
 ハ北段通ル。及リ
 法規等々ヲ請取
 照會アリテ然ル

西曆一千八百六十七年八月八日

國英臣
 大佐士郎
 此書ハ貴國ノ法律ニ
 依リテ書ク。其ノ中
 有テ、國英臣ノ職
 任ニ關スル事ハ、
 貴國ノ法律ニ依リテ
 行フ。其ノ他、國英
 臣ノ職任ニ關スル
 事ハ、貴國ノ法律
 ニ依リテ行フ。其
 の他、國英臣ノ職
 任ニ關スル事ハ、
 貴國ノ法律ニ依リ
 テ行フ。其ノ他、
 國英臣ノ職任ニ關
 スル事ハ、貴國ノ
 法律ニ依リテ行フ

② U.S. Grant 書狀 (複製)

⑨ 米国フィラデルフィア博覧会諸建築物の図



明治九年 米國フィラデルフィア博覧会諸建築物の圖



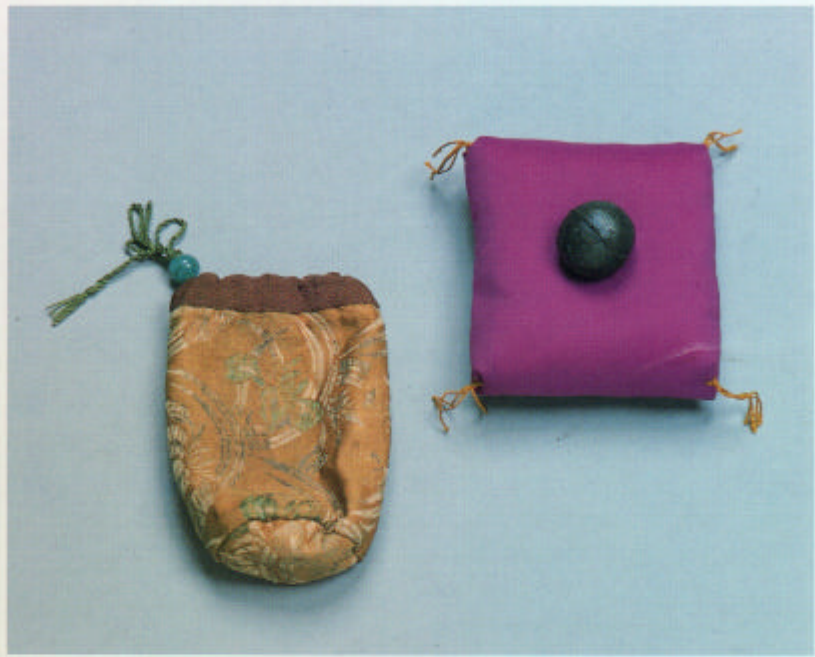
㊦ 佐々木権六受贈 大日本蚕絲会賞牌



⑧ 松平綱昌室清姫筆 經文觀世音像



⑤ 同部分



是ハ氏壽カ 御所ノ塔町御門警
 衛ニ際シ賊輩ト激戦ノ節砲彈^{三ノ所}
 傷^レニカ其中胸部ヨリ抜取^レテ可
 彈九ナリ令一彈右足ヨリ抜取^レテモ
 ハ治療醫ノ携^レル所ト為^レ後日紀念
 ノ為^レ一言^ク記ス

明治二十年四月 氏壽

⑤ 村田氏寿受傷の弾丸・由緒書



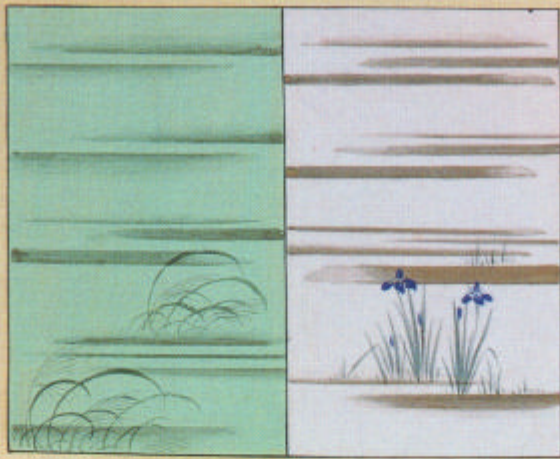
㊦ 鈴木準道筆 「市務日誌」



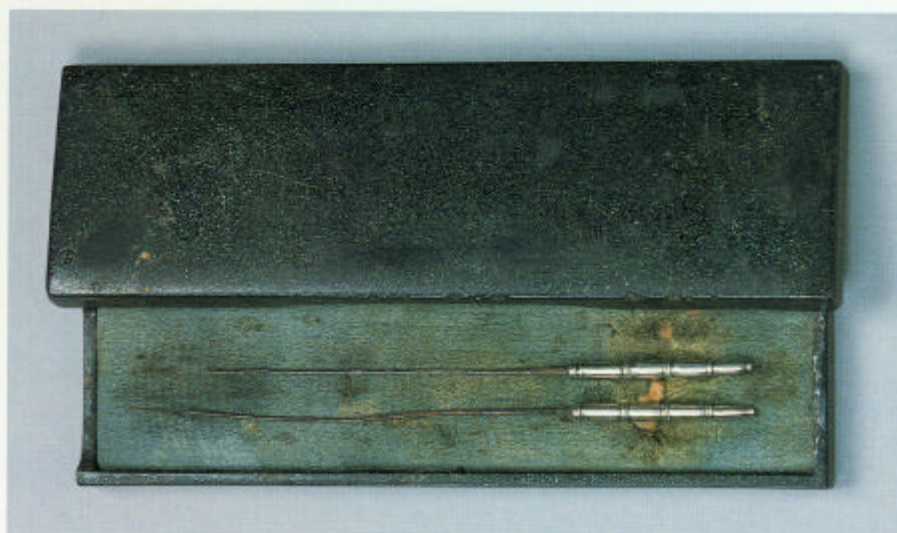
福井藩々札



④ 金屋家10・11・12当代当主肖像画



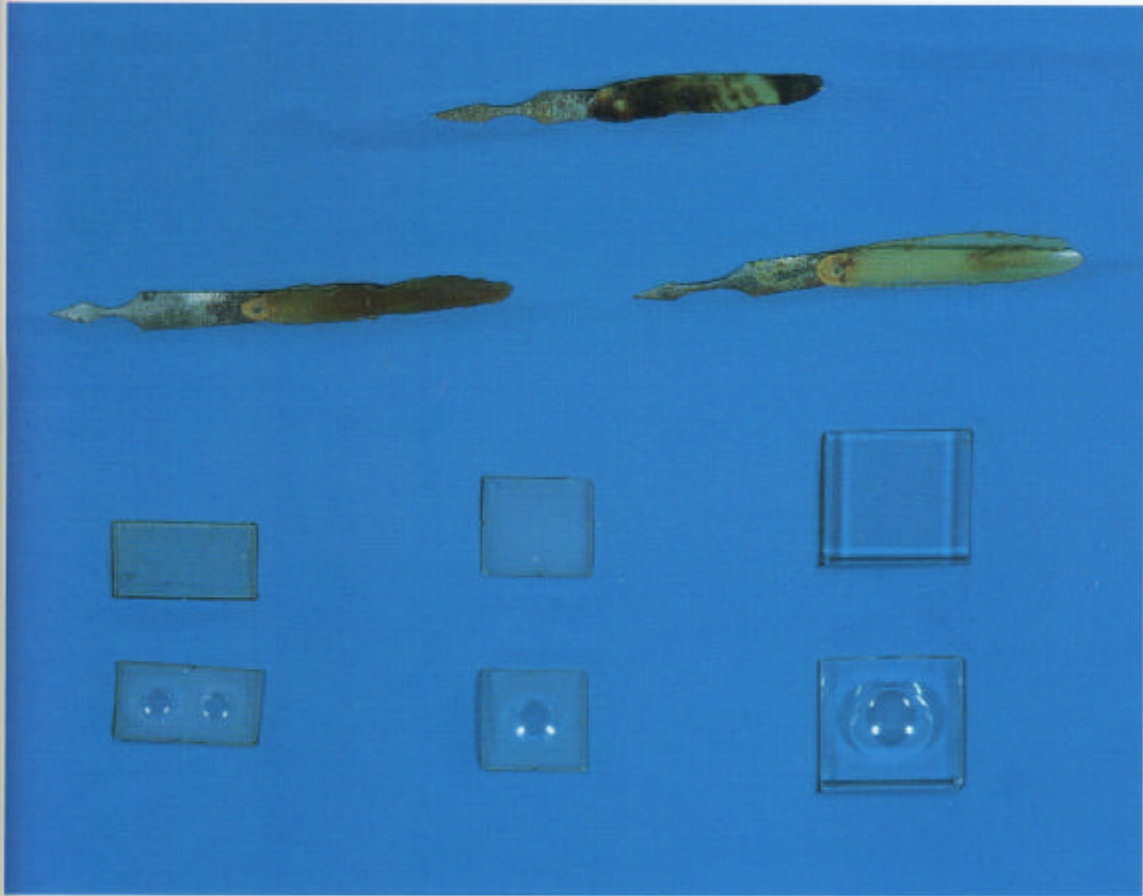
⑨ 狩野永岳筆 田中大秀肖像画



㊦ 越前栗崎家伝来 南蛮流医具類



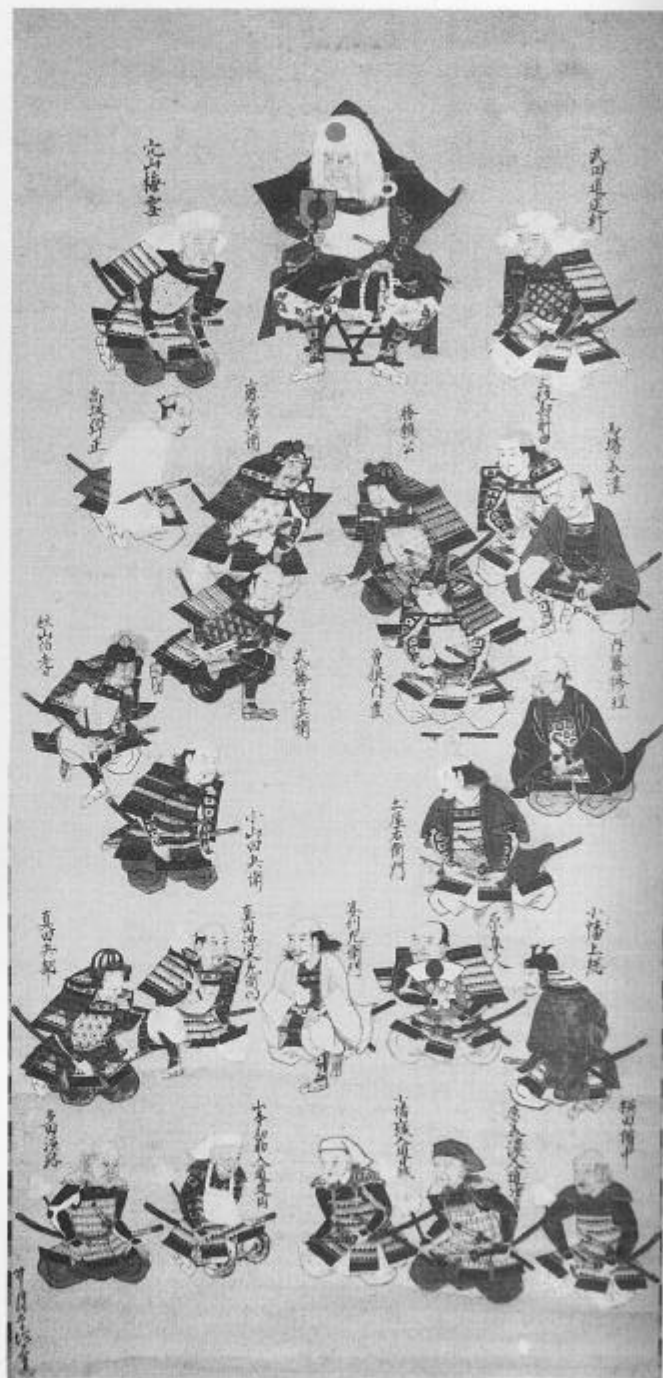
⑩ 笠原白翁所用 木製雜朱暗箱形写真機



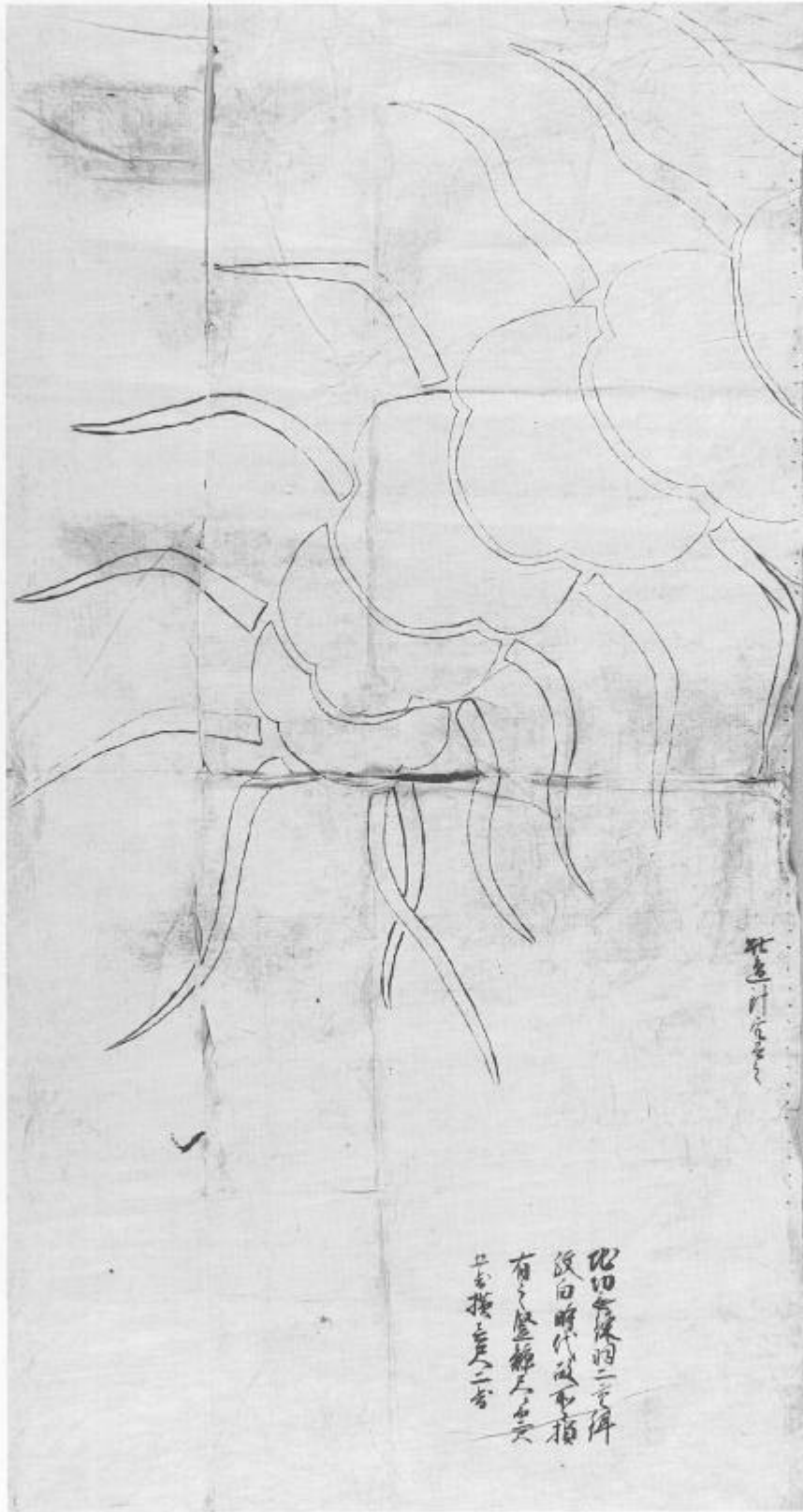
⑩ 笠原白翁所用 種痘針及蓄苗用硝子器



③ 武田三将図



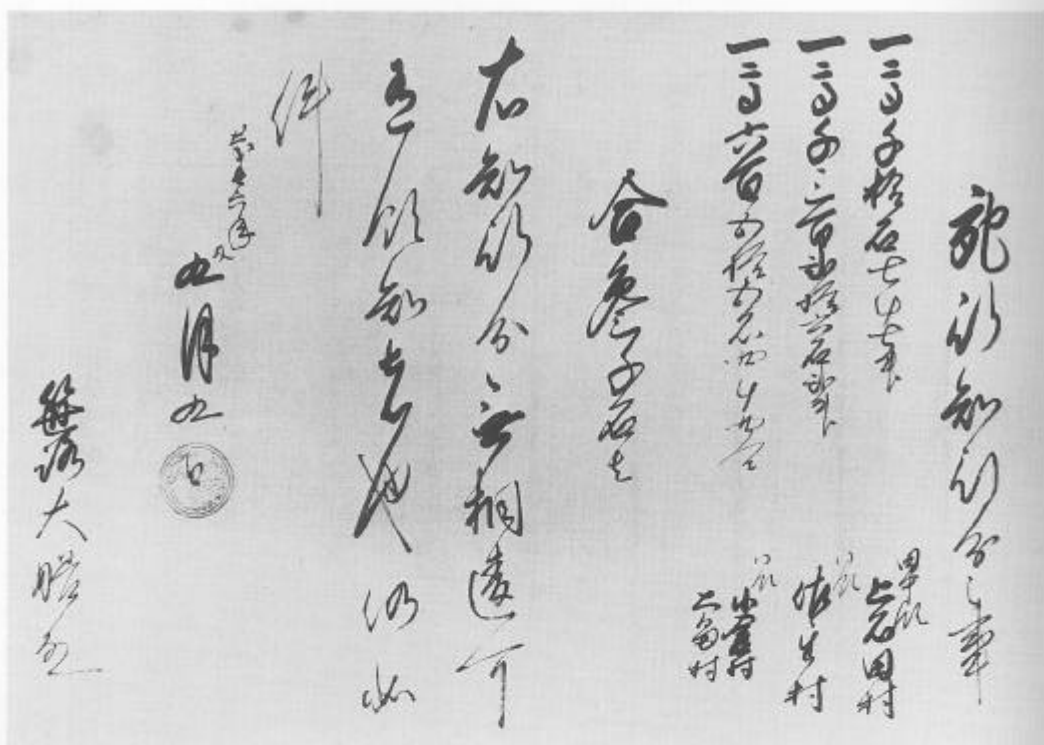
⑦ 磯貝正名筆 武田二十四将図・同部分



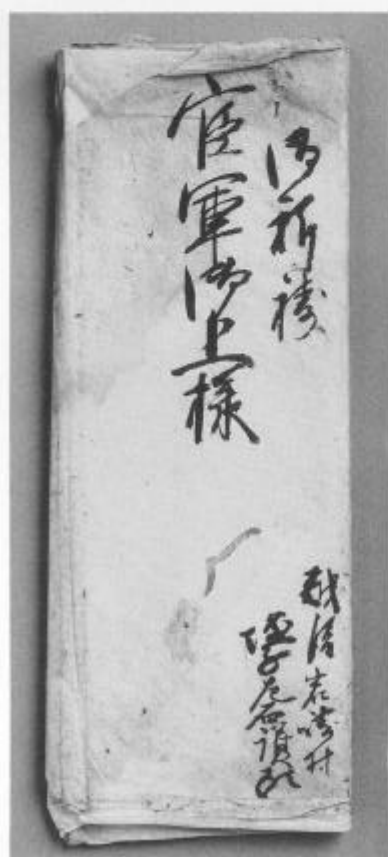
戦国時代

此は白紙の二重
 紋白紙の二重
 有るは白紙の二重
 其の指

⑧ むかで隊旗型紙残欠



⑨ 結城秀康知行宛行状



⑩ 官軍祈禱札

下野園中各町目録事

- 一 五拾貫五百文
- 一 二百廿貫八百文
- 一 七十六貫五百文
- 一 一百廿七貫七文
- 一 一百拾五貫文
- 一 二百廿貫文
- 一 二百六十五貫文
- 一 一百拾五貫文
- 一 五拾五貫文
- 一 拾八貫文

事場内

あつた
とゆへ
千石
あつた
あつた
あつた
あつた
あつた
あつた
あつた

- 一 拾八貫文
- 一 拾八貫文
- 一 二十五貫文
- 一 二十二貫文
- 一 十貫文
- 一 十貫文
- 一 十二貫文

合千五百廿二貫九百六拾文

右に補助 年 金支給

天正十八年九月廿



山川謙助

定

一 背法及先子等之絶とは此れ
 中多傳是等下知して一切正出
 る友等其遠背之族之志之
 由也

一 諸事絶以て指の背る者
 身化之家中用事之志絶以
 理之由也

一 由は山不(糸燈坊)粮藉并
 向月(子)も放火仕(ま)く

一 由は及陳中(満家)中(ま)の
 由は(人)化(圓)衣(隆)之(理)
 由は(と)く(中)の(理)之(理)

と將重(ま)り絶以(中)理(り)
 由(中)中(近)下(中)

一 任(指)定(の)とく(前後)傳(受)中(中)
 一 陳(及)以(其)の(信)理(中)及(其)家(中)
 一 科(中)之(と)して(る)と(放)く(と)由(之)以
 代(由)と(貴)又(と)之(之)中(中)

右條(と)相(背)族(と)之(志)速
 下(之)中(及)最(科)志(由)如(件)

宣
 十月廿日


山川(渡)信(守)之

正世

松平備後 報負 庄兵衛 備奇

天正十五年丁亥生本國生國共三河
母共膝右衛門清直同酒井共而正親女法名

三州形原妙庵寺則喜提所也妙庵者酒井
河內守重忠之妹備後守忠利之姉故雅樂頭

志世譜武守忠職之伯母也並子孫守忠職者松平
家族兼故奏之伯母也並子孫守忠職者松平

出而正世用外祖父酒井家紋鍛破特具亦
取外祖父諱正字而長貽子孫是傳因故雅

樂頭志世譜武守忠職入道重印之勅也
正世生而二歲父親清平去此家兒清直

共在三州年長流清直往依倉及川中嶋今城
慶長十六年詳以奉仕

上總介志輝君於歲後事具清直譜
元和三年丁

軍相志昌君於信州松城被居出林禄千五百石
同四年戊寅加增禄銀萬石被仰附其家高當守

同六年庚申加增禄銀萬石被仰附其家高當守
寬永二年乙丑打越前加增禄銀廿分千石同二年

同年御家光職被仰附于時林備前
寬永五年戊辰八月十二日病死于攝州有馬

享年四十二時係安場治之頃
法名受政院泰岸淨安

正詮

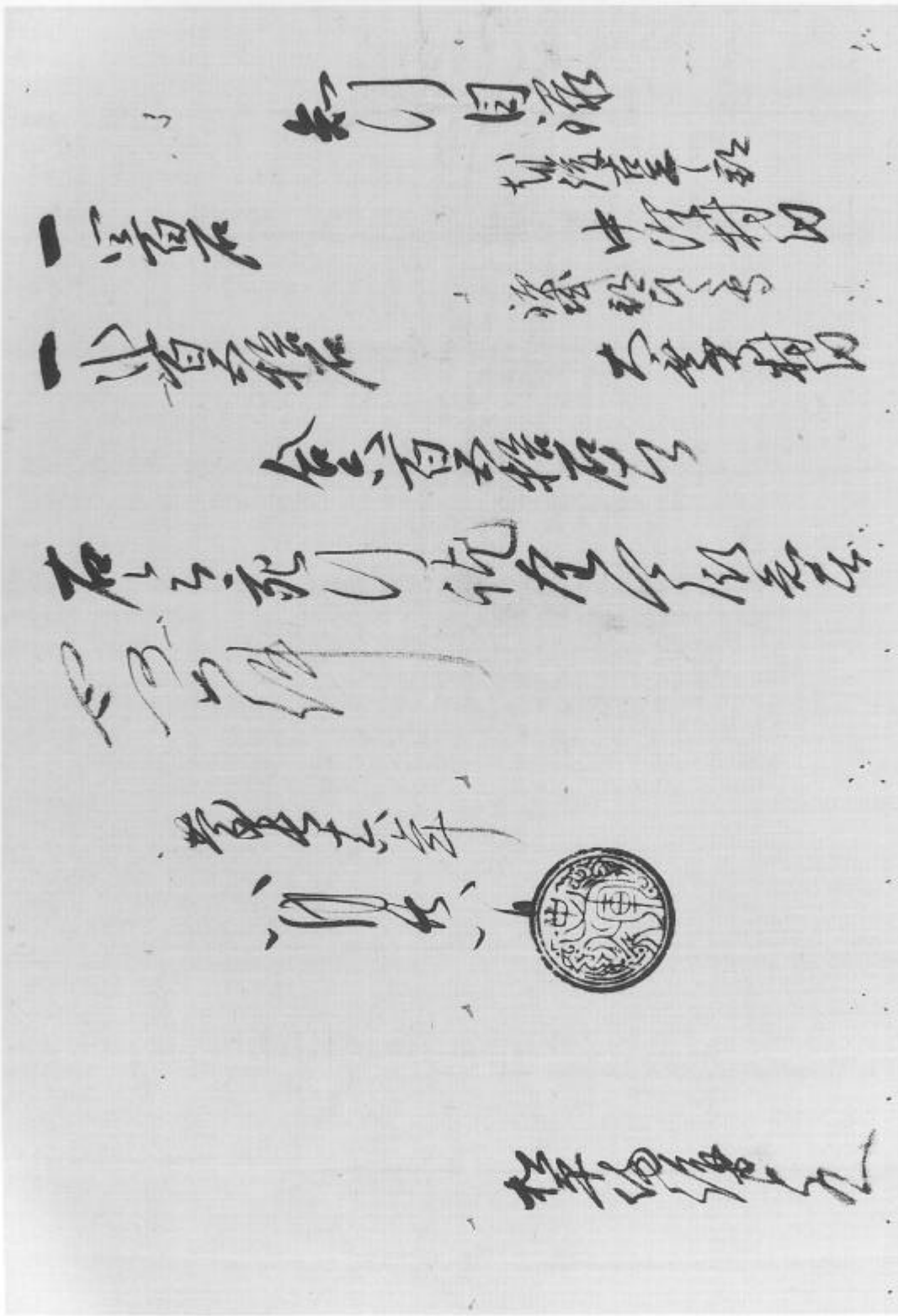
重名千勝 招年五馬

寬永四年丁卯十一月廿九日生于越前福春本國

母由比甚大前正吉女計其室光院德卷生奉
甚大前正吉妻者

上總介志輝君御母室之姪之是故御母室養
育甚大前女以原田權左衛門為假父嫂正世

原田權左衛門者
志輝君之家士武功者止且亦有權左衛門娘



② 松平備後宛知行目録

丸門領知之事
 一 二百三拾九名出り共々共々
 一 四百三拾名一申 古仁村
 一 三百三拾名一申 古橋町
 一 百壹名一申 下橋町
 一 百拾名一申 古橋町
 高合中五百名名
 右全領知事名一拾拾
 元領三ノ
 五月廿一日
 松平直興

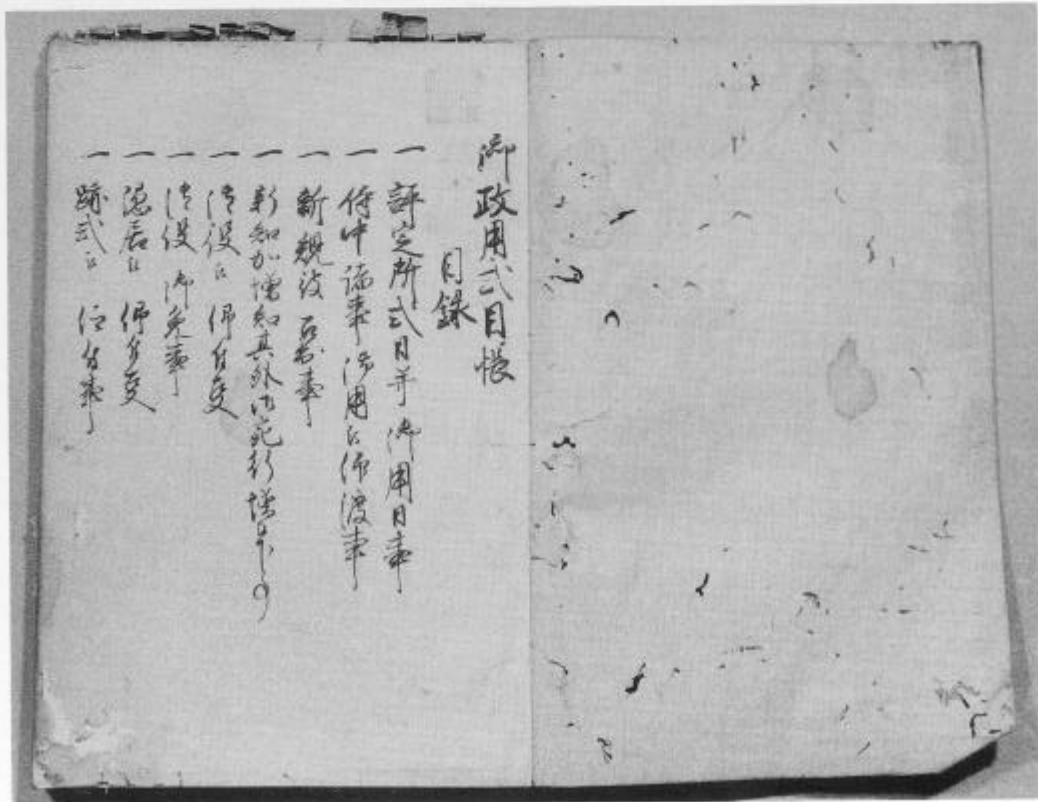
② 松平忠昌知行宛行状

今般就出有衆
 之古是形及候
 之玉物ハ為之
 少少ハ出候為之
 五
 松平直興

③ 松平直興書状



⑩ 御政用式目帳



兵術多年依御懸望不
殘極意并秘書令相侍
畢於執心者可指南者
也仍免之狀如件

慶增安大夫

天明三年

癸卯

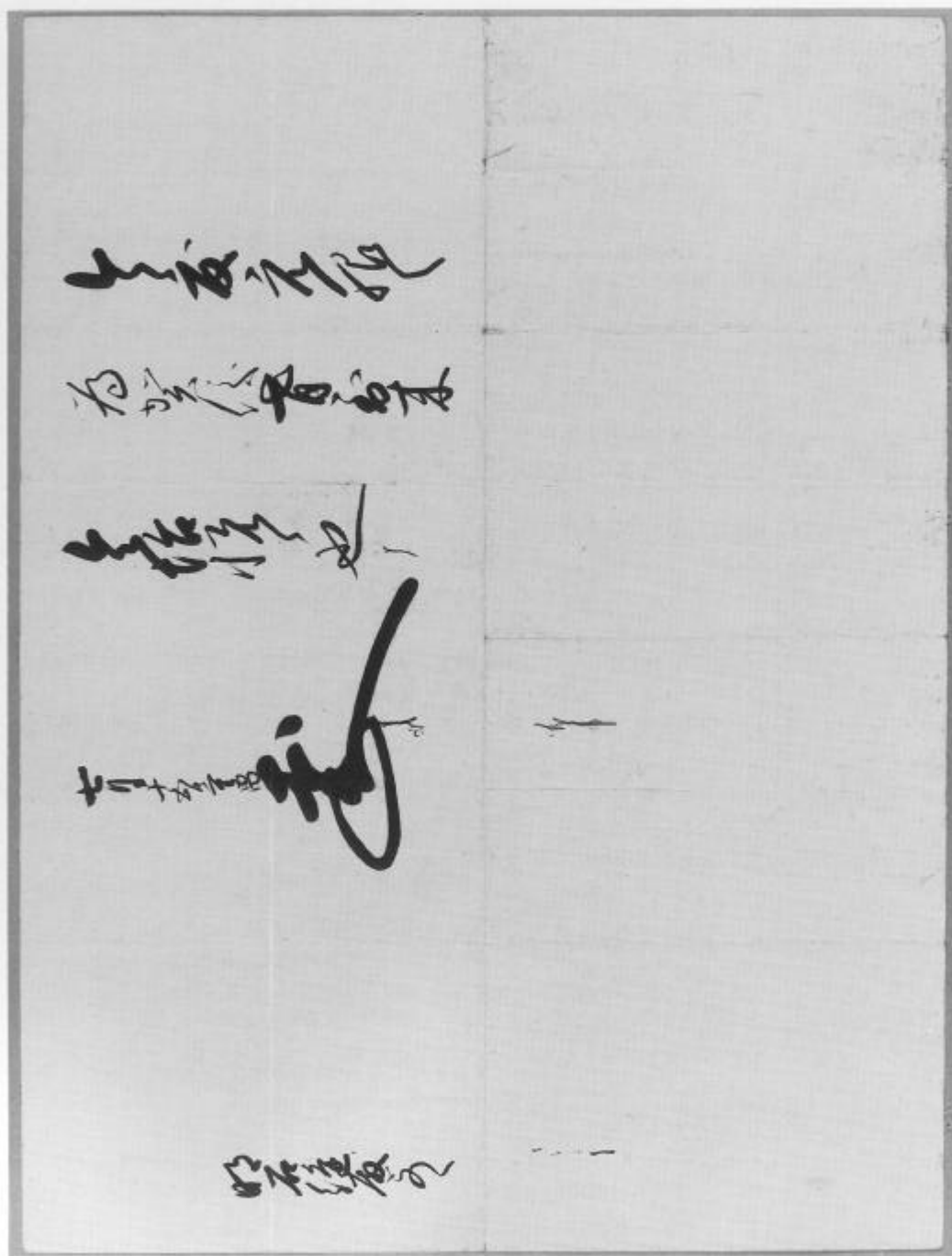
十二月吉日



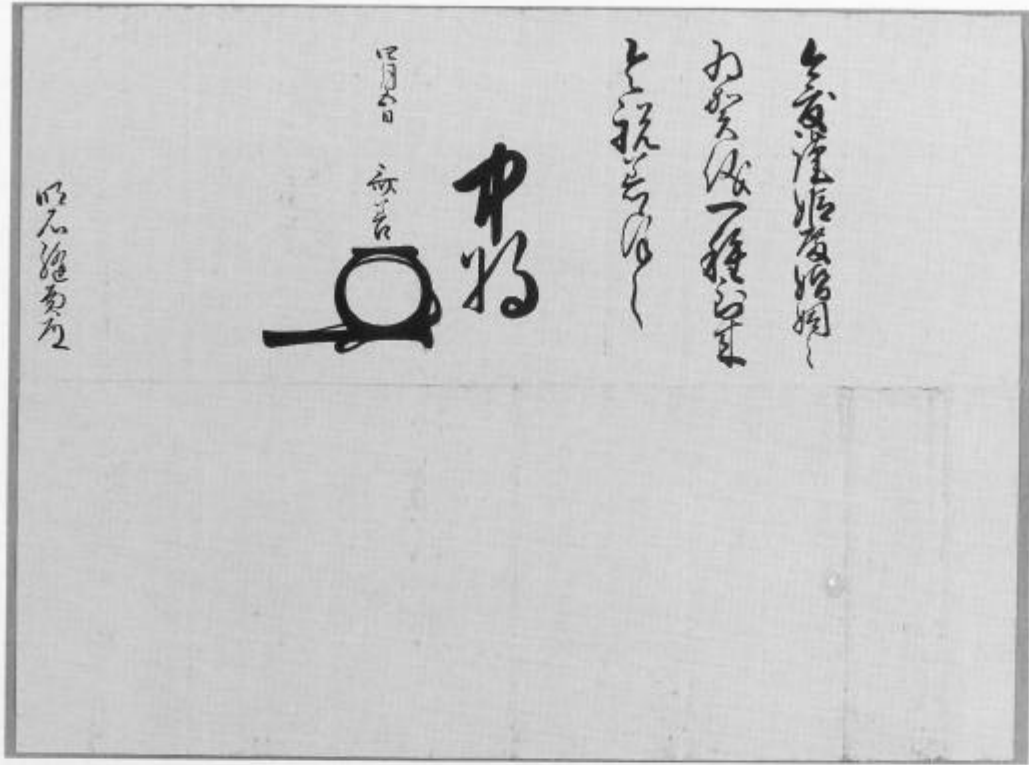
林與十郎殿

奉

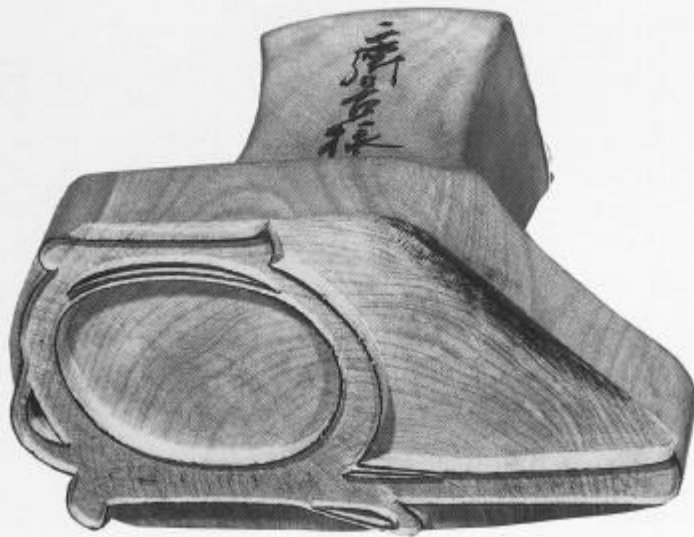
⑤ 慶增安大夫兵術指南許狀



⑤ 松平重昌書状



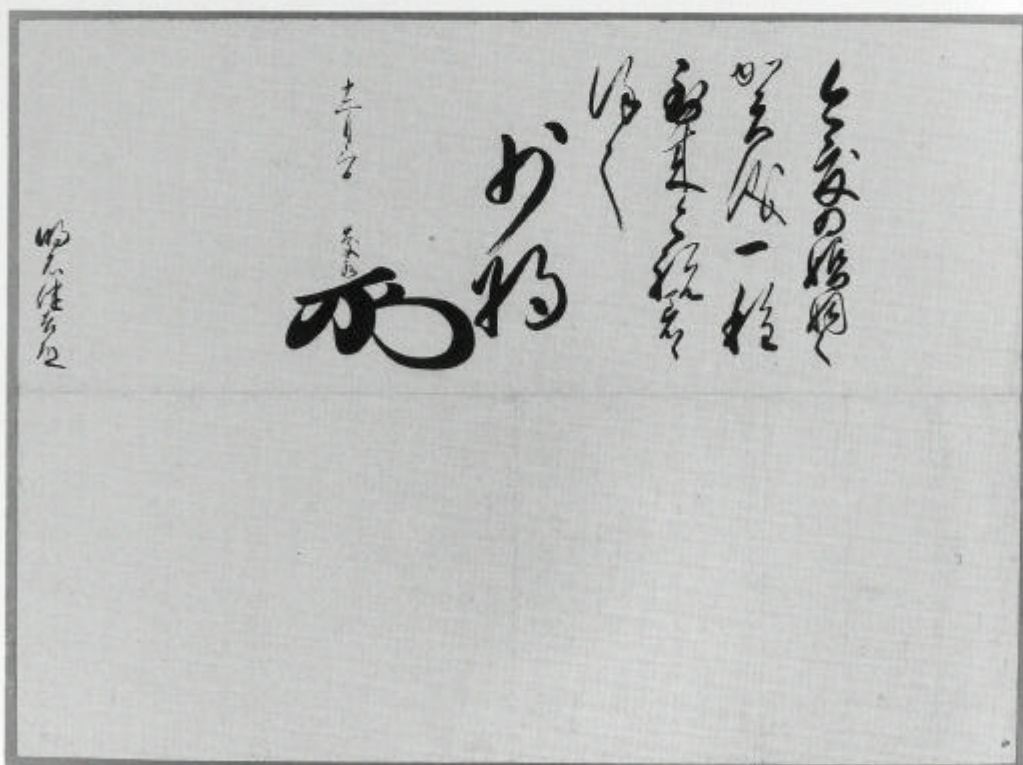
⑭ 松平齊善書状



松平齊善花押（越葵文庫藏）



松平春嶽花押（越葵文庫蔵）



㊦ 松平春嶽書状



⑨ 高家数人馬改帳

夫武田家軍法者本朝之規範也
就中兵法雄鑑抄五十二卷出群
拔萃者乎豐良殿軍中執心儀不
淺悉遵講及先師九條安房等
氏長山鹿氏義行軒負蓋以來先
考傳來相承之意採擷九箇秘
傳備色三箇秘決其微妙至吾之
兩卷不發心處今傳披畢然則向
後對豐良殿謀學之發於有之者
堅以誓言盟可有御相傳者也
仍許款如件

明石甚左衛門

弘化三丙午歲

二月吉日



奈良藤之助殿

② 明石甚左衛門豐弘兵法免許狀

二月廿八日
評定所
明廿九日
伴麻衣同送
清月房書

二月廿九日
毛受傳事
同麻衣
内形在限后
評定所
二月廿八日

二月廿八日
清月房
伴麻衣
評定所
二月廿八日

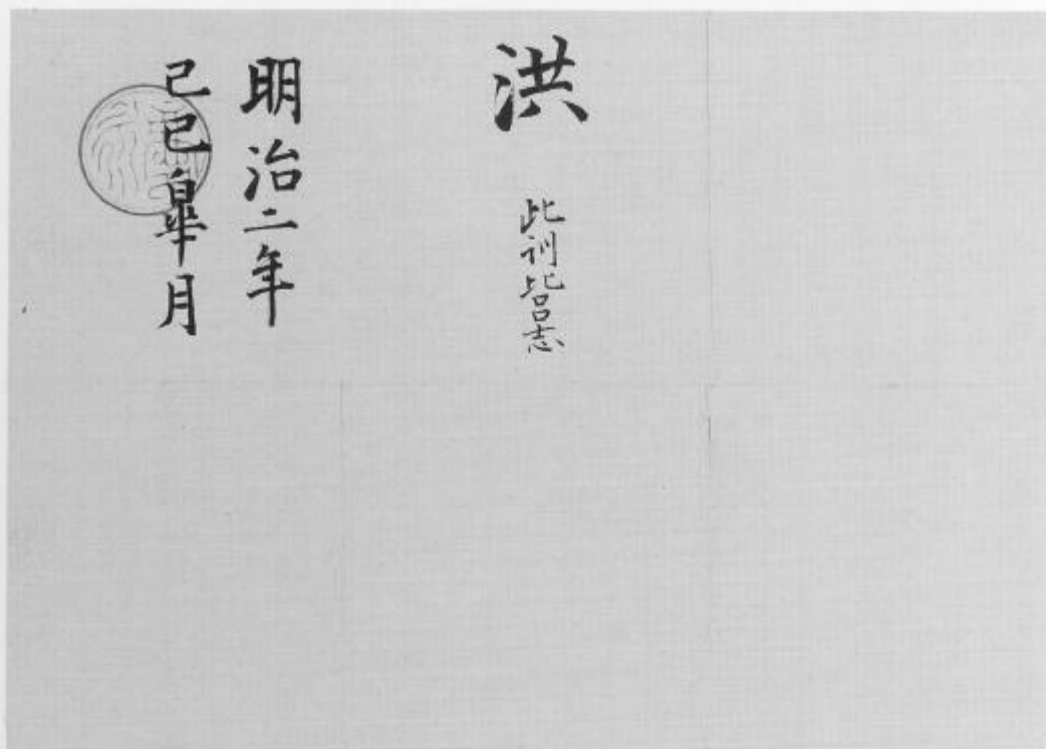
二月十八日
清意
毛受傳事
書院黃松
二月十八日

④ 毛受鹿之介（洪）宛差紙・用書類

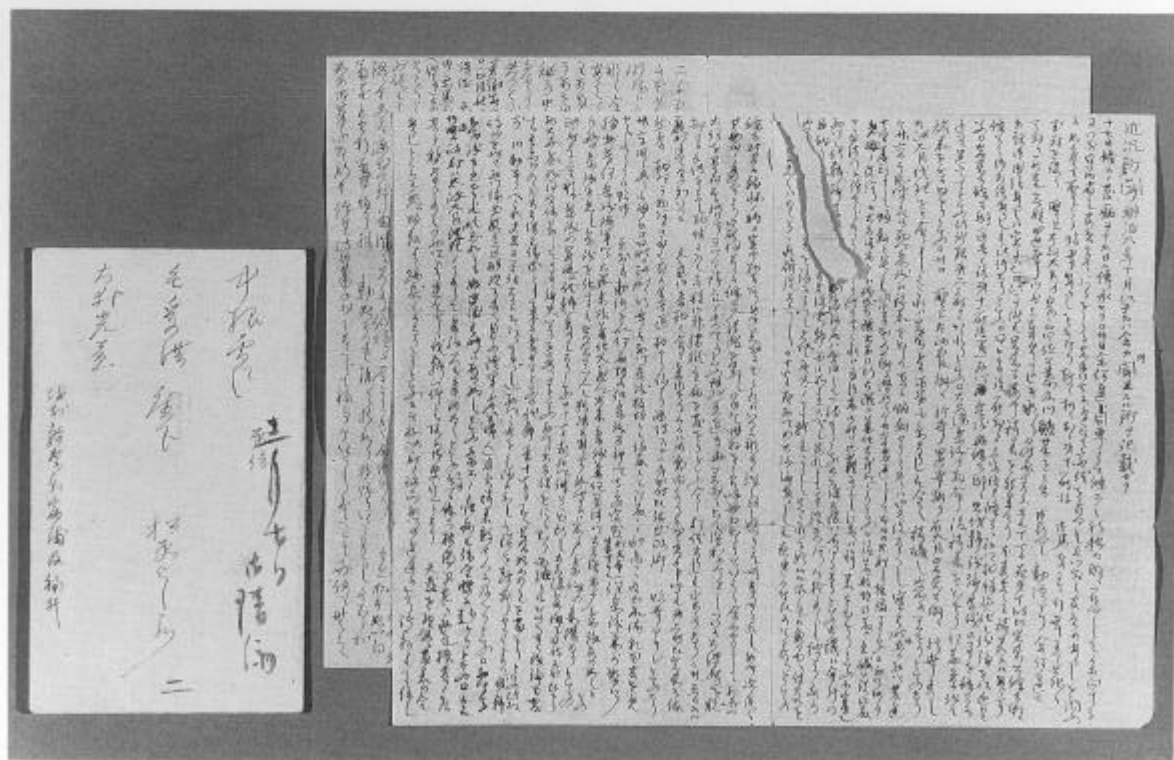
九月廿九日
毛受鹿之介
清洲御用
長坂 信孝

九月廿九日
毛受鹿之介
清洲御用
長坂 信孝

④ 毛受鹿之介（洪）宛差紙・用書類



③ 松平春嶽筆 「洪」命名書



④ 松平春嶽書状

<p>多賀谷家系</p> <p>孫氏天皇後裔</p> <p>平家政</p> <p>多賀谷正清門下 多賀谷正清門下 氏別辨の經子實公爲之任人 金子一孫家忠之旨 家政正・正合公之</p>			
重茂	景茂	家經	
同 正清	同 正清	同 家文作	

重政	家重	家植	尊經	朝經	正順	氏家	光義	政朝	家茂	政忠
八月二十二年 普光院天皇御代 八月二十二年 普光院天皇御代	同 家文作	同 家文作	同 家文作	同 家文作	同 家文作	同 家文作	同 家文作	同 家文作	同 家文作	同 家文作

④ 多賀谷家略系

經政

虎十代 在延文再祀、其於延文末子、其養子
政育之跡目不投、浪浪、寛永十五及寛永六月十八日
源安祥本居士墓、福井縣下米田寺アリ

僧

貞一、一、方、早世、
虎十代 在延文
源安祥本居士墓、福井縣下米田寺アリ

經茶

越前國坂井郡神原村多賀、谷左近、舊居之地、菩提所之跡有之
墓記

源安祥居士

本道正官御堂五
多賀谷元道
孝子敬白
慶長十二年七月廿一日

東

多賀谷五遠四代之末孫
同苗虎十代再兵之者也
寛文二十五年六月十八日

星敷野柿原十樂村、内四十間、二十間并地、於、藤原基丁丁、寛永
城下、跡見、泉園寺、有之墓

源安祥居士

寛永十五年六月廿八日
多賀谷五遠孫
九和七年四月二十日
寶藏院、祥本大姉
多賀谷五遠孫也

其、余、泉園寺、六、數、墓、有、之

右、兩、竹、天、未、回、代、家、子、一、年、申、候

本、道、正、官、御、堂、五、遠、四、代、之、末、孫、也、
同、苗、虎、十、代、再、兵、之、者、也、
寛、文、二、十、五、年、六、月、十、八、日、
星、敷、野、柿、原、十、樂、村、内、四、十、間、二、十、間、并、地、於、藤、原、基、丁、丁、寛、永、
城、下、跡、見、泉、園、寺、有、之、墓、

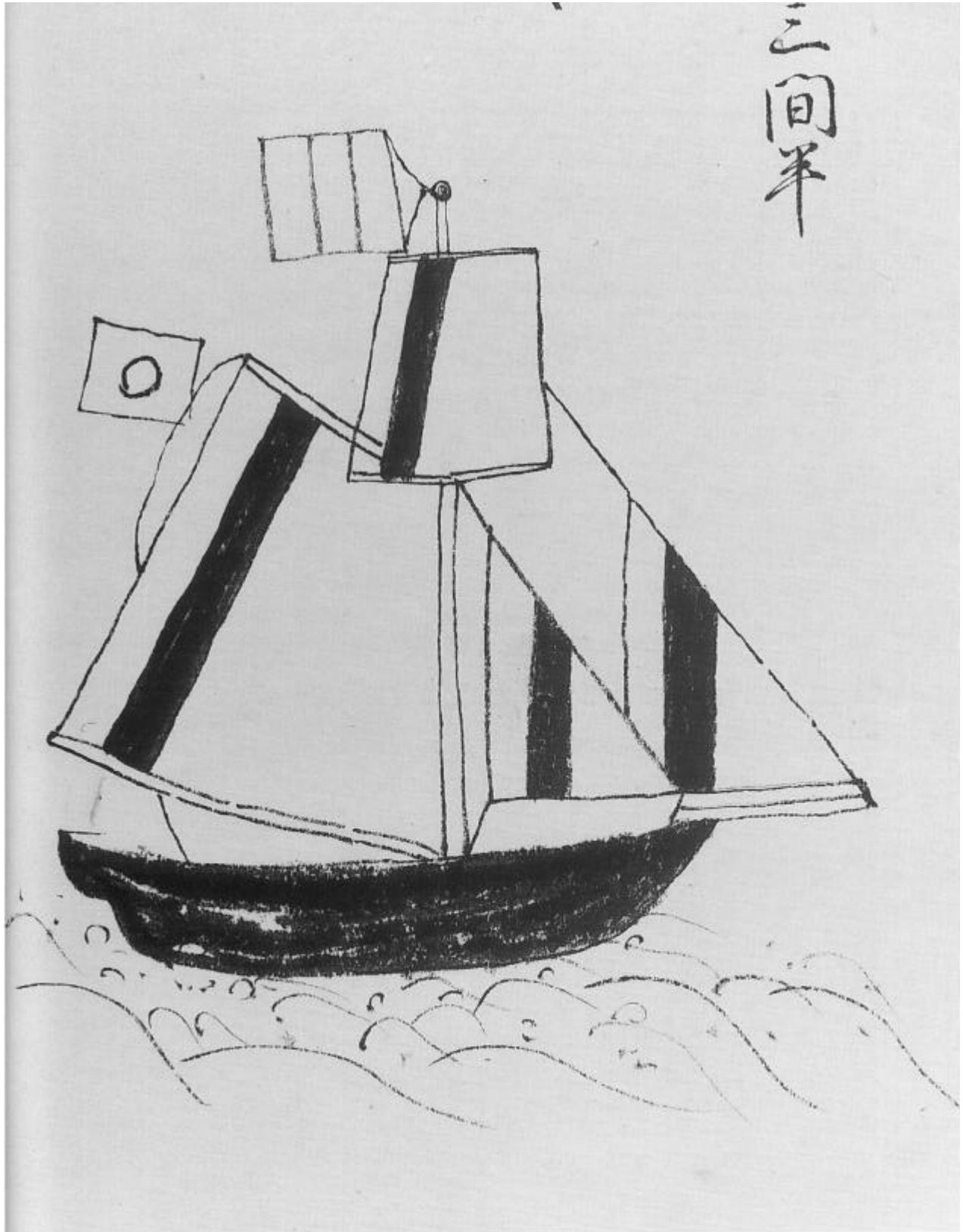
其、余、泉、園、寺、六、數、墓、有、之

多、賀、谷、元、道、
孝、子、敬、白



④ 松平昌勝筆 茄子の図

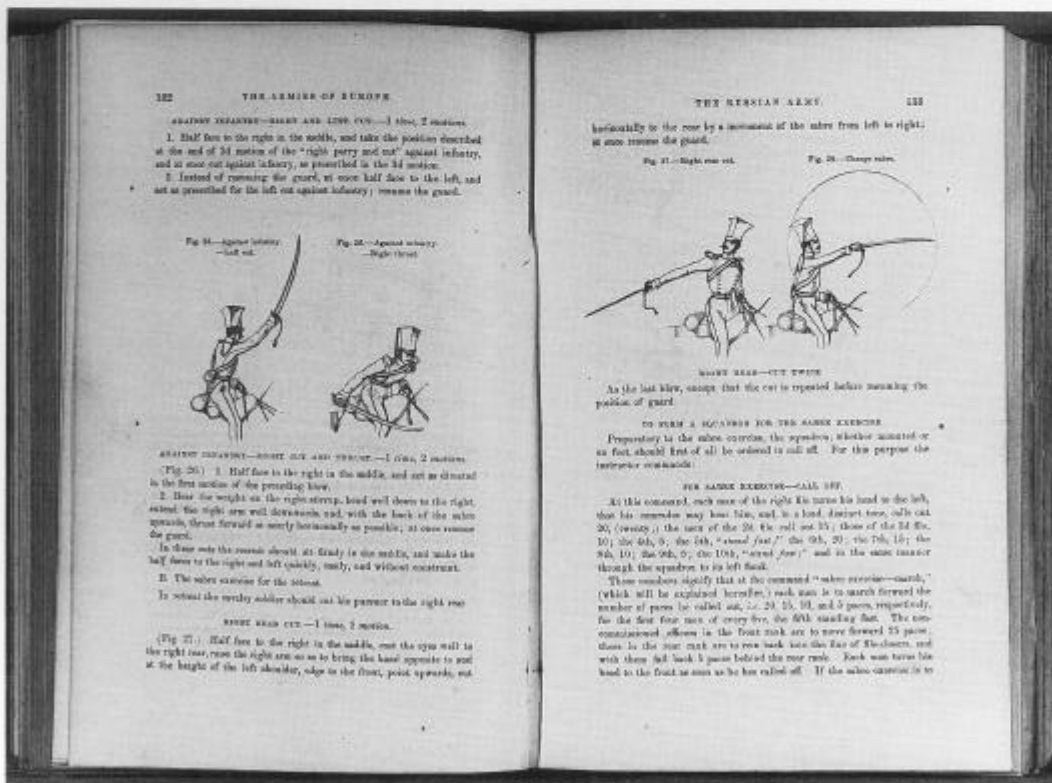
三回半



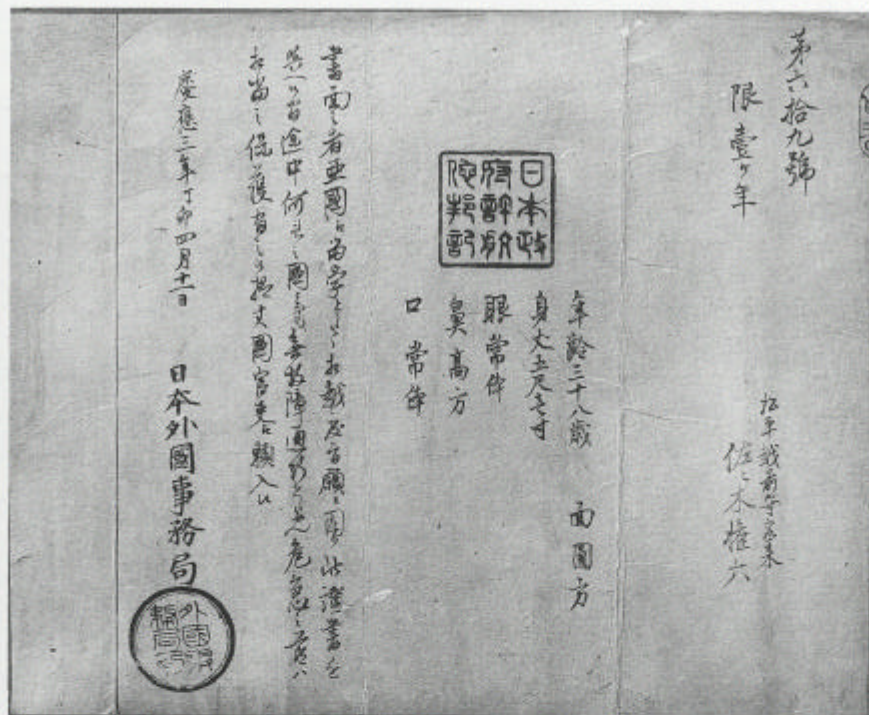
福井藩建造洋式帆船「一番丸」(「家譜」安政6年4月8日条挿図 越葵文庫蔵)

To Gonroku
 from his friend,
 Van Reed.

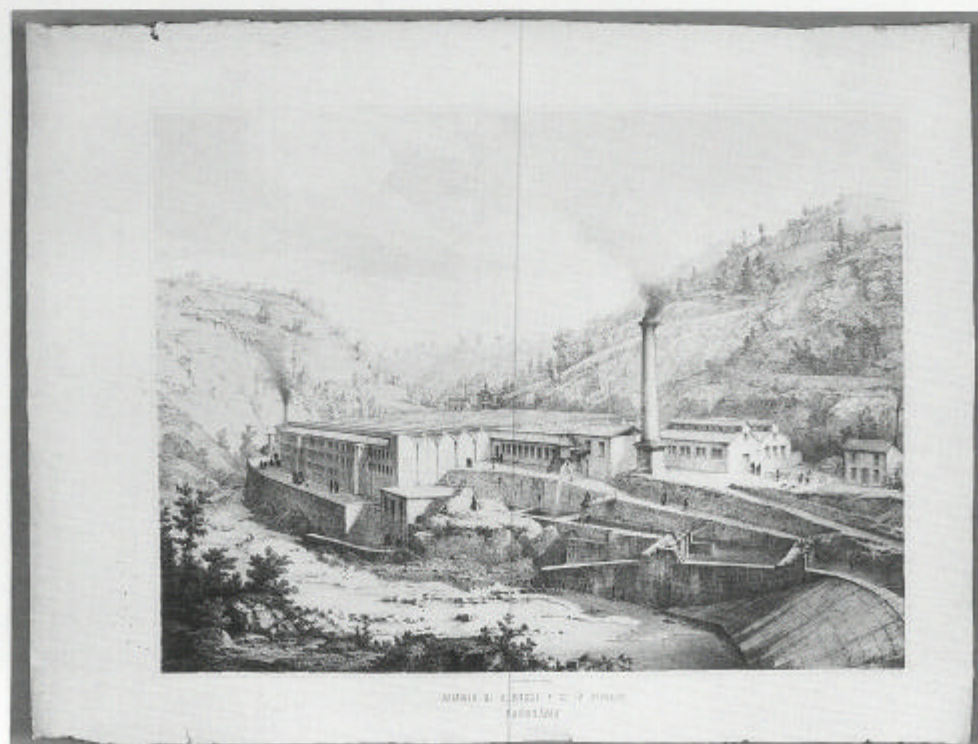
Kanagawa
 July 4th 1866



⑤ 佐々木権六手沢本 『THE ARMIES OF EUROPE』



佐々木権六渡航免許状（写真複製・福井市春嶽公記念文庫蔵）



⑤ 伊国屑絲紡績場外部景況絵図



OFFICINA DI A. BERTI & C. IN PIOMBINO
MILANO, VIA S. GABRIELE

1888
MILANO, VIA S. GABRIELE

⑤ 伊国屑絲紡績場内部景況絵図

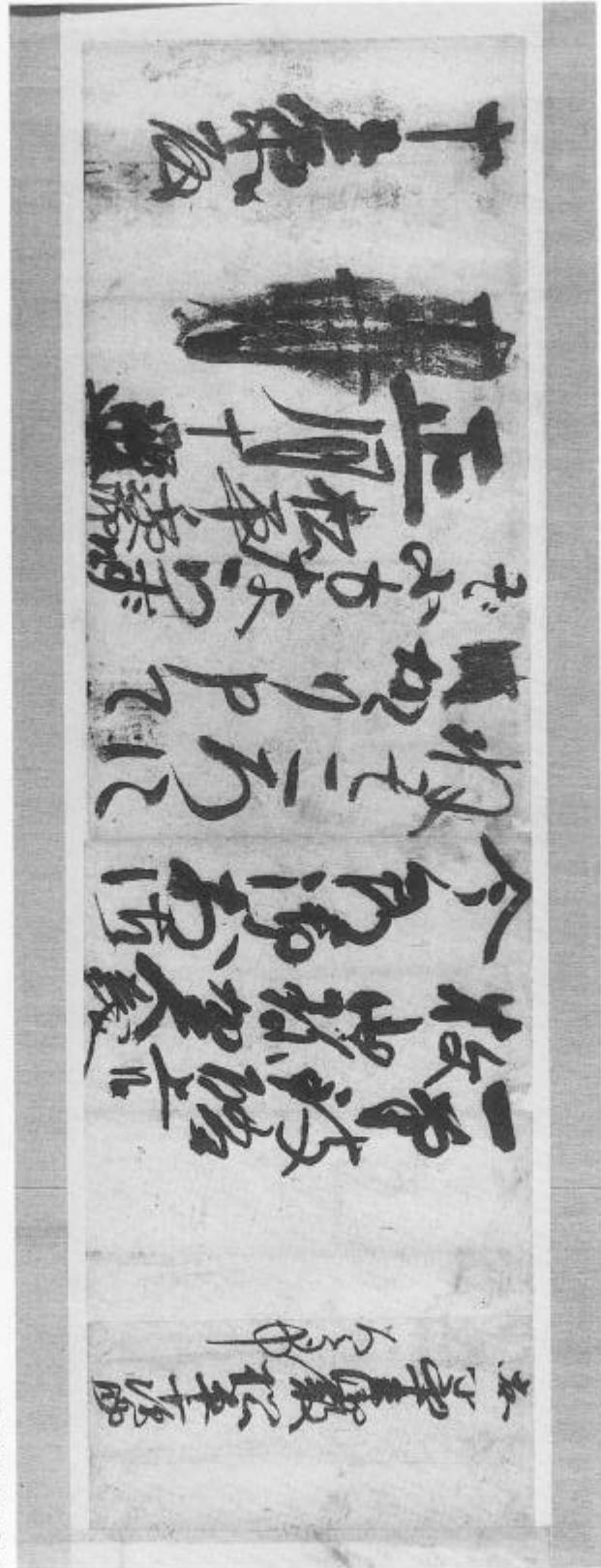
附
 皇太后宮坊
 啓珠山滿足
 多為馬册
 奔走不一勞
 勞之有西
 兼務之世
 多子乾幸而
 兩天不消止
 他日更一送
 友依新
 此後
 二月六日
 具視
 傳木長厚殿

皇太后宮坊
 啓珠山滿足
 多為馬册
 奔走不一勞
 勞之有西
 兼務之世
 多子乾幸而
 兩天不消止
 他日更一送
 友依新
 此後
 二月六日
 具視
 傳木長厚殿

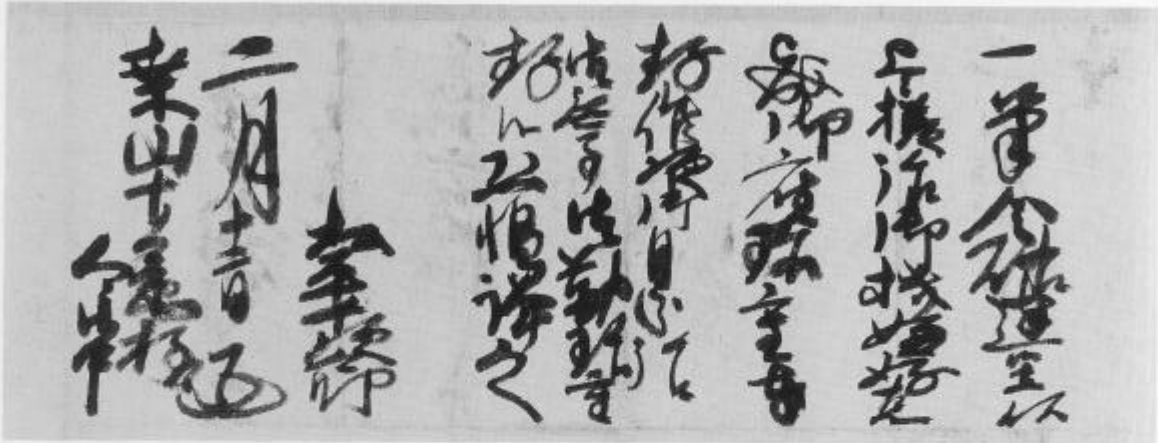
⑤ 岩倉具視・大久保利通書狀



㊦ 佐々木権六筆 「我が糸の大纜は海原に云々」の和歌



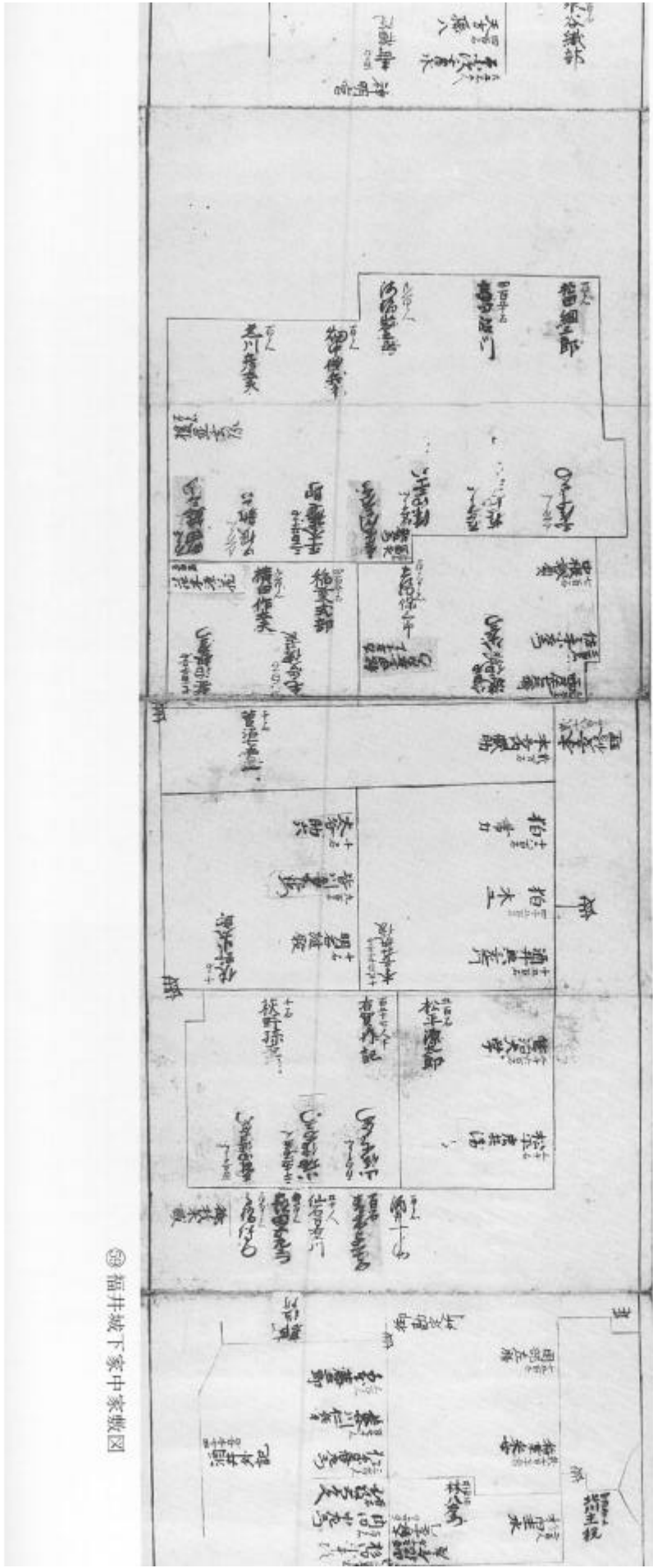
⑤ 松平宗組書状



⑤ 松平宗矩書状



⑤ 松平宗矩書状



⑨ 福井城下家中家敷図

年あけて云々の句

松平朝昌筆

⑥ 松平朝昌筆 自詠「年あけて云々」の発句懐紙

本日足下等ヲ招集セ
 テ例年ノ宴會ヲ開
 カントス奈何ン余六百ニ
 十里ヲ遠阻ナルヲ以テ共ニ
 霞杯ヲ酌ミテ歡ヲ聲
 スヲアタハスコレヲ遺憾トス
 然レモ余カ撮影ヲ素心
 以テニ奉スコレヲ宴會ノ
 主人ト見做サンコト希フ
 此宴會タルヤ永續スル
 根基ハ四君臣ノ情契
 絶ハサルニヨリ四君ハ四
 臣ヲ保護シテ安全ナラ
 シムルヲ勉メ四臣ハ四君ヲ
 輔贊啓沃アラスコトヲ

輔贊啓沃アラスコトヲ
 望ム所其レ本日ノ歡宴
 無クノ満足ニシテ十二分
 偕ホヲ聲サンコトヲ希フ
 余近口多忙ヲ以テ
 啓京ノ期迫ル不草
 書以テ草稿送付ス
 恕セヨ偏ニ足下等ノ
 健康ヲ賀シ共ニ情
 契ノ無限ヲ祝ヒ且
 望ム

明治二十二年 月。

松平慶永

⑫ 風月宰相思之集 (松平春嶽書状)

當与 繁華 一 福井 博如 今 美 廣 易 傷
情 秋 君 温 古 其 案 之 一 卷 用 書 而 也
明 友 田 友 恒 為 之 所 為 義 慈 惠 也

◎ 村田氏寿筆 「当日繁華福井城云々」の詩幅



有節有規白髮蒼顏英水滿花邊滿堂喧不減
 誰入芝深列山嶺水涓涓猶記遠流來培德美
 若其洞窟持生仙其強於老德責俄延事安祥
 孰在事惟崇惟安安將世道遠一德一在利執
 乎於利而嗣官德去為世荷福環表在無躬
 賢台巨岸界不宵行會函國地原大節乃克刊
 詒斯存 二十八月 壬子 畫師 有

九十二 村田氏 畫

⑤ 村田氏英讚川地柯亭筆 桃太郎物語の画幅



準道 歸納早

字曰公齊



繫辭曰易與天地準
故能彌綸天地之道

欲人亦能學之而與
天地之道準齊

德山惟一

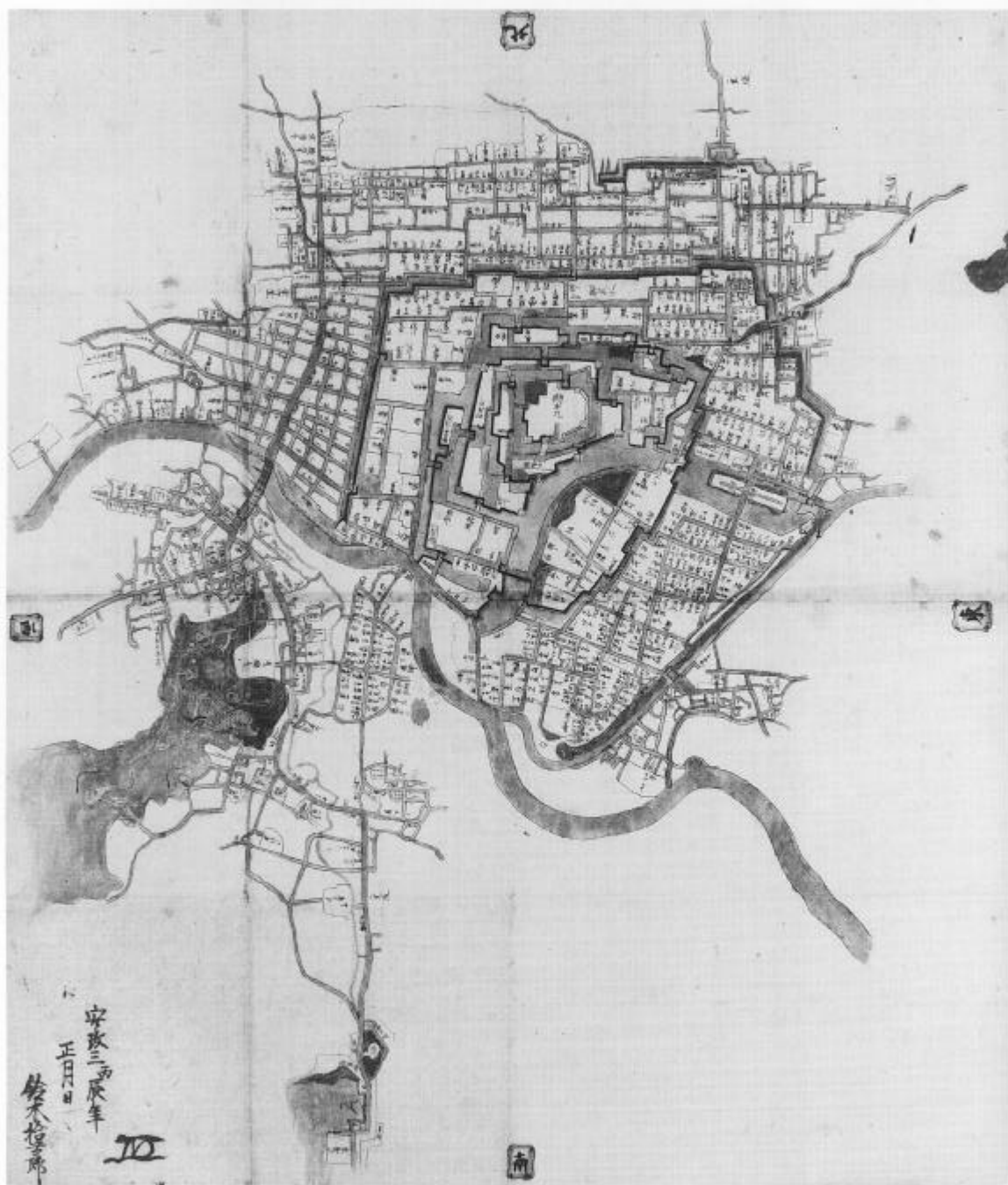
安政二年正月吉日



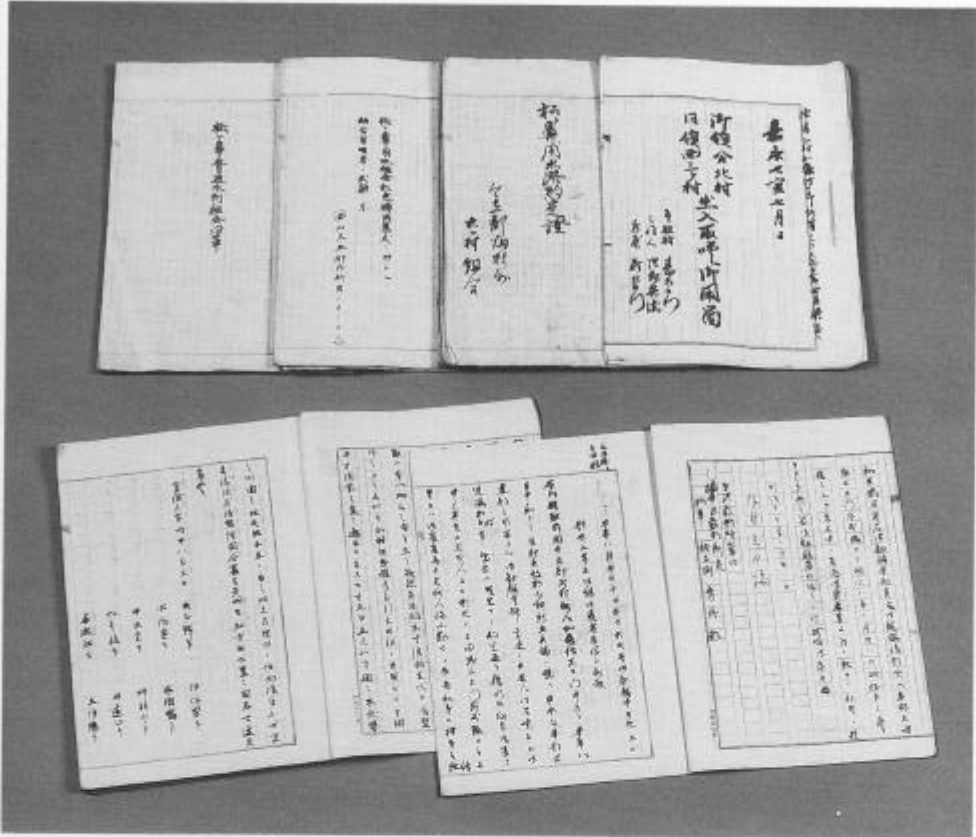
鈴木拾五郎兄

玉机下

⑦ 德山惟一筆「準道」命名書



⑦ 鈴木準道筆 福井城下之図



④ 松ヶ鼻用水関係文書写



三社大明神

紀恩碑

紀恩碑

正三位勳三等侯齋松平康莊墓額

殺身濟衆其人固仁矣故仁人之死而除數百年之患苦國君之思更為大北
 村紀恩碑所以建也北村在越前今立郡屬松平侯封域初引土呂葉支賑以
 灌田上流諸村屬幕府邑者不便之數事論遂許之吏裁決措巨木塞及派每
 五十年薪之實享保八年也爾後村常乏水鑿井以灌溉而天少旱輒土田龜
 裂護禾枯死民苦之每新塞未設歸拒之往往有抵罪死者慶應元年其期復
 至村氏力拒迎至明治元年郡宰鈴木準道曉誘竣工明年春適無雨不能插
 秧村氏加藤某等數人終決死揮斧創木捕而因獄準道與用水掛德山明定
 請諸主茂昭公親巡視為公命治水利乃與諸村父老及鯖江藩吏謀廣井又
 改築松壽池堰埭因為陳事情可憫之狀請散罪因公惻然立命出之村民感
 喜造公及二巨木像祠而祀之其後無復乏水之患諸村和諧收獲茂增於是
 思恩德益切晉謀建碑欲使子孫永無忘人請今文乃叙且銘之曰
 出而耕耨入而笑歌瞻彼渠水潺潺注坡是也愛感今也安和隨惟誰力君
 恩不磨

明治四十五年七月

從七位勳八等山澤蘭書

木城音撰

⑦ 紀恩碑拓本の幅

今也

白王帝勅ヲ下シ憲法ヲ公布

シ邦家ノ制ヲ改ム進道君

福井市長ノ撰ニ任入赴任

ノ際予ニ一言ヲ需ム即講話

ノ要領ヲ記シ以贖ニ換フ

君福井市長ノ撰ニ當リ公共共我

弱ニ投シテ救テ顧慮スル処ナシ為

士ノ職身ヲ以テ國ニ唱ヘ死ヲ以テ國

ニ報ユルハ之君カ素志ニシテ予モ亦不

疑トモ也而救國ノ念益強固ナル

ヘク忠ヲ盡スノ精神益精密ナルヘシ何

トナレハ事ニ辨タルモノ、亦為徳テ公

衆彼是ノ利害ニ関スレハナリ

借彼ノ利害知大之ヲ詳シシ衆ニ計リ

衆可トシテ之ヲ行フ行ヒ則法アリ法ニヨ

リテ事ヲトルモノ其心精微トフサルヘカ

ラス真実ノ人ニ徹スル言ヲ俟タス衆ノ

和スルト否サルトハ誠意如何ニテハ也

公共ノ道ニヨリテ公共、真ニ任スルモノハ

自ラ公共ノ心アリ、公共ノ心ヲ心トスルモ

ノハ則無偏無黨地方全体ノ為ニ謀リ

テ偏依セス事々其主眼ヲ明ニシ次序ヲ

定メ洋ニ議シテ以テ衆ノ望ヲ達シ土地

ノ富シ國用ヲ足シ人々各々其權利ヲ保

持シ君ヲ尊ヒ國ヲ愛シ己カ志ヲ遂テ悖

ラス各自々由ノ幸福ヲ全スルニ至意辛

先勉勵セサルヘケンヤ

若或偏黨相依頼ニ目前ノ小利ニ迷ヒ

公共ノ道ニ背ケハ情ニ多數ノ怨ヲ招ク

ニテラス國家ノ不利ヲ未シ

勅令至仁ノ本旨ニ戾ル慎マサルヘケンヤ

人民百般ノ事幸富強ノニ致ニ殊トラス富

強ノ本ハ共和ナリ地方相和シテ業々脩

メ一致シテ事ヲ行ハ富強ノ道備具シ萬

般ノ煩惱モ消尽ス徑倫公道ニヨル共

効達ナルヘシ何害僥倖ニ依頼シ機、投

ニテ容ラニフヲ求ヘルノ比ナラシヤ

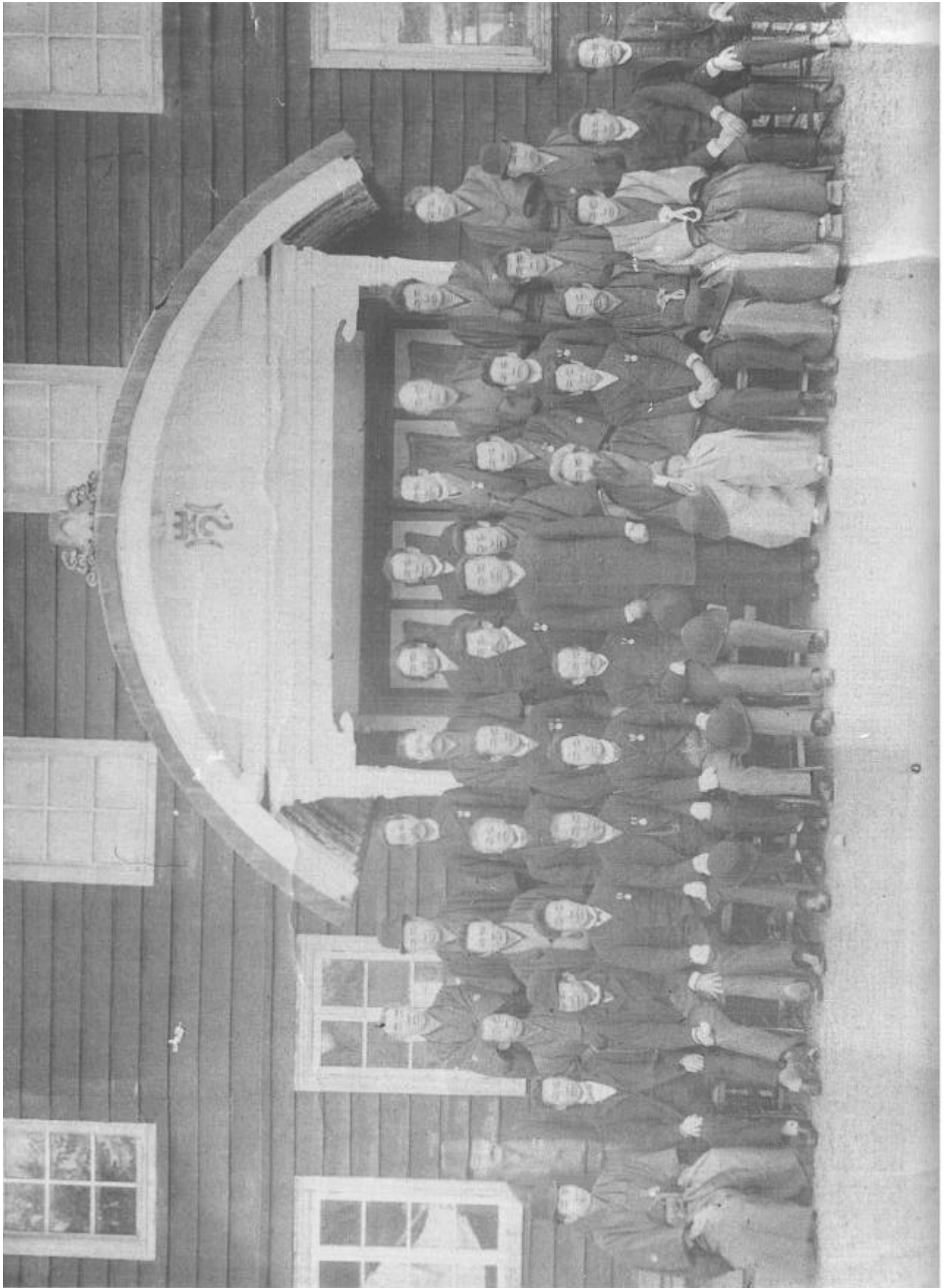
若カ任ハ獨立市政ノ長ナリ徑倫任ニ

非スメ何手モ深恩セユ

明治二十二年六月 公正稿



⑦ 由利公正祝詞



市長就任時 市會議員との記念写真（鈴木秀枝氏寄贈）

借入の御事
 御金共費目
 大工詰り...
 正徳四年
 御事
 御金共費目
 御事

借入の御事
 御金共費目
 御事

④ 借用証書類（勝山藩借用状・同裏書）

借付了事
 此合三拾貫目是
 右之紀伊中納言為前所借用所
 言也位和此拾貫目并其月
 共拾貫目利是加前言元利在
 左度在母下其明言並其
 利也此並其下其言其
 多くと其為其言其

寛文五年三月 安後事印

全九 五十九

紀伊中納言右之左様福書月並其
 利並其並其并利取信其言其
 正判言其言其言其
 寛文五年三月
 全九 五十九
 安後事印

⑨ 借用証書類（和歌山藩借用状・同裏書 複製）

依 河原用指之巨以銀子事

銀合五百貳拾貳貫七百拾貳文也

右之年、辰言之為 河原用指之方之指之巨以銀子
 然、其ノ、當己年ノ拾分一充、清流、清流、清流、
 清身、利が銀ノ月、之、之、之、之、之、之、之、之、
 仍、也、

延寶五年己丑月

始(利)給(金)

長(指)控(金)

石(波)中(指)

服(於)同(金)

左、右、右、右、右、
 今、右、右、右、右、

計、數、書、直、相、返、有、百、貳、文、也

本、之、元

兼、女

石、之、波

㊤ 借用証文類 (福井藩借用状・同裏書)

足羽郡加茂山
 内山屋敷三平
 百拾間
 四方 金屋七三郎可
 以支配之者被其條
 諸役其如
 寛文十二壬
 三月日 永見志摩守 奉之



足羽郡小山首賀茂若狹河幸山之門
 此表繪為通之方也其互 汗未印統
 其為該觀境目公石屋屋極其波以我亦其
 那其行在為校理仍如件
 寛文十三癸二月号 鈴木清徳
 小治程
 金屋
 七三郎

② 松平光通朱印状
 ③ 賀茂山内朱印地絵図・同裏書



㊦ 木彫大黒天像



⑧ 秤竿外商壳道具

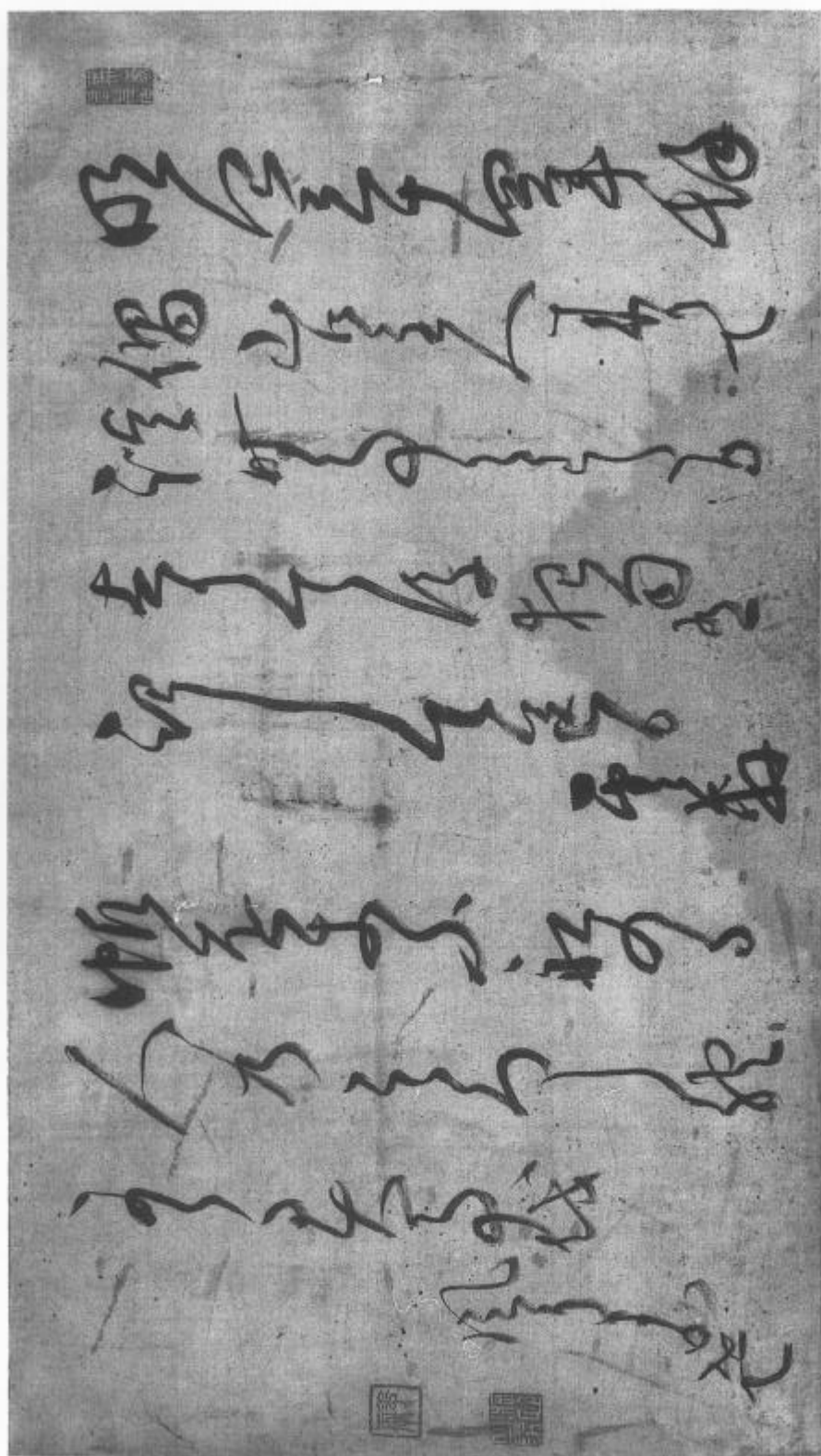


家譜

當家先祖を當國南條郡湯尾驛山口
二左馬允當所へ別家結又事正徳年中
カ内佛之御裏に古子保二丁酉年行町
道永トアリ俗名彦四郎玄珠法号貞譽
軒道永妻湯尾驛五良兵衛女秋湯尾
三右本家彦四郎ト申カ于今田地水帳ニ
之彦四郎ト云高帳ニ記スアリ右子保已前
ニ十六拾石余々高持百姓ナル由承及當所
行町を暫之仮居トミエタリ上行町之内カ

自詠和歌幅
田中大秀筆

◎田中大秀筆 自詠和歌幅



⑨ 由利公正筆 自詠和歌并詞書の幅

越前国福井里民 正玄五郎 橘尚事

越前国福井里民 松塚持助 直臣

越前国福井里民 山口十藏 春村

越前国福井里民 山口弥太郎 御埴

丙午田中秀越前
改廣道

◎ 田中大秀越前關係門人名札

天保十五年甲辰秋八月十三日

尚事 ナホコト
三十三歳

天保十五年甲辰秋八月十三日

直臣 ナホ
二十六歳

天保十五年甲辰秋八月十三日

吳服町

錦園 ハル
春村 ハル
二十三歳

天保十五年甲辰秋八月十三日

松室 マツム
御垣 ミカキ
二十六歳

越前福井里人

駒屋善右衛門清慎

越前國福井咄科三崎玉雲日下部道生

越前國福井里人

山口彦三郎從彦

越前國福井里池田通齋源武方侶

弘化三丙午歲六月

佐久間清慎 キヨハシ

弘化元年甲辰

夏六月二十有五日

道生 ミチウキ

弘化元年甲辰

夏五月

米所翁

從彦 ヨリヒコ

天保十五甲辰歲九月十九日

通齋トウサイト唱
本所江仙翁

二十五歲 夕ケマロ

南蠻流金瘡口傳目錄

南蠻流金瘡口傳目錄

元祖 栗崎道喜

嫡子 栗崎道喜

貞亨四丁卯年三月十二日 正勝

栗崎道喜
栗崎道喜
栗崎道喜

南蠻流金瘡口傳目錄

手負昔來時對使事

- 一 手負老若男女手癩之品手取具聞屆事
- 一 四時溫熱冷寒陰陽考事
- 一 療治入用之品々調置後申遣事
- 一 此方持參之品々平生相改置其時到先而手文無之候心得之事

右四箇条序

○第一生死之癩見定事

- 一 頭之死之事
- 一 喉之死之事
- 一 胸之死之事

師委細免許而以授之印可矣特其世以此藝能成而為醫功之司以富貴高威之位欲用之然常難居貧賤朝暮之乏只願暇日本清土而死先祖之孫家雖然道隔海上而欲渡無船欲步無路只愁悲向干蠻風而沾雙袖哀無所飯茲幸蒙天道神佛之慈惠得暇日域貴國之古鄉矣而後多年於日本療功如磨玉終年七十歲常以其傳相續子孫者也其流今於我二代也真理之源流決定無疑者也以因于父意之療功奇驗之子段仕懸之分事今改作於此書而傳于孫者也

一家流金瘡外科嫡流傳授之趣於爾以口授相續之者也至于後裔雖為弟子於秘靈之旨全起於弛心而漫不可傳之者也仍遺成如件

元祖 栗崎道喜

嫡子 栗崎道喜

貞亨四丁卯年三月十二日 正勝



栗崎道喜

⑤ 栗崎道喜正勝筆 「南蠻流金瘡口伝目錄」

家流金瘡秘傳書

全

金瘡口傳之目錄

第一生死之疔見定事 第一生死見定

一頭之疔之事

凡此是之第一能見分事肝安生
死之品有上七先手負之疔依心付テ
見ル一其故二疔所ツ記置ナリ
頭之疔堅横共三腦ニ不入ハ不苦腦ニ
サセ入テ必死ク腦ニ入ルト不入トハ
先疔大小淺深ツ以テツモルヘ然頭ノ鉢ノ内ニ
ノ如ク重皮有テ其内ニ腦有其皮ハ息ノ出入ニ依テ
浮沈有テ手負血ニラテ見旦カク其無火
ノ移リツ以テ見ル蜘蛛ノ糸ノ如ク油ノキレウキテ
見ルハ油ノ海ヲ見ルハ腦ニ疔行ルト知レシ昼夜

栗崎道喜正勝筆 「家流金瘡秘傳書」

止ルモノ輕ク燒タレハ初中終トモ辰砂膏ニテ

一湯燒之事 是ハ大瓶輕キモノ辰砂膏ニテ若深

一藥燒 是ハ強キハ布ハ大方葉ヲ焚シテアケウツス其

一油燒 是ハ膏藥煉カ桐油煉カ或油アケテ時カ有テ葉

一金物燒 金物類燒タレカ當テ燒タレテ是ハ瘡治ハ火

右獸齒角湯火燒者雖金瘡之外成

外治之通不洩其數故今此記者也藥

方其功能以為勝可用者欵

栗崎道喜
元祖

嫡子 同 道喜

嫡子



貞享四歲卯二月廿
嫡子 栗崎道喜

阿蘭陀口和書

草部

- 一バシリコン 礮邊草
- 一ヲホ々ナクシ スミラ
- 一ソラトロン 小茄子
- 一アルテミイシ フツ草伊大
- 一マルハス 葵大也
- 一ベニアルブン 麥門冬
- 一ヘミルキ 草撥
- 一ロリメタロニ 天花粉
- 一クルイフルル
- 一メキヨカアナ
- 一コステセス 蒼木
- 一コスライセスル

脂之部

- 一ミスチイセス 杖之脂
- 一レイレイアス 杖イ好
- 一アモニヤクシ 芥子脂
- 一アヒヨシ 菖蒲根
- 一カルモスアルマテコス 李子實脂
- 一フルンム 山揚梅脂
- 一コミシラビル 松脂
- 一アラアウシ 松脂
- 一コルホクニヤス 松脂
- 一レイレイオヒニ 松脂
- 一レイオヒニ 松脂
- 一レイオヒニ 松脂

蟲之部

- 一セイラ 蠟
- 一ハアスル 蜂蜜
- 一ホクニキ 百葉赤煎
- 一ハクチリカチヨ 赤蝶
- 一オラコラハクチン 赤蝶
- 一カラニシウテカラム 赤蝶
- 一キクホルス 赤蝶
- 一マイルアルヒ 赤蝶
- 一オラコラ 赤蝶

一タクリヨアウラニスヤルロ
 一アキスニカホルテイニ
 外科諸道具部
 蜜科皮油
 猪之油

一スハアドル
 一レゲイル
 一ヨウルタニ
 一バルベル
 一ナアル
 ヘラ
 ハサミ
 毛引分サミ
 大分サミ
 ハリ

一レイフル
 一スベイ
 一ハアカ
 一スボウイ
 オレ
 トメバリ
 カキ
 水突

一部
 一バルヘイル
 一ドクトウル
 一ラハメ
 一ミン
 一ケントロ
 外科之事
 本道之事
 人事
 人事
 小兒

一ハルズスリセイ
 一ケニテ
 一ホウフ
 一子ルホ
 一フルクト
 一アルニヤ
 一ヘストロ
 一マレニコヤ
 一マヨウル
 一メノウル
 一ヨロウト
 唯ノ痛
 熱
 骨之事
 筋之事
 血止之事
 可カリ腫物
 アソノクワウ
 腫物
 血アウラウ生
 腫物紫毛垢
 大
 小
 大

一ケレン
 一ライギト
 一フルケイル
 一ホツク
 一ベエヤ
 一アルテエリヤ
 一ソクルヨラサンハルト
 一スウルルメイリヨ
 一ツエニスアホクヘスロニヨ
 一ツエニスアホクヘスロニヨ
 一ツエニスアホクヘスロニヨ
 一ツエニスアホクヘスロニヨ
 一ツエニスアホクヘスロニヨ
 一ツエニスアホクヘスロニヨ
 小
 噴之事
 逆之事
 書物之事
 肝之主治
 心之主治
 心之主治
 肺之
 脾胃
 肝

金瘡初發

一男女手負深手淺手ヨラス
其人之氣血之虛實肥瘦ヲ
見尤脈証ヲ考テ可療治

頭疵之證

一立テ疵オラハシロノカミニイメヨ
リヒタイカミノクキマヒスクニ刀
ハハキリヲニ先分テハツツハ膠ニ
不入アリ却ルキツサキテイメハ
キノ正中ヨリ額ヲキリテ切リ

口傳四時之分別ヲ心得ハシ但シ二
三日四五日之間玉子之仕掛右同
前サテ其後三疵之愈マシ見合
テ則糸ヲ咬ミ切ルニ極テ糸之仕
掛付ヨリ疵之色アイ虚寒ヲ見
分テ煉茶ヲカシサテ膏茶ヲ
付テ愈ハシ大方レシ上テムカ
木綿ヲハツシハカリシ疵口付テ
膏茶ヲイヤス也口傳

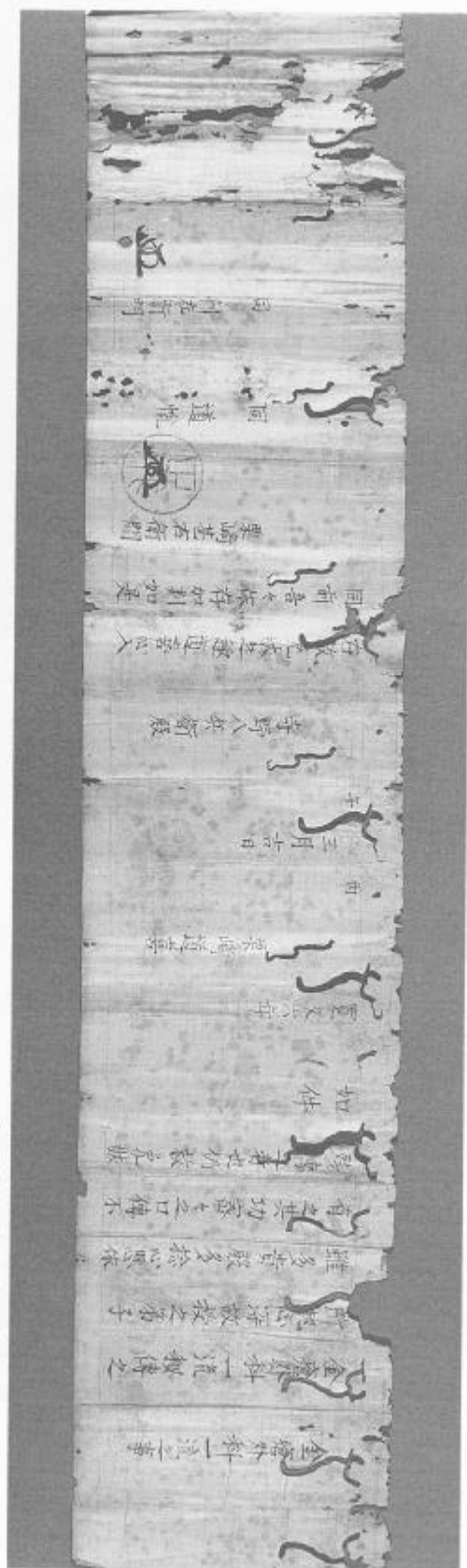
其又疵之仕掛並ハ千切

一又モ燒沔之仕掛縫ヨリ右同
前玉子之仕掛右如木綿ビシ
二三付テ右如エテラレ能ク
ミタレハシカモ其上半綿ヲカセ
其也但シキマツクヨリウスクニ也
又疵ハ潤深ユハ二三日中煉
茶多ク見合テオニ膏茶ヲ
付カハツシツカイヨウ右仕上日前
並ハ千疵ハ千切ワリ先時仕カ
ケ燒沔之淺様右同前但シハ千

切丸角ヲ骨コソケテコソケミ
 カキテ上ノ皮肉ヲシ付ケ如常縫
 也上之仕掛糸之切様茶之付
 様何モ同前
 面疵之仕掛
 一則洗様右ノ如クも縫様ハ面
 疵ハ何ノ疵ヨリモ少シ入細能
 縫也能アライ清玉子仕掛様
 赤シテ白ミツカ也茶ノ仕掛
 糸ノ切様ハ上右同口傳
 耳ノ疵ノ仕掛
 一耳之疵モ焼河ニ洗様右同
 前ヌイ様ヌキメヨクシ合先ハシ
 一針ヌイ辰ミズキ能ヌイ也其上
 玉子ノ仕カケ右同前卷様耳ノ
 イ両トコトコミヲ入上下ヨクノ其上
 シ能ミ也但上膏赤煉茶ハ右
 同シ口傳尤卷様口傳
 フエノ切丸仕掛
 一五ツ切丸時ハ焼河ノ洗様右

岩
 寛文四年
 十一月六日
 栗崎氏道悦
 林道哲

⑤ 栗崎道悦正幸筆 「南蛮源流金磨書」



⑤ 栗崎道喜正勝筆 「金齋外科一流秘傳免狀」

金瘡師語録全書

凡手負ニ向可心得品々數多雖有理深ク
辨シケキ故ニ紙面ニ書曰ク然トモ切斷ヲ
導クタメニ有増仕懸前後セサルヤウミルスナリ扱テ
深手ニシテ浅手ニシテ先風ヲヒカサルヤウニ早ク疵口ヲ
可包災ニ疵ニ應メ夫々ニ巻木綿ヲコレヲヘテキ扱テ
燒酒玉子酢油針系燒金漆木等ノ類ヲコレヲヘ
置疵ニ取懸少モ向ノスケサルヤウニ時ニ仕舞ヲクモ

◎ 栗崎道喜正勝筆 「金瘡師語録全書」

多クカハラハ肉ノ廻リ可灸肉ヲサテ吉レ或ハ肉流シテ
カケテモヨシ菟角合瘡ノ分ハ茶入茶碗ナリ次物ト同
菟角本ノ如クニ合少モ出入無様心ノ順ニ可縫扱テホ
ウキキ口ノ疵ハ手負ノ養生肝要ナリ先腹立怒高
声或ハ笑或ハ堅食物ヲスル莫クカタク可致菟角物ヲ
見ハ心通ノ頭動瘡ノワサワイトナレ程ニ愈テ糸ヲ切ル
向ハ人ニ不逢奥深ク入テ指ナル処ニ心氣ヲ沉テ能々
養生スルモ宜行專ナリイタナドハ弥々ニ可致ハ

フエ瘡ノ次第横ニ方キ切り或ハスナカイニカキ切取ハ
ツキタル疵モアリ仕懸前ト同シ先燒酒ヲ洗疵口ヲ
押合頭クフラス咽ノ高骨ニ目ヲ付テエカニサルヤウメ
一針縫テ次々ハ見合可縫フエハ呼吸ノ通處ナルヨツ
テ息ハツニ強シ能ク心付縫後モ後氣ハハリ時系切サレ
ヤウニ分別シテ可縫咳ノト強ケルハ必糸ヲセキ切食
水ナドモ出ルモノナリ不發為可治亦フエノアタリツツ
キタル疵ハ大小ニ隨テ可治ツキコニ深ク瘡口モ大ニテ

eenen vasten bloedtoek, dit welke zeer slecht weinig stei
 afscheidt. Diezelfde scheidt bij gebonden een sterk gestel en
 menging tot ontbindingen, en riekten aandoeg tot ontbinding
 of reeds merklyke ontbinding aan. De tekenen van het vke
 vlyt ontbaten bloed zijn: het stalt een snel, scharp
 onmiddelyk na het uitdruygen uit de ader, in eenen
 keur vasten bloedtoek, dit welke zeer slecht weinig stei
 afscheidt, en op welks opperblakte zeer een vette vaste sp
 schied (corium s. crista pleuratica) vormt, des te
 vasten en scharp, hoe hooger de graad van ontbinding is,
 zelf bij de hoogste graaden hoe sabb, dat zij niet dan met
 moeite kan doordruyden worden. Echter moet men hier,
 bij het onderscheiden, dat zij ook bij ontbindingen kan
 ontbreken, en dat hare afscheytheid gelyk is de afschey
 hied van de ontbinding aanduidt; doord, dat hare ontbaten
 zelf van de opening der ader afhaagt, en een kleine ope
 ning, waar het bloed niet in eenen stroom uitvloert, ha
 re vorming vermindert, en vermindert, dat zij hier ook bij
 rheumatische riekten en bij krampige krachten kan oer,
 men hier is zij slecht los en minder dik; de stave ont
 stekingssart onderscheidt hier door hare witheid en
 vastheid. Wanneer zij gelaetig, groecaetig, slootig, gekleurd
 is, scheidt zij kenmerklyke scharpe ontbindingen aan.

Of gebruik van water (druygt en bloed), schaltgallige
 taalenigheid).

In geringe kamendang. Of scheidt of gebruik van glaste
 die verbinding en stolbaarheid des bloeds, of overmaat
 van waterige deken in het bloed aan, en heeft des te
 sterke smarten.

Deukie des bloeds (tenditas serosa), overmaat van
 stei, scheidt scharpe assimilatie, eloro tekenen aanleg, mei
 ging tot sterkheid aan. Ontbinding des bloeds (collig
 iatie sanguinis), gebruik van stolbaarheid en glastieit
 (het bloed is donker en stalt niet in een vasten bloed
 toek, maar in eenen bucaetige massa, in stalt de er
 der en de stei gemenge. of scharp), scheidt aanleg tot vke
 vlyt ontbinding, scharp blyke uandoeningen, tottoerb

①「扶氏經驗遺訓」写本

In het begin van den 4^{de} jaar
van Kaga, werd ik op het verhoor van
den grachten Meester K. of Kendo te
Utsunomiya, verplicht dit Merk na te
schrijven, om in zijne behoeft te
doorkien; daarna begon ik die taak
in juni van den helften jaars voortzet
en thans voltoerd, in zijn hand.

April, 6^{de} jaar van Kaga.

te Okaka

Tom. Tetsu te Kaga.

in het lidet



⑩ 笠原白翁筆 山水画下絵

毎世にまればいのちもぬとも死す
 人を志たすぬ道はまじむ良

⑩ 笠原白翁筆 「たとえわれ云々」の自詠和歌短冊

皇都者町之奈上町殿町 陣痘館

新井 春神 少彦名命 御

穀川四郎八

草創諸人

連名

拵敷主

班列

元師

連名

晚碧 日野 勇 敬

總管

日野 桂 洲

全

笠原 良 策

全

桐山 元 中

全

三引痘

入室

五 日野 桂 洲

全

五 笠原 良 策

全

五 桐山 元 中

全

土山 春 奔

全

中山 大 藏

卯引痘

上堂

土山 春 奔

全

中山 大 藏

全

生山 禮 造

全

尾崎 芳 外

全

全

大 伴 高 齊

全

新 宮 永 俊 策

全

城 天 剛

全

飯 尾 禰 輔

全

保 富 純 輔

全

明 石 祐 吉

全

新 宮 宇 野 治 元 律

全

宮 桑 元 吉

全

松 本 文 成

全

新 宮 岡 部 倉 竹

全

司庫

李 戶 一 平

全

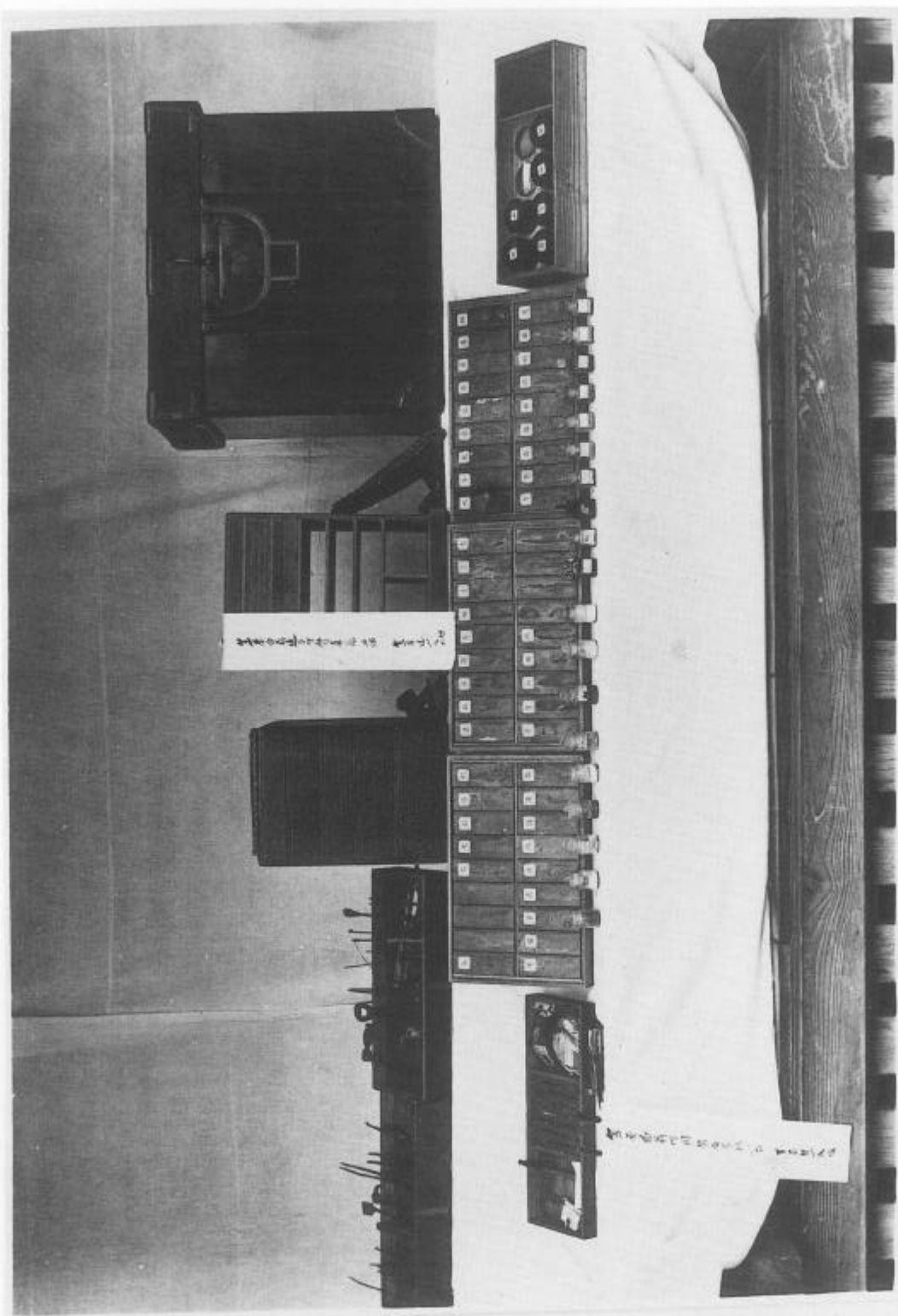
書記

五 尾 崎 芳 外

全

已上

⑩「京阪地方種痘伝播書類付東都伝達記録」



笠原白翁所用 薬籠並びに医療器具（写真・福井市春嶽公記念文庫蔵）

ほのぼのなまけーなまのせむらひ
なまのせむらひ

◎松平光通筆 古歌短冊



⑩ 五鉄之鍛書



⑩ 五鉄之銀書

一 空色 ワレハハ秋雲間之色ニタトリ
世ニ云ヌンホ色ハシ
 一 晴色 光ヲ移ス成ヘシ
 一 黒色 背ニ敷ナニ色之濁クハムヲ云ナリ
 一 淺色 ソラ色ニ入ヨキヲ云ナリ
 一 白色 光ヲ請ル成ヘシ色ノミラケタヲ云ナリ
 五肌之事
 一本肌 ノキノナキノ如ク白キ夕地ノ底ニ見ユ云ニ

一本肌 木ノモクヲ見ル如ク鉄ニ目見ルヲ云也
 一 梨肌 アリノミノ切ロニ銀ヲナシハスト云也
 一 雲肌 白雲ヲ引名ニ鍛テ雲肌ト云也
 一 松皮肌 地假無敷肌荒故松皮肌ト云ニ
ヌナカシ心此肌ニ近シ
 刀形指ヲ作ニ吉凶日之事
 丑寅辰巳酉戌 巳上六日善
 子卯午未申戌 巳上六日悪

一、海康院... 二、... 三、... 四、... 五、... 六、... 七、... 八、... 九、... 十、... 十一、... 十二、... 十三、... 十四、... 十五、... 十六、... 十七、... 十八、... 十九、... 二十、... 二十一、... 二十二、... 二十三、... 二十四、... 二十五、... 二十六、... 二十七、... 二十八、... 二十九、... 三十、... 三十一、... 三十二、... 三十三、... 三十四、... 三十五、... 三十六、... 三十七、... 三十八、... 三十九、... 四十、... 四十一、... 四十二、... 四十三、... 四十四、... 四十五、... 四十六、... 四十七、... 四十八、... 四十九、... 五十、... 五十一、... 五十二、... 五十三、... 五十四、... 五十五、... 五十六、... 五十七、... 五十八、... 五十九、... 六十、... 六十一、... 六十二、... 六十三、... 六十四、... 六十五、... 六十六、... 六十七、... 六十八、... 六十九、... 七十、... 七十一、... 七十二、... 七十三、... 七十四、... 七十五、... 七十六、... 七十七、... 七十八、... 七十九、... 八十、... 八十一、... 八十二、... 八十三、... 八十四、... 八十五、... 八十六、... 八十七、... 八十八、... 八十九、... 九十、... 九十一、... 九十二、... 九十三、... 九十四、... 九十五、... 九十六、... 九十七、... 九十八、... 九十九、... 一百、...

① 阿部四郎五郎正之書状





⑩ 横井小楠筆 精書

解

説

藩士

山 県 家

山県家は、武田信玄の重臣で、二十四将の一人として著名な山県三郎兵衛昌景を祖とする。昌景は、信玄・勝頼二代に仕えたが、長篠合戦で戦死した。主家武田氏が滅亡すると、昌景の孫にあたる昌時が、慶長四年（一五九九）下総国結城において、のちの福井藩祖結城秀康に召し抱えられた。秀康の越前移封に従って同六年知行三〇〇〇石を拝領、のち一万石にもなった。秀康に出仕すると昌時は、かつて祖父昌景が武田氏の家臣として徳川家康と交戦したことを憚り、姓名を笹治正時と改めたため、幕末に復するまで山県氏は、笹治と称している。

山県家は藩政時代を通じて最高の家格である高知席に列し、家老・城代の要職に就任している。伝来する文書・什器は二六〇点で、系図・書出が多い。

① 武田信玄軍陣影

紙本着色 九六・一×三九・九

一幅

町田市 山県昭彦氏寄託

江戸時代初期から、狩野派や土佐派の絵師たちによって床机に腰を掛け軍配を持ち、諏訪法性の兜を冠するといった構図の信玄軍陣影が盛んに描かれた。しかし本図には諏訪法性の兜が描かれておらず、信玄軍陣影の構図がまだ定着していない初期の頃のものと思われる。また他の軍陣影よりも顔の

特徴が細かにしかも躍動的に描かれており、猛々しく威風堂々とした姿は信玄の人物像を実に良く表現していると云えよう。

② 山県昌景所用 猩々緋指物

猩々緋指物

一点

町田市 山県昭彦氏蔵

武田信玄の重臣で長篠の戦いで戦死した山県三郎兵衛昌景所用の指物と伝えられる。昌景の子孫で越前福井藩士であった山県家代々に相伝された。

指物（差物）は陣中で役職や家門を示すため、具足の背の受筒にさしつけた標識を云い、多くは文章や家紋・文字等であるが、本指物のように当時これらの外にも奇抜で多様な意匠のものが好まれた。『武用弁略』によればこの指物の種類は、不落浮乱（知呂利とも）或いは帽頭と呼ばれるものに属すると思われる。本指物の材質は羅紗（地が厚く密に織り上げられた毛織物）製で当時高級な舶来品として珍重された。

③ 武田三将図

絹本着色 八六・〇×三五・四

一幅

町田市 山県昭彦氏寄託

武田菱紋の前立てを置いた白頭の兜を冠り、鎧具足の上に朱衣と袷袢を覆い、右手に軍配・左手に数珠を持つて床机に腰かけた武田信玄軍陣影は、単独像や二十四将図に見られる代表的な構図として知られている。しかし本図のように三将図として描かれたものは珍らしく、信玄単独像から、二十四将に定着するまでの中間的な作品と見られ、江戸初期から二

十四将図が制作される元禄年間（一六八八—一七〇三）頃までに描かれたものと見られる。信玄以外の二将について、山県家の伝えるところでは、右を山県昌景に、左を山本勘助に比定している。しかし、二将ともその鎧具足に武田菱紋を用いていることや、武田二十四将図の顔ぶれなどを考えあわせると、特定はできないものの右は武田勝頼、左は武田信廉（逍遙軒）であろうと思われる。

④長篠合戦之図

紙本着色 九五・二×六五・九

一畳

名古屋市蓬左文庫蔵

尾張徳川家に伝来した二枚のうちの一枚で、長篠合戦の主戦場となった地域の地図である。図中には、織田・徳川両軍がめぐらした連吾川ぞいの馬防柵の様子や、武田軍本陣の移動の様子が記されている。また武田家重臣馬場信房戦死の位置とともに、山県昌景戦死の位置も明記している。

⑤孫子の旗

三八二×七九

一旒

塩山市 雲峰寺 蔵

代表的な武田騎馬軍団の軍旗であり、快川紹喜の筆と伝えられる。引用文は中国周代の兵学者孫武（孫子）撰の『兵法』軍争篇第七による。この十四文字は「疾きこと風の如く、徐かなること林の如く、侵し掠むること火の如く、動かざること山の如し」で、武田騎馬軍団の戦法をよく象徴するものとして著名である。

雲峰寺は、臨濟宗妙心寺派の古刹で、寺伝によると天正十年（一五八二）三月武田勝頼が天目山で自刃した後、敗残の兵より託されたのが、「孫子の旗」「諏訪明神旗」等であるとされている。

⑥諏訪明神旗

一旒

塩山市 雲峰寺 蔵

武田信玄が勝ち戦の神として尊崇した諏訪明神の神号を軍旗にしたもので、現存のものの中には長方形の旗の周辺に魔除けの梵字が数多く描かれているものもある。信玄は大将旗として自らの陣に用い、いくさの前には諏訪大社で入魂の祭祀を行った。

⑦磯貝正名（浮石）筆 武田二十四将図

一幅

甲府市 磯貝正義氏蔵

元禄年間（一六八八—一七〇三）以後さかんに描かれた二十四将図の一つで、作者は、美濃岩村（現岐阜県恵那郡岩村町）藩士磯貝正名（浮石）である。画中左下隅に「竹月堂浮石筆」と記されていて、「浮石」の款記を用いた正名晩年の制作（明和五年歿）と見られる。

現存する一般的な二十四将図は信玄を含めて二十四将が描かれているが、江戸後期には二十五将・二十六将のものや或いは十一将図、その他信玄では無く武田勝頼を中心に描いた例もある。二十四将という呼称は後世のもので、『甲陽軍艦』の流布によって書中に登場する主な猛将・剛将を狩野派の絵師等が撰定したものとされておき、各将の顔ぶれは画像によ

り必ずしも一定しない。本図は信玄の口元が乱杖歯で描かれ、惠林寺（山梨県塩山市・武田家菩提寺）蔵の武田不動尊像を意図したものと思われる。二十四将図の多くが絵師・制作年代ともに不明なものが多くだけに本図はそれらを特定でき、しかも絵師の作品でないところに特徴があるといえよう。

⑧むかで隊旗型紙残欠

紙本墨書 七四・六×三七・〇

一枚

町田市 山県昭彦氏寄託

むかで隊旗は、『甲陽軍鑑』に「御陣の時御使いたすは、大むかでの差物の衆也」とあり、主に武田騎馬軍団の軍使が用いた。むかでは古来毘沙門天の使いとして尊ばれその姿を甲冑の裝飾や旗印に描いた例は他にも多い。この型紙は、老朽化して所々破損した旗を写したもので、原旗の尺度は、鯨尺で縦二尺五分横一尺二分（約七七・五×三八・六糎）と記されていて、旗指物としては小型のものであったことが知られる。

⑨結城秀康知行宛行状

慶長六年（一六〇一）九月九日付 笹治大膳宛

一通

町田市 山県昭彦氏寄託

宛知行分之事

- 一 高千拾石七斗七升 田中領
- 一 高千三百式拾六石式升 同領 上石田村
- 一 高六百五拾五石四斗四合 同領 佐々生村
- 同領 小倉村
- 合参千石者 大畠村

右知行分無二相違一可
レ有レ領知一者也、仍如
レ件

慶長六年 丑

九月九日（結城秀康朱印）

笹路大膳殿

慶長六年九月九日付の藩祖結城秀康よりの宛行状である。知行宛行状とは大名が藩士に知行を与える直書のこと、福井藩では結城秀康・松平忠直・忠昌・光通・昌親・綱昌の六代の藩主が知行取の藩士に下付している。

本状は福井藩主下付の最初の領地宛行状で、笹治大膳正時は田中領（現丹生郡田中）三〇〇〇石を与えられている。

笹治大膳は、武田家の重臣山県三郎兵衛昌景の孫で、下総国結城（現茨城県結城市）において結城秀康に召しかかえられたが、祖父の主君武田家が徳川家に敵対したことをはばかり、姓を山県から笹治へ、また名も昌時を正時と改めている。

⑩官軍祈禱札

木製 二二・七×八・〇 一八・二×七・四

二枚

町田市 山県昭彦氏寄託

幕末の越前山県家当主山県正任（昌）は、明治元年六月二十五日より同十一月十三日まで、会津征討軍として出征した。越後国宮堅山に至って、当地の武神である宮堅山八幡宮で武運長久・軍戦勝利の祈禱を行なった際の祈禱札である。ここにみえる増子左右護頭は祈禱を行なった同社の神官と思われる。

山川家

山川氏の遠祖重光は、鎌倉幕府の評定衆であった結城朝光の三男で、下総国（茨城県）結城郡山川庄に居住していた。その子孫は代々綾戸城（山川城）を居城とし、関東の名族結城氏と連繫を保ちつつ、独立領主としての地位を守り、重光一五代の後胤山川讃岐守晴重は天正十八年（一五九〇）、豊臣秀吉から下野国（茨城県）において一六二二貫余を安堵されている。

晴重の嫡男讃岐守朝貞は、結城秀康の越前移封に随従して、慶長六年（一六〇一）一七〇〇石を拝領、志比谷の谷口（一説に花谷）に居館を構え、大坂の陣で武功をあげるなど活躍した。朝貞の嫡子讃岐守朝重は直参となるべく暇を乞い、同家は一旦廃絶。朝貞二男の内膳朝成が三代藩主松平忠昌に召し出されて家を再興し、五〇〇石を給与されている。寛文十年（一六七〇）家督を相続した半大夫朝沢は、福井藩が半知となった結果、貞享四年（一六八七）二五〇石となり、さらに朝沢の嫡子内膳朝実（朝音）が出奔するなどして、同家の家禄は二〇人扶持に減少した。このように山川家の禄高は著しく減少したが、藩祖秀康の縁辺につらなる名門のため、家格は高知席につぐ高家に位置づけられていた。

⑪ 上杉謙信書状

（元龜三年）正月四日付 山川讃岐守宛

一通

茨城県結城郡 山川きく氏藏
態以レ使申届候、仍石倉之地、今月三日落居、而三日立レ馬、彼地平等ニ令ニ破却一、仕置在、如ニ存知之一、同六日至二于当地既橋納レ旗候、此上者自ニ去冬ニ如ニ申田一、早々常野之間江可レ遂ニ進発一由、及ニ其支宅ニ候処、信玄西上州へ出張、石倉近辺ニ在陣、隔ニ利根河ニ互ニ相支候、兼日好ケ之義与云、速ニ可レ付ニ是非一覚悟ニ候条、全其口調義非レ令ニ見除一候、雖ニ不レ及レ申候一、奥口味方中被ニ申合一、堅固之手刷專一候、扱亦宇都宮落居、誠義重へ愚老ニ取而も所存深与云、蘆名盛氏江之首尾与云、旁愚老大慶不レ過レ之候、其口此上者佐竹計ニ候間輒候、猶可レ有ニ口上一候、恐々謹言

壬正月四日

謙信（花押）

山川讃岐守殿

元龜二年（一五七一）冬、相摸の北条氏政と甲斐の武田信玄との間で相互援助の盟約が交されると、常陸太田（茨城県常陸太田市）の佐竹義重は、信玄と結んで同国小田（茨城県筑波郡）の小田氏治を討とうとした。

そこで、越後の上杉謙信は、氏治を支援すべく西上野に出陣し、翌三年、信玄方の石倉城（群馬県前橋市）を陥れて、信玄と利根川を隔てて対峙した。

本書状は、謙信が山川讃岐守（晴重）に上野の戦況を知らせたもので、上杉・北条氏など大勢力の狭間にあつて、独立領主としての地位を守ってきた山川氏の動向を知る上で興味深い。

⑫ 下総国山川古城之図

天正六年（一五七八）四月改

一枚

山川氏の居城の図で、一般には綾戸城とよばれる。現茨城県結城市大字山川新宿に所在し、若干の遺構が認められる（市指定史跡）。

城は、広大な山川沼に突き出た舌状台地の先端を巧みに利用し、南に本丸を置く連郭式平城である。この地は平将門の乱（九三五〜九四〇年）の際、将門が砦を構えたところとも伝えられ、古くから軍事上の要地であった。

なお、結城市上山川には綾戸城築城以前の山川氏館跡（市指定史跡。現、東持寺境内）があり、周囲に東西一四〇m×南北一八〇mの土塁と巾九・九mの堀がめぐらされている。一帯は結城郡の中心地で、東に鬼怒川が流れ、水運にも恵まれていた。

⑬ 豊臣秀吉禁制・山川讃岐守宛知行目録

天正十八年（一五九〇）五月・同九月廿日付

二通

福井市 山川修司氏寄贈
天正十八年夏、小田原へ出兵して北条氏を滅ぼし、徳川家康を江戸に封ずるなどした豊臣秀吉が、山川讃岐守晴重に与えた禁制と知行目録である。

⑭ 丹波全宗書状

六月廿八日付 山川讃岐守宛

一通

福井市 山川修司氏寄贈

〔丹波（施薬院）全宗〕

大永六年（一五二六）近江で生まれた。はじめ僧侶となつたが、のち還俗して医学を修めた。豊臣秀吉の殊遇をうけて左右に侍し、天正十三年（一五八五）法印に叙せられ、施薬院使に任ぜられた。以後、「施薬院」をもって姓とし、慶長四年（一五九九）七四歳で歿した。

⑮ 結城秀康知行宛行状写

（慶長六年）九月九日付

一通

山川菊松宛
福井市 山川修司氏寄贈
慶長五年（一六〇〇）十一月、結城秀康（徳川家康二男、結城晴朝養子）は越前六八万石を拝領し、翌六年七月入国した。本史料は、入国後の九月九日、家臣に対し初めて知行割りを行った際、山川菊松（朝貞）に宛てた知行宛行状の写である。

⑯ 松平忠直陣中提書

（慶長十九年）十月廿一日付 山川讃岐守宛

一通

茨城県結城郡 山川きく氏藏
定
一背二法度、先手并其組をはなれ、
本多伊豆無三下知一して一切罷出
間敷候、若違背之族有レ之者
可レ為二曲事一
一諸事組頭之指引背間敷候、
付、他之家中へ用所有レ之者、組頭へ

理り可レ参事

一御かはひ所へ参、濫妨狼籍并

何方にても、放火仕ましく候事

一於ニ今度陣中、当家中よりの

欠落人、他国衆ニ雖レ有レ之、理

不尽ニとらへ申ましく候、但罪

之軽重ニより組頭へ申理り、

年寄中迄可レ申事

一備押定のことく前後仕間敷候事

一陣取之儀、奉行依ニ次第、及ニ異儀ニ間敷候事

一陣中ニをひて馬を放候ハ、為ニ過錢一

代物壹貫文可レ取レ之事

右条々、相背族於レ有レ之者、速可三

之処ニ敵科一者也、仮如レ件

寅十月廿一日

山川讚岐守との

(松平忠直)
(花押)

慶長十九年(一六一四)大坂冬の陣の際、福井二代藩主松平忠直が武頭(士大将)の一人、山川讚岐守朝貞に宛てた陣中の掟書で、先手を差し越え先駆すること、陣中で馬を放すことなど、軍律を乱す行為を固く禁じている。『国事叢記』によると、福井藩は十月八日総大将以下の陣制を定め、同十五日出陣(総勢二万五千)、同十一月十七日大坂城南の生玉に布陣している。

①卯年天王寺表御合戦備図

一幅

紙本着色 七九・六×六一・〇

福井市 山川修司氏寄贈

元和元年(一六一五)大坂夏の陣の配陣図で、大坂城南の天王寺口に布陣する福井藩勢の様子が詳細に描かれている。

①大坂御陣首注文之抜書

慶長廿年(一六一五)五月七日付

一紙

福井市 山川修司氏寄贈

大坂夏の陣の際、首級数を報告した注進状(注文)の抜書である。武頭(士大将)の一人、山川讚岐守朝貞は、本多伊豆守富正の麾下にあつて首級一八をあげている。

①山川家由緒抜書

福井市 山川修司氏寄贈

江戸後期の当主、山川主税朝暁(文化十年一八致 享年三〇)の筆写にかかる。書中、天正十八年(一五九〇)奥州葛西一揆・翌十九年九戸政実の乱の際、徳川家康が山川讚岐守晴重に与えた書状四通が見え、関東における山川氏の動向を知る上で興味深い。

松平家

松平家は徳川氏の譜代の臣で、福井藩に仕えた松平家の初代備前(庄兵衛)正世の父勝右衛門親清は、三河御馬村(現愛知県豊橋市)五〇〇貫を領知していた。正世は兄勝右衛門清直とともに徳川家康の六男忠輝に仕えたが(②)、主君忠輝

の配流後、元和三年（一六一七）信州松代の藩主であった松平忠昌に召し出されて一五〇〇石⁽²²⁾、翌四年越後高田への転封に従って三〇〇〇石を与えられた。寛永元年（一六二四）忠昌が福井三代藩主となり六〇〇〇石に加増され、家老職となった。

家格は最高の高知席で、正世をはじめ正恒・正明・正義・正方・正一が家老職をつとめるなど、幕末に至るまで藩の指導的立場にあった。

⑳ 皇別源家譜

一卷

大津市 松平千秋氏蔵

福井藩士松平家の系譜で、清和天皇より起筆、新田・徳川・世良田・松平・岩津・安祥・長沢の諸流をへて、幕末の当主主馬正方（天保十一年^{一八家督}）に至る。数人の手によって書き継がれているが、親氏から忠良（初代正世の伯父）までの間は、内容補足のため料紙をかえて書き改めており、その部分の草稿と、補足前の系譜断簡とが残っている。写真は初代正世の部分。

㉑ 松平備後宛知行目録

一通

慶長十六年（一六一一）八月廿八日付

大津市 松平千秋氏寄託

（包紙）

『備前様越後ニ而忠輝様御拝領之御黒印』
慶長十六年八月廿八日

松平備後とのへ

知行目録

一四
百石
越後古志之郡
中沢村内

一
式百五拾石
頸城郡ひた守
大乘寺村内

合六百五拾石者
右令ニ宛行一訖、全可ニ領知一候

也、仍如レ件

慶長十六年

八月廿八日（松平忠輝
黒印）

松平備後とのへ

慶長十六年、徳川家康六男松平忠輝が越後において松平備後（正世）に宛てた知行目録で、正世は同国古志郡・頸城郡の内、六五〇石を与えられている。

㉒ 松平忠昌知行宛行状

一通

元和三年（一六一七）五月廿一日付 松平靱負宛

大津市 松平千秋氏寄託

（包紙）

『備前様越後ニ而始而御頂戴之御朱印』
元和三年丁巳五月廿一日

松平靱負

宛行領知之事

埴科郡内

一
三百三拾九石式斗壹升四合

岩野村内

一
四百三拾石八升

北郷村

一
三百八拾四石壹斗三升

小鍋村内

一
百壹石八升四合

下稻積村

一
式百四拾五石四斗九升式合

菅村内

高合千五百石者

右全可レ被ニ知行一者也、仍如レ件

元和三年

五月廿一日(松平忠昌)
(朱印)

松平靱負殿

越後において松平忠輝(家康六男)に仕えた松平備後(正世)は、主君忠輝の配流後、元和三年信州松代藩主松平忠昌(のちの福井三代藩主)に召し出され、埴科郡の内一五〇石を与えられた。時に正世は靱負と称した。

②③ 松平直興書状

四月付 松平主馬宛

一通

大津市 松平千秋氏寄託

今般就ニ御出府一家来

之者迄預米欣悦

之至存候、為ニ御礼一

如レ此候、恐惶謹言

四月 直(花押)

母里八代藩主松平直興(文化十四一八、安政元一八)の預米札状で、出府中の主馬に宛てたものである。母里藩は出雲松江藩の支藩で、参勤交代を行わない定府の大名。

②④ 火消役拜命の経過につき覚

一紙

大津市 松平千秋氏寄託

江戸時代、福井城下の消防は、非役の高知席の者が担当し、

出火の際、消防夫・町人夫を指揮して消火にあたることとなっていた。本史料は松平家の火消役拜命の経過について記したもので、文中、「高知席之面々火消月番之火ノ見櫓ニどらをつり置、自然出火有レ之節為レ打候云々」と見え、火消役高知席の屋敷屋上に火の見櫓を設けていたことなどが知られる。

②⑤ 松平春嶽書状

十一月廿四日付 用番宛

一通

大津市 松平千秋氏寄託

昨日評定留目付共より

差出令ニ一覽一候処、

其内大方伺済にて承

知いたし申候、唯一役大番

二組ニ相成候事、未だ我

等承り不レ申候様相覚申候、

尚又家老罷出候にも不レ及、

目付共罷出二組相成候趣意

明朝出殿無レ之候

目付へ申聞置候様いたし

度候、已上

十一月廿四日

用番江

序ニ申候、目付共用状

差出候様、是又可ニ申聞一候、已上

幕末の福井藩主松平春嶽(慶永)が、用番(月番)家老へ

宛てた書状である。家老の詰所「用部屋」で行われた評定の結果を、記録簿「評定留」によって確認した春嶽が、人事に関する疑問点（役大番二組二相成候）について、目付より説明を求めたもので、常に細かな配慮をめぐらした春嶽の人柄を示すものとして興味深い。

②⑥ 松平主馬油彩肖像画

一額

油彩・ボード（厚二ミリ）

大津市 松平千秋氏蔵

現当主松平千秋氏の祖父、主馬の肖像画で、筆者・製作年代等は不明である。

②⑦ 由利公正筆 教育に関する随筆

一紙

大津市 松平千秋氏寄託

由利公正は幕末の福井藩士で、維新後、東京府知事・元老院議員などをつとめ、明治四十二年（一九〇九）八一歳で歿した。

本史料は、『由利公正伝』（明治四十三年刊）に記載された「教育新聞一周年の祝詞」（明治二十六年^{一八}六月二十六日付）とほぼ同内容で、公正六五歳頃の筆になるものと思われる。

稲葉家

稲葉一族は美濃国（岐阜県）の出身で、越智姓を称する名家として知られる。春日局の夫稲葉正成は、越前藩の支藩にあたる越後高田松平家の家老として活躍したが、藩主忠昌が、

越前藩の三代藩主として就任すると、子正房に家督を譲り自らは江戸に隠居した。

正房は、藩主に従って福井藩士となり、高知席に列せられた。正房の子に当り分家した子正世は、小田原藩主で一族の稲葉正則の家老となったが、やがて退転し、その子正章が、元禄十六年（一七〇三）に七代藩主松平吉品に召し抱えられ、知行五〇〇石を給与されている。

稲葉家文書は一五点で、系図をはじめ福井藩主の御内書や書出があるが、什器類などは伝来していない。

②⑧ 稲葉采女書状

一通

四月十六日付 粕木工九・本多左兵衛宛

福井市春嶽公記念文庫蔵

②⑨ 越智系図

一紙

福井市春嶽公記念文庫蔵

③⑩ 御政用式目帳

一冊

福井市春嶽公記念文庫蔵

③⑪ 慶増安大夫兵術指南許状

一卷

天明三年（一七八三）十二月付 林與十郎宛

福井市春嶽公記念文庫蔵

明石家

明石家は縫殿（正府）にはじまる。正府は貞享四年（一六八七）、松岡（吉田郡松岡町）に於いて松岡藩主松平昌勝に召し出され、四〇〇石を与えられた。次いで享保七年（一七二二）、六〇〇石に増えられている。松岡藩廃藩後は、宮内（紀房）が福井藩に於いて一〇〇石を増えられ、長期にわたって側用人の重職にあったが、明和元年（一七六四）加判（家老末席）の地位に昇任し、知行高も一〇〇〇石となった。このとき明石家の知行所の大部分は改められ、足羽郡七か村・吉田郡二か村・今立郡一か村、計一〇か村を散り懸りに与えられている。

以後、明石家は家禄一〇〇〇石を継ぎ、高知席一七家の一つとして藩政に参画した。

③② 明石将曹（紀房）宛御書出

享保八年（一七二三）八月付

一通

福井市春嶽公記念文庫蔵

（包紙）
明石将曹殿

（後筆）
大隆院

覚

高六百石

右跡目知就被_レ下置_二御蔵出_二而相渡候間、

可_レ被_レ得_二其意_一候、御朱印者重而

可_レ被_レ下旨候、以上

享保八年卯八月日

雨森新七

雨森儀右衛門

蟬江刑部右衛門

明石将曹殿

勘定所の奉行名で発給された給知の書付を「御書出」という。本史料は家督相続時のもので、文言の末尾に「御朱印者重而可_レ被_レ下旨候」とあるが、実際に藩主の知行宛行状は発給されなかった。

③③ 松平重昌書状

（宝暦五年）七月十五日付

明石縫殿宛

一通

今度元服之

為_二賀儀_一肴到来、

令_二悦_一候也

七月十五日 重昌（花押）

明石縫殿とのへ

宝暦五年（一七五五）、福井一代藩主松平重昌の元服（一三歳）に際し、明石縫殿紀房が祝儀として肴を献上したことに対する答礼である。

③④ 松平齊善書状

（天保九年）四月五日付

明石縫殿宛

一通

福井市春嶽公記念文庫蔵

今度謹姫殿婚姻之

為_二賀儀_一一種到来、

令_二祝着_一候、謹言

中将
四月五日 齊善(花押)
明石縫殿殿

謹姫は福井一四代藩主松平齊善の叔母で、天保九年(一八三八)二月二十三日、備後福山藩主阿部正弘に嫁いだ。本書は、明石縫殿正房が賀儀一種を献上したことに対する答礼である。

③⑤ 松平春嶽書状

(嘉永二年)十二月三日付 明石健吉宛

一通

今度為二婚姻之

賀儀二一種

到来、令二祝着二候、

謹言

少将

十二月三日 慶永(花押)

明石健吉殿

嘉永二年(一八四九)十一月二十日、福井一六代藩主松平春嶽(慶永)は熊本藩主細川斉護の女勇姫を正室として迎えた。本書は、明石健吉良房が賀儀一種を献上したことに対する答礼である。

③⑥ 高家数人馬改帳

二〇綴

享保十一年(一七二六) 元文五年(一七四〇)
延享三年(一七四六) 明和元年(一七六四)

福井市春嶽公記念文庫蔵

明石家の知行地各村における持高・家数・人馬数、および免付(年貢率)を書き上げたもので、農民構成の主要などを知る上で興味深い。

③⑦ 明石甚左衛門豊弘兵法免許状

弘化三年(一八四六)二月付 奈良勝之助宛

福井市春嶽公記念文庫蔵

一通

明石家に伝来した明石甚左衛門家(一〇〇石)の文書で、弘化三年二月、甚左衛門豊弘が同藩士奈良勝之助に伝授した兵法免許状である。

明石甚左衛門家は、もと福井藩家老酒井家の与力をつとめていたが、兵学に通じていたため藩士の列に加えられ、元文三年(一七三八)甚左衛門慶弘の時、一〇代藩主松平宗矩の命により「兵法雄鑑」五十二篇の註釈をし、藩の兵学師範に抜擢された。武田流を基礎に、諸流の長所をとり入れた一流を編み出している。

毛受家

毛受家は、室町時代中期以降三河国渥美郡田原に蟠居した一族で、松平氏と並ぶ三河の大族戸田氏に属していたという。福井藩に仕えた毛受家の初代小三郎延洪の父孫兵衛延年は、三河国碧海郡池鯉鮒の永見淡路守吉英の次女を妻としたが、

その姉方（長勝院）が徳川家康の側妾となつて、のちの福井藩祖結城秀康を生んだことから、福井藩との関係が生ずることとなつた。すなわち、延年の長子忠左衛門吉次は下総国結城において秀康に召し出され、家康の上意で母方の姓永見を姓とした。

また、吉次の弟延洪は伯母長勝院や兄の縁故により秀康の子忠昌に仕え、忠昌が福井藩相続後は一〇〇〇石を領するまでに累進した。子孫は代々寄合席に列せられ、大番頭・留守居・用人などの要職を勤めた。なお、安政六年（一八五九）家督六〇〇石を相続した鹿之介寛洪は、一般に「洪」の名で知られ、新政府の参与として活躍した。

③⑧ 毛受洪筆 毛受家略系

一卷

東京都 城 桂子氏寄贈
武蔵野市 加納一子氏寄贈

〔毛受 洪〕

文政八年（一八二五）七月、福井藩士毛受伝三郎福高の嫡男として生まれた。名は寛洪、通称を鹿之介といい、広く知られる「洪」の称は、後年主君松平春嶽より拝賜したものである。安政元年（一八五四）正月、ペリーの再来航に備え、藩命により江戸に上つて白備指揮頭を勤め、次いで大砲方や藩校明道館の教官に任じ、同六年三五歳で家督を相続した。文久二年（一八六二）松平春嶽の政界復帰とともに、その信任をうけ、側用人等の重職を歴任し、多く京阪の地にあつて朝・幕・諸藩の間を周旋奔走、諸方面からその見識と才腕を認められた。

王政復古とともに新政府の参与となつたが、明治三年（一八七〇）一切の公職を退いて帰郷、禄を離れた旧藩士救済のため活動した。同三十三年、七六歳で歿した。

③⑨ 松平忠昌知行宛行状

一通

寛永二年（一六二五）三月付 毛受将監宛

東京都 城 桂子氏寄贈
武蔵野市 加納一子氏寄贈

〔包紙〕 毛受将監とのへ

宛行領知之事

一式百石 坂北郡 西長田村内
一式百石 足羽南郡 下六條村内
一百九拾壹石七斗一升 足羽北郡 西谷村内
一百九拾三石六斗式升合 坂北郡 下番村内
一式百拾四石六斗六升八合 吉田郡 北野村内
高合千石者

右全可レ令ニ知行ニ者也、仍如レ件

寛永二乙丑年三月 日（松平忠昌朱印）

毛受将監とのへ

福井三代藩主松平忠昌が、藩主就任後の寛永二年（一六二五）三月、毛受将監（延洪）に下付したものである。

④⑩ 毛受鹿之介（洪）宛差紙・用書類

七紙

東京都 城 桂子氏寄贈
武蔵野市 加納一子氏寄贈

藩士の役職任免の際、家老名で発せられる評定所への出頭命令書を差紙（福井藩では「御切書」「御用召状」、右筆部屋より交付される辞令を用書と称した。毛受家には鹿之助（洪）の生涯にわたる用書類が比較的よく保存され、役職任免の実際を知る上で興味深い。

④① 毛受鹿之介（洪）筆 小橋友之輔書状写 一綴
年不詳 小橋大人宛

東京都 城 桂子氏寄贈
武蔵野市 加納一子氏寄贈
元治元年（一八六四）七月禁門の変の際、長州軍に加わって戦死した讃岐国の勤王家、小橋友之輔の懐中より見つかった書状の写である。毛受鹿之介（洪）は、自分の母親に宛てた書状の惨状を書き送った中で、この書状を紹介している。
〔小橋友之輔〕

弘化三年（一八四六）、讃岐国香川郡に高松藩士小橋安蔵の四男として生まれた。安政三年（一八五六）江戸に遊学。文久三年（一八六三）帰郷するや、京阪・長州の間を往来して松本奎堂・権田直助らと交わり、京都の三条実美に重んじられた。同三年実美の命を受け、阿波の土豪を説こうとしたが失敗、次いで周防に赴いて七卿に謁し、のち京都に住した。翌元治元年禁門の変に加わり、一九歳で戦死した。

④② 毛受鹿之介（洪）筆 「雲務秘録」 一冊
慶応元年（一八六五）閏五月

東京都 城 桂子氏寄贈

武蔵野市 加納一子氏寄贈
慶応元年閏五月四日、藩命により上京した鹿之介は、長州再征問題の推移を見極め、自藩が対処すべき方向を見定めるため、同年九月下旬まで滞京した。
本史料はその際の日録で、閏五月五日より九月二十六日までが記録されている。『続再夢紀事』等の編纂にも利用されていない貴重史料である。

④③ 松平春嶽筆 「洪」命名書 一紙
明治二年（一八六九）皐月付

東京都 城 桂子氏寄贈
武蔵野市 加納一子氏寄贈
毛受鹿之介寛洪は、明治元年の一時期将監を称した。今日広く知られる「洪」という名は、明治二年五月旧主松平春嶽より拝賜したもので、以後専らこれを通称として用いた。

④④ 松平春嶽書状 一通
明治六年（一八七三）十一月六日付 千本久信・中根雪江・毛受洪・大井弥十郎宛

東京都 城 桂子氏寄贈
武蔵野市 加納一子氏寄贈
一切の公職を退き、執筆活動に専念していた旧藩主松平春嶽が、明治六年中に見聞した事柄を、「近況新聞」と題して元の旧臣へ書き送ったものである。征韓論をめぐる十月政変や、米国人W・E・グリフィス（元福井藩校明新館の理化学教師、『皇国』の著者）から聞いた考古学の話など、内容も多

岐にわたって興味深い。

多賀谷家

福井藩士多賀谷家は、常陸国下妻城主多賀谷重政の甥にあたる結城氏の重臣多賀谷政広の嫡男村広が祖である。政広は天正十四年（一五八六）結城晴朝より支城の小栗城を預けられた。また豊臣秀吉のもとに赴き、結城家入嗣の仲をまとめ、その功により、秀吉から下野国小山領など二〇五〇石を宛行われた。

村広は常陸土浦の城代をつとめ慶長六年（一六〇一）秀康の越前移封に従って以後福井藩士として定着し、代々寄合席に列して書院番頭・大番頭などの要職を歴任した。

多賀谷家文書のほとんどは、明治以後における多賀谷家の諸文書類であり、また江戸時代の文書類も書出が大部分を占めている。

④⑤ 多賀谷舎人撰 多賀谷家略系

二七・九×二〇・四

一冊

武蔵野市 多賀谷静子氏寄贈
安政三年（一八五六）五月に某家からの家系に関する照会を受けて多賀谷舎人が作成した同家系図である。多賀谷家は平家政を祖とし、越前多賀谷氏の祖を刑部少輔村広と記している。村広は結城氏の重臣政広の嫡男で結城氏麾下の将として慶長六年（一六〇一）の結城秀康の越前入府以後も随従した。

④⑥ 多賀谷権大夫宛免定覚

子（寛文十二年一六七二）月付

一通

覚

武蔵野市 多賀谷静子氏寄贈

一高千三百石

多賀谷権大夫
高ヨリ式ツ六歩取

取米三百三拾八石

内

百四石壹斗

今立郡 杉崎村内

三拾八石六斗

同郡 八谷村内

四拾壹石八斗

同郡 大野村内

五拾八石六斗

吉田郡 中角村内

拾壹石式斗

坂井郡 中庄村内

三拾石五斗

同郡 今市村内

五拾三石式斗

同郡 鳴田村内

右者当子暮り拝借銀相済候迄、知行所物成米如斯可有
所務者也
（寛文十二年）
子八月 日

勘定所

免とは年貢率のことで免を定め年貢を割り付けることを免定と言う。本覚は、勘定所から多賀谷権大夫に下付された同人の免定覚書で、ここでは高千三百石に対し二ツ六歩（一ツ一〇％）の割にあたる三百三拾八石が取米となっている。

④⑦ 多賀谷助之進宛書出

元禄十六年（一七〇三）十一月付

一通

武蔵野市 多賀谷静子氏寄贈

覚

- 一 高六拾石 足羽郡 福村内
- 一 高百貳拾四石 同郡 和田中村内
- 一 高百四拾四石 吉田郡 灯明寺村内
- 一 高貳百貳拾貳石 同郡 天池村内
- 一 高百石 今立郡 北村内
- 一 高合六百五拾石

右跡目知就被下置地方相渡候間、当未夏成_ら可有収納候、御朱印者重而可被下旨候、以上

(一七〇三)
元禄十六年未十一月 日

山中久兵衛
海福猪兵衛

多賀谷助之進殿

多賀谷助之進が跡目相続として高合六五〇石（地方渡）を下付された際の書出である。書出とは跡目・新知・加増のつど下付された給知の書付のことで勘定所が奉行名で交付するものである。また書出には地方渡・蔵出の別があった。

④⑧ 多賀谷他介宛書出

一通

慶応元年（一八六五）四月付

武蔵野市 多賀谷静子氏寄贈

覚

高五百五拾石

右跡目知就被下置御蔵出ニ而相渡候間、可被得其意候、御朱印者重而可被下旨ニ候、以上

(一八六五)
慶應元年丑四月

内田閑平

大猪弥十郎

勝木十蔵

多賀谷他介殿

多賀谷他介が跡目知として五五〇石（蔵出）を相続した際の書出で、多賀谷家文書中の書出としては最も新しい。

佐々木家

佐々木家は、大之進（長好）にはじまる。長好は天和三年（一六八三）、松岡（吉田郡松岡町）に於いて松岡藩主松平昌勝に召し出され、次いで廃藩後の享保七年（一七二一）福井藩の郡奉行となり、家禄二〇〇石を与えられた。その後、享保八年に小左衛門（長之）、宝暦十年（一七六〇）小左衛門（長国）、天明元年（一七八一）藤左衛門（長勝）、文化十三年（一八一六）小左衛門（長恭）、嘉永六年（一八五三）鉄五郎（長淳）が跡知を継承している。

佐々木家は番士の家柄で、御先物頭・御長物奉行・郡奉行などを勤めたが、幕末期、長淳（権六）は製造局頭取として洋式銃砲・火薬の製造、洋式帆船「一番丸」の建造などに携わり、福井藩に於ける西欧技術の導入に功績を残した。

④⑨ 松平昌勝筆 茄子の図

紙本墨書 二一・六×三一・四

東京都 佐々木賢一氏寄託

一幅

〔松平昌勝〕

松岡藩祖。寛永十三年（一六三六）福井三代藩主松平忠昌の子として江戸に生まれた。正保二年（一六四五）忠昌の遺領中五万石の分封をうけ、松岡藩を創設。元禄六年（一六九三）五八歳で歿した。

⑤ 佐々木権六書状

安政五年（一八五八）正月三日付 橋本景岳宛

一通

福井市春嶽公記念文庫蔵

福井から江戸滞在中の景岳（左内）に宛てた書状である。新春の賀詞を述べた上で、製造局頭取として自分が中心に建造をすすめている洋式帆船「一番丸」が、夏頃には完成すること、また福井志比口の藩製造所の現況等を報告している。製造所の動力として水力を利用する目算が立ったことを記している興味深い。

〔佐々木権六〕

福井藩士佐々木長恭の長男として天保元年（一八三〇）に生まれた。嘉永六年（一八五三）家督を相続し、藩命によって洋式兵学を修業した。

福井藩製造局の頭取として、洋式銃砲の大量生産に成功し、「一番丸」と命名された洋式帆船を独力で建造、見事に進水の兵器や軍事施設の研究等を行った。明治三年（一八七〇）外人教師W・E・グリフィスの来福に当っては、英語力を駆使して万端の世話をしている。廃藩後は東京へ移住し、工部省へ出仕して紡績事業の興隆に努め、わが国の蚕業の建設者

と称えられた。大正五年（一九一六）八七歳で歿す。

権六は絵画もよくし、旧主松平春嶽や親類にあたる橋本景岳の肖像画を描いている。

〔洋式帆船「一番丸」〕

嘉永六年（一八五三）九月大船建造の禁令が解かれたのを機に、福井藩ではコットル型洋式帆船の建造を図り、安政四年（一八五七）秋、三国宿浦（坂井郡三国町宿）に於いて本格的な造船作業を開始した。

これより先、安政三年、佐々木権六は藩命により出府し、造船に関する原書類を調査の上、長さ三尺余の船模型を製作。これを土佐の中浜万次郎に見せて改良を重ねるなど、当初から帆船の建造に深く関与し、その中心に立った。次いで同四年正月、権六は御製造方頭取に任ぜられ、ついに同六年四月、長さ一間・幅三間半・深さ二間七寸・一六人乗り・二本マストの洋式帆船を完成・進水させた。

この福井藩最初の洋式帆船は「一番丸」と命名され、安政六年四月二十日、試験航海のため三国湊を出帆し、中国・九州地方を経由して、六月十九日、江戸湾に停泊した。

⑥ 佐々木権六手沢本 『THE ARMIES OF EUROPE』 一冊

G・B・マクレラン著 一八六一年刊

本館蔵

クリミア戦争（一八五三〜五六）の際、欧州へ派遣されたアメリカ観戦武官マクレランが、各国の軍事情勢についてまとめたものである。

もと佐々木権六の蔵書で、見返に「To Gomoku from his

[Friend, Van Reed, Kanagawa, July 4th, 1866.] と注記があり、幕末に神奈川米國領事E・M・ドールの書記として来日し、のちハワイ政府の駐日総領事等をつとめたヴァン・リード（一八三五―七三）の献呈本である。

ヴァン・リードは、慶応三年（一八六七）権六が渡米の際、その便宜をはかっており、両者の関係を考える上で興味深い。

⑤② U・S・グラント書状（複製）

一額

一八六七年八月二十二日付 W・H・セワード宛

福井市春嶽公記念文庫蔵

慶応三年（一八六七）、佐々木権六が兵器研究等のため南北戦争直後の米國に派遣された際、その便宜をはかるべく、臨時軍務大臣U・S・グラント（元北部軍最高司令官、のち一八代大統領）と国務大臣W・H・セワードとの間に交わされた書状で、福井藩の西欧技術導入の様を示す史料として貴重である。

権六は四月二十二日横浜を出港、同六月二十一日ニューヨークに到着し、兵器の研究や軍事施設の視察等を行って、同十二月九日帰朝した。その際、三インチ野戦砲・後装小銃等を持帰り、それらは、翌明治元年の会津戦争で使用された。なお、本史料には次の和文訳が付属している。

西曆一千八百六十七年八月八日付ノ貴書正ニ落掌。扱今般日本越前侯ハ我陸軍全体ニ関スル兵制ヲ承知セラレ度趣ニテ、重役佐々木権六君ヲ以テ右ニ関スル必需ノ書籍軍器等全部、合衆國政府ヨリ購求セラレ度旨申入レラレタル条承知セリ。右ニ就テハ更ニ異存ナキコトナレバ、

同君ノ依頼ニ応ジ夫々取計ヒ申スベシ。依テ兵站部長官へハ各種軍裝即工兵砲兵騎兵歩兵等ノ軍裝、又軍法長官へハ野戦軍器即現時使用ノ小口径大砲馬具改良「モスケット」銃等、又副將官へハ陸軍教育及ビ法規ニ関スル書類ヲ佐々木権六君へ相渡スベキ旨ヲ命令シ置キタレバ、此段通知ニ及ベリ。又海軍兵制法規等ヲモ請求アラバ海軍省へ照会アリテ然ルベシ。

一千八百六十七年八月二十二日

臨時軍務大臣ユ・エス・グラント

国務大臣ダブリウ・エッチ・セワード殿

⑤③ 伊国屑絲紡績場外部景況絵図外

三枚

福井市春嶽公記念文庫蔵

明治六年（一八七三）・同九年の二度にわたり、佐々木権六が欧米より持帰り、旧主松平春嶽に上呈したものである。

(1) 伊国屑絲紡績場外部景況絵図

一八七一年製 六〇・〇×七八・八

裏面に「明治六年欧洲ヨリ齎ス 屑絲紡績場外部の景況 佐々木長淳」と書込みがある。明治六年、権六はオーストリア博覧会一級事務官として開催國へ出張し、余暇を以つてオーストリア・イタリア・フランス・スイスに於ける養蠶製糸紡績の実態調査を行った。

(2) 伊国屑絲紡績場内部景況絵図

一八七一年製 五六・〇×八〇・〇

裏面に「明治九年欧洲ヨリ齎ス 屑絲紡績場内部の景況 佐々木長淳」と書込みがある。明治九年、権六はイタリア

のミラノで開催された万国養蚕公会に出席し、会議の席上、同会の名譽副議長に選出された。

(3) 米國フィラデルフィア博覧會諸建物の図

一八七五年製 五四・七×七一・三

明治九年、権六は出張先のイタリアから渡米し、開催中のフィラデルフィア博覧會を視察、各國の養蚕製糸器械等について見聞を広めた。

⑤④ 岩倉具視・大久保利通書状

二月六日・二月十日付 佐々木権六宛

一幅

東京都 佐々木賢一氏寄託

佐々木権六は内務省勸業寮奉職中の明治七年（一八七四）、内藤新宿試験場に蚕室・蚕学研究所・桑園を付設し、次いで同十一年、同試験場内に工女二十五人練の器械製糸場を建設するなど、わが国最初の学理的養蚕を行ない、蚕業の近代化に貢献した。本書状は、その間の動向を示すものとして興味深い。

⑤⑤ 佐々木権六受贈 大日本蚕絲會賞牌

徑六・〇×厚〇・五

一点

東京都 佐々木賢一氏寄託

明治三十八年（一九〇五）四月二日、わが国の蚕糸業の発展に寄与した功績を称え、大日本蚕絲會が授与したもので、賞牌裏面に「贈佐々木長淳氏 明治三十八年四月二日」と刻印がある。

⑤⑥ 佐々木権六筆 「我が絲の大纜ともぐさは海原に云々」の和歌 一点

「南越帖」所収 二二・四×一六・二

東京都 福田堅三氏寄贈

我が絲の大纜は海原にやまとの国もつなきと、めん

大正元年（一九一二）佐々木権六が八三歳の折、福井の扇製造業福田源三郎の需に応じて揮毫したもので、和歌と絹糸を吐く蚕の絵を一筆書している。

桑山家

桑山家の遠祖修理大夫重晴は、豊臣秀吉の家臣として活躍したが、賤ヶ岳の戦後、秀吉の弟秀長に仕え、天正十三年（一五八五）代官として紀伊国和歌山城に入城し、やがて城代となった。豊臣氏滅亡後、重晴の曾孫十兵衛は、山城国（京都府）に引籠ったが、のち津山（岡山県津山市）藩主森忠政より六〇〇石を与えられた。十兵衛の子政甫も忠政の子長継に帰属している。

延宝二年（一六七四）長継の歿後、福井五代藩主昌親に召し出され、三〇人扶持を給された。その後家祿は二〇〇石を代々継承するまでになり、御先物頭・郡奉行・奉行（勘定奉行に相当）・町奉行・広敷用人などの要職を勤めた。

桑山家文書は、その大部分が書状で、徳川斉昭（水戸藩主）・吉田東篁（福井漢学者）等幕末期に活躍した福井藩内外の多彩な人物のものがみられる。

⑤7 松平宗矩筆 幼年時の書翰巻軸

一卷

桑山岩雄氏寄贈

福井一〇代藩主宗矩の桑山十兵衛宛書翰三通を巻軸に仕立てたものである。宗矩が享保十一年（一七二六）十二月、一二歳で元服する以前の幼名千次郎時代に書かれたものと思われる。

⑤8 松平綱昌室清姫筆 経文観世音像

一幅

桑山岩雄氏寄贈

清姫（清照院）筆の観音像で、顔面や手の部分以外は極めて細かな字で経文を配している。この構図が清姫独自の意匠によるものか否かは不明ではあるが、清姫の厚い観音信仰を窺うことができる。清姫は、飛鳥井雅直（公家）の女で、母は福井三代藩主松平忠昌の女であった。寛文五年（一六六五）福井六代藩主松平綱昌と婚約し、のち内室となったが正徳二年（一七一二）五一歳で歿している。

なお軸箱には次のように記されている。

（箱表書）経文観世音像 清照院様御書

（箱底中書）天保三壬辰年十一月日

（箱裏書）君諱ハ清姫 清浄公ノ正妃飛鳥井中將雅直卿ノ女母

ハ松雲君即チ 隆芳公ノ女ナリ寛文五年 清浄公

ニ帰シ正徳二年壬辰逝シ玉フ 御年五十一

越前六代綱昌公妃 桑山氏所持

⑤9 福井城下家中家敷図

一枚

紙本墨書

⑥0 松平綱昌筆 自詠「年あけて云々」の発句懐紙

一幅

桑山家に伝来した福井城下武家屋敷の宅地図で、各家の当主の名が極めて詳細に記されている。また当主の変遷が付箋

によって知ることが出来るが、多く剥落してその保存状態は良いものではない。

⑥1 松平綱昌筆 自詠「年あけて云々」の発句懐紙

一幅

紙本墨書 四一・六×五七・三

桑山岩雄氏寄贈

年あけてみも新にけふの春

松平越前守綱昌

福井六代藩主松平綱昌の発句（俳句）懐紙で、新春の清々しい趣を感じさせる。藩士桑山家代々に相伝したものである。

⑥2 風月宰相思之集（中山忠能・大久保一翁・松平春嶽・吉田東

篁筆書翰集）

二卷

桑山岩雄氏寄贈

⑥3 鈴木主税書状 年不詳七月朔日付 桑山十兵衛宛他二通の書

翰巻軸

二卷

桑山岩雄氏寄贈

村田家

村田家のもと伊勢国の出身で、北畠氏に仕えた。戦国時代の当主吉近の妹方が、徳川家康の側妾となって結城秀康を生んだことから秀康との関係が生じ、天正十四年（一五八六）

その嫡子吉成は、秀康に召し抱えられて、越前移封後七〇〇石を与えられた。吉成の子吉澄は、大坂の陣で武功をあげて活躍したが、主君松平忠直（福井二代藩主）の配流によって忠直の子光長の移封に従い越後国高田に退いている。その後吉成三男氏貞が、越前吉江藩主松平昌親に召し出されることとなり二〇石五人扶持を給された。昌親が、福井五代藩主となると福井藩士となり、享保二十年（一七三五）氏純のとき一五〇石を与えられ、その後代々番士という家格で書院番・郡奉行などを勤めた。幕末の当主氏寿は、横井小楠の招聘や藩校明道館学監として活躍している。

⑥③ 懋堂書翰録

とうとう

一冊
東京都 村田正典氏寄託

懋堂は幕末期の村田家当主氏寿の号で、本書は、氏寿の橋本景岳（左内）宛書翰の写しを集めたものである。公私共に厚かった景岳との親交のほどが偲ばれる。

⑥④ 村田氏寿編 『景岳君書翰録』 第一・第二

二冊
東京都 村田正典氏寄託

『続再夢紀事』の編纂など、修史活動にすぐれた業績をあげた村田氏寿が、維新後、自己所蔵のものを中心に、橋本景岳の書状類を収集し、年次順に編集したものである。氏寿の景岳に対する尊敬と顕彰の念がよくあらわれている。

⑥⑤ 村田氏寿受傷の弾丸・由緒書

二点
径二・五 由緒書三五・〇×三五・五

東京都 村田正典氏寄託
元治元年（一八六四）禁門の変（蛤御門の変）の際、京都御所堺町御門を警備していた福井藩士の指揮者氏寿が負傷した弾丸である。

由緒書によれば弾丸は、氏寿の体内から摘出され一命を取り留めたものであることが知られる。

⑥⑥ 徳富蘇峰筆 『関西巡回記』 題字の書幅

紙本墨書 一六四・〇×一八・三

一冊
東京都 村田正典氏寄託

村田氏寿の遺稿『関西巡回記』を昭和十五年氏寿の曾孫英彦氏が出版するに際し、徳富蘇峰に依頼、題字として用いられたものである。徳富蘇峰は、小説家徳富蘆花の兄で、明治から戦後までジャーナリストとして活躍し、「国民新聞」の創刊や、歴史学者としての著述に『近世日本国民史』がある。現在彼の旧蔵書類（成貴堂文庫）七万点は、お茶の水図書館に収蔵されている。

⑥⑦ 村田氏寿著 『関西巡回記』 昭和十五年十二月刊

一冊
二二・五×一六・〇

東京都 村田正典氏寄託

安政三年（一八五六）村田氏寿が藩命によって関西地方を訪問した際の手記で、京都・大坂・中国筋を始め、九州鹿児島・長崎に赴き、各地の有志に面会し又、各藩の学校教育等を細詳に見聞したものを同年十一月に書き留め、更に明治二十一年六月草稿と成したものである。昭和十四年氏寿の曾孫

英彦氏によって刊行が計画され、氏寿の『西遊日誌』をも収載して、同十五年十二月十五日に、三秀舎（東京・神田）より刊行されている。編集は永井環（福井六代目市長）が担当し、題字を徳富蘇峰が寄せている。

⑥8 村田氏寿筆 「当日繁華福井城云々」の詩幅 一幅

紙本墨書 一三三・〇×三〇・〇 東京都 村田正典氏寄託

⑥9 村田氏英讚川地柯亭筆 桃太郎物語の画幅 一幅

紙本着色 一三七・〇×六二・〇 東京都 村田正典氏寄託

村田氏英は、幕末・維新に活躍した福井藩士村田氏寿の父で、謙齋と号した。川地柯亭は、安永九年（一七八〇）福井に生まれ、谷文晁等に画法を学んだ。福井藩士としても礼所奉行・御纏頭・御先物頭等を歴任、藩主松平春嶽の知遇も厚かった。明治五年（一八七二）十月九二歳で歿している。

⑦0 洋式銃購入ニ付覚書 一通

東京都 村田正典氏寄託

一中小銃 七百挺

一長小銃 三百挺

一中小銃 百挺

但此分追而之増

千百挺

右之通兼而御注文之所、此度常之エンヘルト銃代価と、

元込銃価と積り之通り相違無之候ハ、先使得貴意候通り元込銃御買入ニ相成度候、扱又元込を度々御求ニ相成候ハ、千三百五十挺ニ相揃候様被成度との御評議ニ候、乍併直段六ヶ敷候ハ、エンヘルト御求之方ニ相成候時ハ、矢張最初の通り千百挺ニ而宜敷候、右元込銃筒数式百五十挺分相増し候ニ付而者、其積りを以司計局も金子相増、今更其表へ申参候筈ニ候間、左様御心得御受取可被成候（見消）

福井藩では、弘化四年（一八四七）以降、洋式砲術の導入を開始し、安政四年（一八五七）以降本格的な洋式小銃製造を推進させた。

書中に見えるエンヘルト銃は、フランス士官ミニエールが開発したもので、先込雷管式と称される当時最新の洋式銃であった。本史料は、これら洋式銃購入に関するものである。

⑦1 市川齋宮書状 一通

（安政五年一八）七月二十九日付 西尾十左衛門宛

東京都 村田正典氏寄託

一インヘルド撒兵銃并大砲之事来翰謹承仕、早速右等之事相心得候者ト相談仕候処、手銃之分ハ下曾根之英国歩兵練法可然哉ニ奉存候間、先試ニ一部指上申候、若此書ニ而宜敷候ハ、又々御申越可被下、何部ニ而も御注文通早速買調御廻可申上候

一大砲之分ハ、右頼談仕候者も認越候書附御廻し申上候、猶此上共不審之義も御座候ハ、又々御申越可被下候、此節プロイセンとオーステンレイキと戦争御座候処、

ナールドチエールと云

プロイセンニ而底込之手銃発明いたし、対陣之節伏セヨと言ふ令を下シ、皆々伏而放発し直ニ伏しながら込替候故、オーステンレイキ之立子ながら込替候是迄之銃を持候兵卒、腹股之辺を打たれ、是にてオーステンレイキ大敗軍致候由ニ御さ候

此銃にてハ一分時二十ニ放出來候得共、身ニ付候弾薬余り早く使ひ切候事を恐れ、プロイセン人ハ六十発を帯び、一分時ニ六放ツ、打タセ候由

右ニ付英モ又々手銃相改メ、皆々底込ニ仕替候と申事ニ御さ候、右等之事を以考へ候ニ、又々一兩年之内ニ者銃制相改り可申事と被存候、倅文吉義も昨年閏五月廿九日発足に而、魯西亞^(ロシア)へ伝習ニ参候処、当年二月十六日魯都ペーテルビユルグへ無事到着仕候段、同月廿八日附之書状一昨廿七日相届申候、以上
安政五年七月廿九日 市川齋宮
西尾十左衛門様

鈴木家

鈴木家は、元禄十一年(一六九八)御徒目付から士分に抜擢された仁太夫宗清を初代とする。宗清の父清次郎政成は、本国・生国ともに不明で、寛文元年(一六六一)京都で病歿している。しかし、母方の祖母為中が福井三代藩主松平忠昌の内室道姫(広橋兼賢女)の御付女中となり、四代藩主光通の御抱守をつとめたことから福井藩との関係が生じた。すなわち、宗清は士分に取立てられて武器役などをつとめ、享保

二年(一七一七)新知一〇〇石を与えられている。

その後、同家は御先物頭・御側物頭・御目付などの諸職につき、家禄も二〇〇石、さらに一五〇石となり幕末に至った。七代拾五郎準道は、慶応四年(一八六八)御小姓頭取から郡奉行となり、松ヶ鼻用水の水論を解決するなど活躍し、のちに初代福井市長として重責を果たした。

② 徳山惟一筆 「準道」命名書

安政二年(一八五五)正月付

一卷

鈴木拾五郎(準道)が一五歳で家督相続した折の命名書で、「準道」の典拠となった『周易』繫辞^{けいじ}上傳の一節が記されている。

徳山惟一は福井藩士で、藩儒高野春華に師事し、のち京都に遊学して頼山陽などと交った。安政二年、藩校明道館が建設されるや抜擢されて大御番格となり、慶応四年(一八六八)、明道館祭酒となった。明治三年、七四歳で病歿した。

③ 鈴木準道筆 福井城下之図

紙本着色 五七・〇×四九・〇

一幅

左下隅に「安政三^丙年正月日 鈴木拾五郎(花押)」と署名があり、安政三年(一八五六)一六歳の折に作図したものであることが知られる。

④ 松ヶ鼻用水関係文書写

一九綴

武蔵野市 鈴木秀枝氏寄贈
「明治十一年 松ヶ鼻用水議定證」・「復旧江筋底下内約定證」
(明治十四年)・「松ヶ鼻用水引方義二付歎願」(同)など、明治期を中心とする用水関係文書の写で、一部の表紙に「西山久五郎氏所有ノモノヨリ」「原書北村加藤伝十郎所有ナルヲ大正十年四月騰写ス」といった書込みがある。

⑦⑤ 紀恩碑拓本の幅

一幅

福井市春嶽公記念文庫蔵

〔松ヶ鼻用水と鈴木準道〕

松ヶ鼻用水は、日野川の水を向新保の南端松ヶ鼻(武生市向新保町)で取水し、二十数ヶ村、一一〇〇町歩の広大な田地を灌漑する用水である。当地域は、幕府領・福井藩領・鯖江藩領・小浜藩領が入りまじり、古くから利害関係の対立する村々の間で水論が絶えなかった。

松ヶ鼻用水の downstream、土呂川と清水江の分岐点もその一つで、流域の千僧供三カ村(庄村・横市村・塚町村)と北・杉崎・下真柄の三カ村とが対立し、鈴木準道が郡奉行在任中の明治二年(一八六九)にも、早魃で清水江に水が流入しなくなるや、北村の村民が水量調節のための胴木を破壊する事件が発生し、福井藩主自ら現場を視察することとなった。

準道は、この問題の解決に苦心したが、対立する双方の言い分を聴取の上、先ず流域を広めて枯渴の難を取り除き、入牢者を釈放することに努めたので、北村の村民らはその裁断を喜び、明治六年八月、北村の神明神社(武生市北町)境内に、藩主松平茂昭・郡奉行鈴木準道・用水掛徳山五太夫を祀

る三社大明神を創建して、感謝の意を表わした。その後、同四十五年に紀恩碑が建立され、村民が赦免された日を記念して今も祭礼が営まれている。

⑦⑥ 鈴木準道筆 「市務日誌」

明治二十二(一八八九)〜同二十八年

四冊

武蔵野市 鈴木秀枝氏寄贈

明治二十二年、市制が実施されるや、松平家の家扶であった鈴木準道は、福井市会より推薦を受け、同年六月、初代福井市長に就任した。以来、自治体の基礎確立、学校の統廃合、北陸線の建設請願など、草創期の市長として重責を担ったが、本史料はその間の詳細な日記で、福井市の沿革と当時の社会情勢を知る上で興味深い。

なお、巻頭には市長就任の経緯について、左の如く記されている。

明治十一年 月 日 御家令武田正規ヨリ両公御内沙汰有レ之、今度松平家ヨリ家從御頼被レ成度旨ニ付、諾否如何之照会有レ之、尤モ閑散之身ナレハ直ニ御請不^(可カ)レ致ナレトモ、当時ハ千本久信モ上京中ニ付一応協議之末如何御答可^(レ)致旨申置、直様久信ニ相談候処、是非御請御家之為メ上京尽力可^(レ)然旨返答ヲ得タルニ付、早刻武田御家令へ宛御請申上候旨回報候処、両公御直書ヲ以御頼之專書拝戴仕、因而御請申上候処、其後武田御家令ガ家族引纏メ上京可^(レ)致旨ニ付宅取片付

同年 月 日 福井出立、東海道通り上京、礪川邸へ着、直ニ拜謁御書付等頂戴、御家從相勤居候処、漸々御家扶

家扶等被ニ成下一候、十三年十五年両度福井表御用相勤、最早御家於テ御用弁ニ相成限リハ終身御奉公致シ可レ申決心ニ而、福井表家屋取払、在京永住之心算ニテ家具等悉皆取寄、或ハ売却夫々趣方致候処、豈計廿二年政府ニ於而市制発令アルヤ福井市モ独立精神ニ而市制ヲ設クルコトナリ、市長推撰之一条ニ至リ種々様々議論有レ之モ人ヲ得ス、故ニ廿二年春萩原縫氏上京之節市長候補者承諾致呉候様トノ内意ニ付断然謝絶、最早帰国之念ナキ而已ナラス松平家モ□モ人ヲ得ルニ苦ム、実主家大切之廉ヲ申立断然謝絶致置候処、漸々廿二年五月市制実施スル際ニ至リ市長ヲ市会ニ於而推撰シ内務大臣へ裁可ヲ乞場合ニ至リ、豈計第一候補者則三十人議員ニ而廿五点最高点ニ相成タル云々承知、驚ナレトモ如何為スヘキヤ辞任之覚悟ニ罷在候、其旨両公へ上申何卒御許無レ之様ニ懇願致、殊ニ老公ニハ近年御病氣、夫而已ナラス只今御大患御場合尚更御家ヲ只今辞スルコト本意ナラス、譯而終身御家ニ仕奉ル決神之処ナレハ謝絶スル見込之処、意外ニモ福井市ヨリ有志総代トシテ田川乙作、又商人総代トシテ広部平三郎態々上京、今度ハ市制実施之際尤モ大切之訳ナレハ是非御家扶準道ヲ御旧城下之為メ裁可之上ハ御指下ニ相成候様一統渴望ニ付総代トシテ上京、若一御承諾ニ相成一節ハ自然御旧臣之間ニ於而隔意ヲ起ス而已ナラス、今回者福井市之為メ思召是非御聞届ニ相成候様押而願出、尚村田・堤・由利・青山等ノ諸氏へ同様申出候事ニ而、両公ニ於而御断ニ成兼候故此上ハ致シ方無レ之、本人承知ナレハ如何共可レ致トノコトニ相成、亦御依頼之面々ヨリモ種々事情不レ得レ

訳申談有レ之、故ニ無レ據裁可之上ハ就任之事ニ相決、総代兩人モ直ニ帰福スルコトニ相成殆当惑、併ニ此レモ御家ニ直接ニハ尽不レ申其間接ニハ尽ス道モ有レ之哉ニ存稍意ヲ決シタル次第、一身之名譽ハ無論ナルモ、□ヲ熟考スルニ万一福井市民ノ望ニ欠ク様ナルコト有レ之而ハ両公へ対シ恐入ト存候得ハ、当時之決心ハ亦不安易苦勞セシコトナリ

⑦⑦ 由利公正祝詞

明治二十二年（一八八九）六月付

一卷

武藏野市 鈴木秀枝氏寄贈
松平家の家扶を辞し、初代福井市長として福井へ赴任することとなった鈴木準道（四八歳）に、旧藩士で元老院議員の由利公正（六一歳）が餞として贈った激励の一文である。

⑦⑧ 諸士書状

七月廿八日・九月十九日・大正二年九月付

三通

〔橋本綱常〕

武藏野市 鈴木秀枝氏寄贈
橋本景岳（左内）の末弟。弘化二年（一八四五）福井藩医橋本長綱の四男として生まれた。安政二年（一八五五）兄景岳が藩医を免ぜられて御書院番に列せられるや、一歳で兄の後を継ぎ家職を守った。文久二年（一八六二）長崎に遊学して、オランダ人シントレルに学び、ついで江戸の蘭方医松本良順に入門、研鑽を深めた。帰藩後藩医として診療に従事したが、慶応元年（一八六五）再度長崎へ赴き、ボードイン

に師事した。翌年帰郷して、医学教授方を兼務し、福井藩医学所濟世館の改革に努力し、戊辰戦争の際、組織的な野戦診療を展開して注目をあつめた。

維新後、一〇年間ドイツに留学、帰国後は文部省御用兼勤東京帝国大学医学部教授を命ぜられ、もと同藩医の岩佐純とともに、わが国へドイツ医学を導入する主唱者となった。

のち、東京陸軍病院長・軍医総監・初代日赤病院長を歴任、若越医学会初代会頭をつとめて、郷土医学界の発展にも貢献した。明治二十八年（一八九五）功により華族（男爵）に列せられ、さらに子爵に陞爵して、貴族院議員・宮中顧問官を勤め同四十二年（一九〇九）六五歳で歿した。

〔松平康莊〕

越前松平家一八代当主。慶応三年（一八六七）福井藩主松平茂昭の二男として福井に生まれた。明治四年（一八七一）廃藩置県につき東京へ移り、同十六年（一八八三）学習院に入学。ついでドイツへ渡り、陸軍予備士官学校で学んだが、軍人志望を変更し、イギリスの農学校「ローカル・アグリカルチュラル・カレッジ」で農業の研究を深めた。帰朝後、松平確堂養女（松平春嶽長女）節子と結婚。同二十六年（一八九三）旧領地福井城址に帰任を決意して城内二の丸に邸宅を営み、本丸及び三の丸の地に松平試農場を創設した。その後、大日本農会名誉会員・同会頭として農業の振興に尽し、昭和五年六四歳で歿した。

商家

金屋家

金屋家は、はじめ北の庄氏を称し、室町時代初頭より福井にあつて朝倉氏に仕えていたという。

七代吉正（弥助）の時、金屋を名乗り「鉄剣萬物諸商」業をはじめ、福井藩祖結城秀康の北の庄築城に協力、御用商人に取りたてられた。以後、代々福井藩の御用をつとめ、苗字帯刀を許され、福井城下のほか三国・鯖江などにも多く出店を持ち、のちには京都にも支店を営業するなど、豪商として全国に聞こえた。

四代藩主光通の時、当主七兵衛吉広は福井藩寛文札の札元并元締となり、足羽山の一面に別荘地を与えられている。

藩に多くの御用金を納め、上方の名商角倉と婚姻を結び、紀州家など、他国の大名へも貸付けを行うなど江戸中期頃全盛をきわめた。

⑦9 福井藩々札

江南市 金屋慶治氏寄託

一〇点

江戸時代、財政難のため金銀貨等の現金の不足に悩んだ各藩は、幕府の許可を得て藩内だけに流通する紙幣を発行した。これを藩札といい、ほとんどの藩が発行に踏切った。

福井藩では、全国的にも早い寛文元年（一六六一）、金屋・慶松を札元并元締として発行し（のち荒木・駒屋に代わる）、明治維新まで数十種類を流通させた。

⑧0 借用証文類

三通

(1) 勝山藩銀子借用状

寛永十九年（一六四二）正月十三日付 金屋七兵衛宛

(2) 和歌山藩銀子借用状（複製）

寛永九年（一六六九）三月付 金屋甚右衛門宛

(3) 福井藩銀子借用状

延宝五年（一六七七）極月付 慶松五右衛門・金屋七兵衛宛

衛宛

江南市 金屋慶治氏寄託

金屋家文書の『金屋氏履歴』によると、金屋家六代吉則は結城秀康入封前の天正十年（一五八二）、諸質万物諸商売、凡一国郡村へ金貸付等」を家業として始めた。この「質」及び「金貸付」は、やがて越前一国から他国へも広げられ、さらに寛文九年（一六六九）一〇代吉広の時、諸藩用達所を設けて大名貸に発展するなど、金屋家の財政を支えた。

⑧1 金屋家一〇・一一・一二代当主肖像画

三幅

一〇代吉広（瑞月 寛永二十年一六四三）元禄 二年一六八五

一一代吉治（徹山 寛文 七年一六六七）元禄十六年一七〇三

一二代吉矩（瑞溪 元禄 元年一七〇三）宝暦 元年一七五二

江南市 金屋慶治氏寄託

江戸時代前期〜中期、各地に次々と支店を開業するなど、金屋家の全盛期を支えた当主三代の肖像画である。

⑧2 松平光通朱印状

一通

寛文十二年（一六七二）三月日付 金屋七兵衛宛

江南市 金屋慶治氏寄託

〔包紙〕

寛文十二年 寒江甚右衛門殿方ニ御渡候

上 子三月廿八日昼時分

越前守様御朱印頂戴仕候

〔包紙〕

金屋七兵衛

足羽郡賀茂山

之内山屋敷老ヶ所

百五拾間 金屋七兵衛可

四方 致ニ支配一之者、被レ免一除

諸役一者也

寛文十二年

三月日

〔松平光通〕
〔朱印〕

永見志摩守^{奉レ之}

福井四代藩主松平光通の朱印状で、金屋七兵衛（一〇代吉広）に賀茂山（現在の足羽山の一部）の一角一五〇間四方を山屋敷として与え、諸役を免除したものである。

⑧③ 賀茂山内朱印地絵図

寛文十三年（一六七三）二月五日付 金屋七兵衛宛

江南市 金屋慶治氏寄託

⑧②の松平光通朱印状をうけて、郡奉行より下付された拝領地の絵図である。一带は、のちに金屋山とも呼ばれ（足羽参記）『越前国名蹟考』所引）、ここに金屋家の別荘が造営された。

⑧④ 木彫大黒天像

高一・六

一 軀

江南市 金屋慶治氏寄託
金屋家の台所に奉斎されていたもので、年代は不詳。

⑧⑤ 秤竿^外 商売道具

江南市 金屋慶治氏寄託

三 点

山 口 家

江戸時代中期以降の福井城下を代表する商家。享保年中（七一六〜三五）、初代彦四郎が南条郡湯尾駅付近から出て、福井城下の米町に居を構え、米穀商を開業したのにはじまる。安永・天明期（一七七一〜八八）、三代小右衛門の頃に商売を大いに拡張し、安永八年（一七七九）九月には、福井藩から御米問屋役を命ぜられ、年間一万俵を取扱うまでになった。以後、幕末に至るまで、代々御米問屋役を勤めると共に、米町市場締役・御札所（藩札）元締役などを歴任し、福井を代表する商家として活躍した。

幕末維新期の当主山口彦三郎は好学の士として知られ、飛騨高山の国学者で、本居宣長の門下である田中大秀に入門した。同門下には、笠原白翁・三崎玉雲などの医師や、歌人橘曙覧の名がみられる。

⑧⑥ 越前太守山口家御成之図 天保十五年十二月二十一日付 橘曙覧（尚事）賛

一 幅

紙本着色 五九・八×八四・三

横須賀市 山口晴巳氏寄贈

東京都 石川絢子氏寄贈

天保十五年（一八四四）八月二十日、福井在城中の一六代藩主松平春嶽（一七歳）は、城下廻り（城下視察）の途次、不意に商家屋敷内の見学を希望し、山口家を訪問することになった。大藩の藩主が、城下を代表する富商とはいえ、市井の商家を予告なく訪ねることは、当時違例の大事件であった。山口家は、非常に驚歎するとともに、これを同家はじまって以来の名誉とし、永くこの事件を記念し子孫に伝えるため、その情景を絵として、親交のあつた橘曙覧に賛文を依頼したものである。

⑧7 山口家譜

一八・六×一四・六 一八・五×一四・一

二冊

横須賀市 山口晴巳氏寄贈

東京都 石川絢子氏寄贈

初代彦四郎が、享保年間に福井城下米町に一家を創設して以降、文久二年（一八六二）十二月二十一日に至る間の山口家の家史である。幕末安政年間（一八五四〜九）頃からの編集・書継ぎと思われるが、江戸中期以後、新たに興隆した御用商人の史料として貴重である。

⑧8 「借用申銀子之事」の証文

年不詳辰六月付

一紙

横須賀市 山口晴巳氏寄贈

東京都 石川絢子氏寄贈

福井小山谷村の長百姓と庄屋二名が、連名で山口家より銀子を借用した際の証文である。

⑧9 狩野永岳筆 田中大秀肖像画

絹本着色 九一・七×三一・七

一幅

高山市郷土館蔵

幕末期の京都の画家狩野永岳の筆による田中大秀晩年の肖像画である。肖像の上部左右に菖蒲と茅を配しているのは大秀を邪気から守護し常に清新な国学者としての姿を表現しようとした作者の試みであろうか。

〔狩野永岳〕

幕末期に活躍した京都狩野派の画家で、はじめ堀内姓のち狩野永俊の養子となりその画風を継承した。永岳は狩野派の画風に四條風の筆意を用いて独自の画風を築いたことで知られる。慶応三年（一八六七）一月七八才で歿した。

⑨0 田中大秀筆 自詠和歌幅

紙本墨書 一〇四・五×二八・五

一幅

福井市 宮下巳代治氏寄贈

笠とらでいざたちぬれむ桜花

にほふ雲にたもとしむべく 大秀

〔田中大秀〕

大秀は飛騨高山の国学者で本居宣長の高弟として知られる。月満・湯津香木園または千種園・荏野翁と号し、弥兵衛と名乗った。和歌を能くし飛騨歌壇の祖と仰がれる。著書も『土

『佐日記解』・『蜻蛉紀行解』・『落窪物語解』・『養老養泉辨』・『柿の一本』・『荏野集』など多数あつて特に中古文学の註釈研究では光彩を放っている。越前では足羽神社境内に継体天皇碑を建立しその顕彰を行なつたことで知られるほか、橘曙覧をはじめとする多数の国学者・医師・歌人等を門下から輩出したことでも著名である。弘化四年（一八四七）九月十六日七十二歳で歿した。

⑨ 由利公正筆 自詠和歌并詞書の幅

一幅

紙本墨書 二八・一×五〇・二

横須賀市 山口晴巳氏寄贈

東京都 石川絢子氏寄贈

明治三十四年^(秋)秋^{なま}焔^{なま}偶^{なま}山口主人来りて談時事にわたる 去りて後狼句有記して送も

雲軒

帆を支ふ船のる人のころしれかゝる大事を風にまかせて

明治三十四年（一九〇一）福井の富商山口家の当主が、由利公正を訪ねた際、両名は、当時のできごとについて意見を交わした。公正はこの時の話題についてその所懐を和歌に託し山口氏と別れた後に認めて山口氏に送つたものと見られる。この時期公正は七十二歳で、日本興業銀行期成同盟会会長の要職にあり、元福井藩の御用商人であつた山口家当主との会談は、おそらくこの詞書や和歌にもつてその一端が知られるような白熱した論議が交わされたものと推測され、極めて興味深い。

〔由利公正〕

文政十二年（一八二九）十一月十一日、福井毛矢町で、福井藩士三岡次郎大夫義和、幾久夫妻の子として生まれた。幼名義由、通称を石五郎といつた。嘉永四年（一八五一）二十三歳の時、熊本から福井へ来た横井小楠の講義を聞き感激し、その教えを受けた。橋本左内とも親交があり、福井藩政の改革に努力した。

文久二年（一八六二）郡奉行に抜擢され、名を八郎と改めた。翌年横井小楠が解任された際、三岡八郎も幽閉蟄居を命ぜられた。その間慶応三年（一八六七）には坂本龍馬が来福し、三岡八郎と会見している。同十二月坂本龍馬の生前の進言により、新政府の参与に登用され、御用金穀取扱方となり、金札の発行など一年余にわたつて新政府の財政の危機を救い、翌年三月、五箇条御誓文の起草にあつた。間もなく明治と改元、名を公正と改めた。しかし金札の価値下落で流通の困難が起り、明治二年（一八六九）会計御用掛を辞任し福井へ戻り藩政に参画、明治三年、姓を由利と改めた。

明治四年東京府知事に任命され、翌年岩倉具視に随行し渡欧。外遊中明治五年十二月、府知事免官、明治八年（一八七五）元老院議員、明治二十三年（一八九〇）貴族院議員などを歴任し、明治四十二年（一九〇九）四月二十八日、八十一歳で歿した。

⑩ 田中大秀越前関係門人名札

四四枚

飛驒高山の国学者田中大秀の門人名札で、入門に際して提
高山市郷土館蔵

出したものである。越前関係の門人は、大野藩が最も多く三三名。次いで福井藩の一六名。府中その他が三名となっている。福井藩一六名の中には三崎玉雲（道生）・笠原白翁といった医師を始め、代表的な門人では、歌人としても著名な橘曙覧（天保十五年八月入門）の名前が見られる。福井藩御米問屋役であった山口家の当主従彦は天保十五年五月に入門しており、福井門人中最初である。名札に使用された短冊は、和歌短冊と同様のもので紙質・色模様とも多岐に及んでいる。短冊の表に住所・氏名を書き、裏には入門年月日等を記しているものが多い。

好学の商家たる山口家の特質と当主の国学系譜上の位置付けが明確にされる史料である。

医 家

栗 崎 家

わが国の外科医術は、応仁年間（一四六七～六八）以降各地に戦乱が相次ぐ中で、戦傷者の手当を専門とする金瘡外科として発達したが、室町時代の終り、鉄砲・キリスト教伝来と共に西洋の医術が移入され、それまでの金瘡外科よりはるかに優れた南蛮外科がその主流を占めるに至った。

南蛮外科は、金瘡医が用いなかった傷口の縫合や蒸留酒による瘡傷面の洗滌・消毒など、その優秀性が高く評価されて広まり、キリシタン禁令後も栗崎流・忠庵流などの諸流によって命脈を保ちつつ、やがてオランダ外科の導入とともに発展的解消をとげた。

中でも、南蛮婦りと称する栗崎道喜を祖とする栗崎家は、安土・桃山期から江戸の初期を代表する南蛮外科医として知られ、その子孫が長崎・江戸・熊本・越前・平戸などの各地に学統を伸長し、幕府の医官や各藩の藩医として活躍した。

越前には、二代栗崎道喜（正勝）が、福井四代藩主松平光通に招かれてその医官となり、のち平戸に帰るにあたって、高弟道察に娘を配して福井に留まらせ、これが越前栗崎家の祖となった。従って、越前では近世初期以来、わが国一級の南蛮外科が行われたのである。

⑨4 栗崎道喜（正勝）筆 「家流金瘡秘伝書」 一冊

貞享四年（一六八七）三月付 栗崎道察宛

福井市 栗崎道夫氏寄託

貞享の大法（貞享三年、福井六代藩主松平綱昌に不行跡があり、領知半減となった大事件）により失職し、平戸へ帰郷することとなった二代道喜（正勝）が、女婿道察（佳牛）に伝授した印可の目録と秘伝書である。栗崎一族間の秘伝書としては最も早い時期に属し、未だ他流の影響を受けない一流創始当時の施術の実態を伝えるものとして重要である。

⑨5 「阿蘭陀口和書」 一綴

福井市 栗崎道夫氏寄託

阿蘭陀口和書は、江戸時代前期から中期中頭頃、蘭医学の研究・修得上の必要から作られた基本的蘭語辞書である。栗崎家にはその五種が伝来し、わが国に於ける蘭医学の研究と受容の実態を考究する上で興味深い。

⑨6 栗崎道悦（正幸）筆 「南蛮流金瘡書」 一綴

寛文四年（一六六四）十一月六日付 林道哲宛

福井市 栗崎道夫氏寄託

栗崎流創始者道喜（正元）の三男で、平戸松浦藩医である道悦（正幸）が、門人林道哲に与えた皆伝書で、現存する栗崎流の伝書としては最古の部類に属す。

⑨3 栗崎道喜（正勝）筆 「南蛮流金瘡口伝目録」 一卷

貞享四年（一六八七）三月付 栗崎道察宛

⑨7 栗崎道喜（正勝）筆 「金瘡外科一流救免状」 一卷

寛文六年（一六六六）三月付 寺野八兵衛宛

福井市 栗崎道夫氏寄託

二代道喜（正勝）が門人寺野八兵衛に授けた一流皆伝の免許状で、一族が連名で同意承認の判を加えている。

寛文六年といえ、正勝が福井四代藩主松平光通の侍医として召抱えられた年であり、恐らく福井へ出立するにあたり、長崎に於いて年来の門人寺野へ印可を授けたものと思われる。

⑨⑧ 栗崎道喜（正勝）筆 「金瘡師語録全書」 一冊

寛文六年（一六六六）三月付 寺野八兵衛宛

福井市 栗崎道夫氏寄託

⑨⑦に添えて伝授された栗崎流秘伝書である。『金瘡生死ノ見分ノ事』、『金瘡療治仕懸之事』、『頭・面ノ疵』など、九項目に亘ってその療治法を解説しており、全国に学統を伸長し始める初期の伝書として興味深い。

⑨⑨ 越前栗崎家伝来 南蛮流医具類 七点

福井市 栗崎道夫氏寄託

笠原家

わが国種痘史上の功労者として知られる笠原白翁が出た笠原家は、代々足羽郡深見村の農家であったが、白翁の父龍齋（天明元年生）が医術に志して江戸に出、神代一策の門下となり医学修業に励んだ。

帰郷後深見村で町医として診療を開始したが、文政元年（一八一八）福井城下に移住した。その子白翁は家業を継ぐため

同六年一六歳にして福井藩医学所「済世館」に入学を許可され漢医学を修業したが、五ヶ年の後江戸の磯野公道の塾に入り、古医方を更に三ヶ年間学んでいる。

帰福後の白翁は町医の傍蘭方に転じ、種痘普及活動に尽力した。やがて藩に召し出されて、種痘所学監、藩医学所の助教役等を歴任した。笠原家文書は、これら白翁の種痘関係記録を中心とした三百余点の史料群である。

⑩⑩ 笠原白翁所用 木製堆朱暗箱形写真機 一台

江戸時代末期 三二×二〇×二四

東京都 笠原健雄氏寄贈

わが国種痘史上の先覚者として著名な蘭方医笠原白翁が、幕末期より所持したガラス乾板使用暗箱式の写真機である。笠原家の伝によれば、文久三年（一八六三）白翁が美濃の写真師より買受け、福井城下浜町（今の中央三丁目付近）で希望者の撮影に応じたものという。わが国営業写真師の開祖下岡蓮杖が、横浜で最初の写真館を開業したのが文久二年のことであったから、白翁の写真術習得も極めてはやい時期に属することが知られる。

⑩⑪ 笠原白翁所用 種痘針及蕃苗用硝子器 三柄三組

東京都 笠原健雄氏寄贈

種痘針は種痘用のメスのことで、鱈甲製の柄が付いた折畳み式の小刀である。現存の針は、大小三種で総長一〇・二糎、九・九糎、八・五糎である。製造者は京都の外科道具師安則なる人物と推測される（「白神用往来留」第七、嘉永五年正月

廿三日条書翰による。

蓄苗用硝子器は、白翁が桐山元沖と協力して製作したもので、弘化三年以降のものである。構造は上板と下板よりなり、下板中央に半球状のくぼみがある。白翁はこれを清国に送り痘痂を密封して痘苗を取寄せようと計画した。

⑩⑨ 笠原白翁筆 『戦兢録』第五卷

和横帳 二三・五×一五・九

一冊

東京都 笠原健雄氏寄贈

白翁常備の日記帳で、嘉永二年九月十五日から同六年六月頃までの断片的な記事がみられるが、嘉永二年の記事は書中最も詳細で逐日記録されている、中でも京都で痘苗を入手した白翁が四十数日の京都滞在中に大阪の緒方洪庵へも分苗して痘苗永続の目度をつけ、やがて豪雪の栃木峠を踏破して福井へ伝苗する際の記事などは、極めて興味深いものがある。

⑩⑧ 『扶氏経験遺訓』写本

四冊

東京都 笠原健雄氏寄贈

十九世紀初頭のドイツを代表する名医フーフェランド（一七六四—一八三六）の著書で、フーフェランド五十年の医学経験をまとめたものである。各国語に訳され多くの版を重ねて、わが国にもオランダ語本が伝来したが、安政四年（一八五七）に緒方洪庵の訳本が出版されるまで、きわめて入手困難な貴重本であった。

本書は、大阪緒方洪庵の適塾生であった山本清仲が、嘉永四年（一八五一）六月から同六年四月までかけて筆写したも

ので、清仲が笠原白翁の養子健蔵の依頼で写した旨の奥書がある。しかし、実際には嘉永四年春頃、笠原白翁が適塾在学中の橋本景岳に依頼し、景岳の人選によって、山本清仲が筆を起したものである。翻訳本に頼らず、自ら原書によって研究しようとした白翁の学問態度を、よくもの語るものである。

⑩④ 種痘診療簿

二五・一×三一・四（見開き）

一綴

東京都 笠原健雄氏寄贈

白翁等種痘医が、被接種者一人一人について作成した診療簿とでもいべき書類で、一名づつ縦二・五センチ、横四・八センチの短冊形用紙に記録したものを、別の料紙に表裏六枚づつ並べて貼りつけてある。一人一枚づつの短冊形用紙には、あらかじめ必要項目が木版で印刷してあって、被接種者の住所・名・年令・感応の良否などを記録するようになっている。現存する八九名分は、いずれも鮎川・大丹生・小丹生・蒲生といった越前海岸沿いの村々でのものであるが、接種時期については記録がなく不明である。

⑩⑤ 笠原白翁筆 山水画下絵

一幅

紙本着色 一三〇・六×五七・七

東京都 笠原健雄氏寄贈

種痘医として著名な白翁の多才さの一端を垣間見得る史料として貴重である。

⑩⑥ 笠原白翁筆 「たとえわれ」

云々

の自詠和歌短冊

一枚

東京都 笠原健雄氏寄贈

たとえわれいのちしぬとも死ましき

人はしなさぬ道ひらきせむ 良(白翁)

この詠歌は、白翁が藩命により嘉永二年(一八四九)九月三十日に長崎へ痘苗入手を目的として旅立った際の作品と見られるが、この時の歌は下句が、「人を活かす道ひらきせむ」と作り、本短冊とは異動がある。このことから、本短冊は後日白翁が改作清書したものとと思われる。いずれにしても大業をなさんとする白翁の誠実な医者としての自覚と責任が、非常な気迫となって伝わってくる。

⑩ 笠原白翁筆 『白神用往来留』第二、第九 八冊

二三・五×一五・九

東京都 笠原健雄氏寄贈

笠原白翁の筆録した種痘普及活動に関する書簡等の集成である。現在本は八冊で第一巻を欠いている。記録は嘉永二年(一八四九)正月二十九日より安政六年(一八五九)六月十二日に至る間のものである。白神とはラテン語の「ハクシーネ」に漢字をあてたもので、また白神とは牛痘を意味する。本書は白翁を中心とした福井藩種痘活動の第一級史料であり、「笠原文書」中の核的存在である。

⑪ 京阪地方種痘伝播書類 付東都伝達記録

一卷

東京都 笠原健雄氏寄贈

(1) 左中将醍醐忠順家諸大夫高津宮内大丞・奥田左京権亮連名書状 日野鼎哉・同桂洲宛 嘉永二年十一月十八日付。

一通

(2) 「除痘所相構候」付、内々御池屋敷与力中へ被差出候口上

書之写」 日野鼎哉・同桂洲・門人惣代桐山元中連名 加

納繁三郎宛 嘉永二年十月

(3) 皇都新町三条上町頭町 除痘館班列。

(4) 笠原白翁分苗証書 大坂除痘館日野葛民・緒方洪庵宛 嘉

永二年十一月七日付。

(5) 日野葛民・緒方洪庵書状 笠原白翁宛 嘉永二年十一月十

五日付。

(6) 大坂除痘館之記 「万延元年庚申十月尼崎下除痘館創成之

日緒方洪庵謹録之」

(7) 「種痘」付御触渡御願」 大坂堂嶋中三丁目医師山田金江・

年寄河内屋彦兵衛連名 御奉行宛 安政五年三月廿七日付。

(8) 牛痘伝来記 「嘉永己酉季(二) 冬下流 南陽半井保記」

白翁が藩命で入手した牛痘苗は、国許福井へもたらされる前に、絶苗に備えての「為蕃殖」との名目で、京・大坂で分

苗され、江戸福井藩邸へも急送された。本史料はその間の関

連史料右記八件を、一卷に表装したもので、「笠原家文書」を

はじめて世に紹介した白翁の曾孫笠原健一氏が整理したもの

と思われる。

二紙

五紙

刀 工

下 坂 家

下坂家は、室町時代末頃、近江国（滋賀県）坂田郡下坂に起った刀工である。越前下坂家初代康継は、文禄・慶長の頃越前に移住したという。慶長五年（一六〇〇）結城秀康の越前移封の後、松平家の抱え工となった。

同十二年頃、徳川家康・秀忠に召し出され、家康から「康」の字を賜って、名を康継と改めた。康継の嫡子康悦は、二代康継として將軍家と越前松平家双方に仕え、秀忠から江戸居住を命じられて神田紺屋町に屋敷を構えている。

しかし、康悦没後の正保三年（一六四六）跡目問題が生じ、康悦の嫡子右馬助が將軍家に召し出されて江戸下坂家当主となり、康悦の弟にあたる四郎右衛門が越前下坂家を継いだ。下坂家文書二九点中には、二家分立に関する史料が含まれている。

⑩ 松平光通筆古歌短冊

一枚

福井四代藩主松平光通筆として下坂家に伝来した古歌短冊である。おそらく下坂家の当代当主が拝領したものであろう。和歌は藤原良経の「秋日詠百首忠製和歌」のうちの一首とみられるが、初句の「きりぎりす」を本短冊では「ほととぎす」に作っているなど異同がある。

⑪ 五鉄之鍛書

二三・九×一八・四

一冊

越前下坂家に伝来した口伝書で、刀剣の素材となる鉄の独特な鍛え方を記したものである。

個人蔵

⑫ 阿部四郎五郎正之書状

（正保三年）七月二十九日付 本多五郎右衛門宛

一通

個人蔵

二代下坂康継（康悦）は將軍家と越前松平家双方に仕えた。しかし正保三年（一六四六）康悦歿後嫡子右馬助が若年であつたので、その跡目をめぐり康悦の実弟四郎右衛門との間に相続問題を生じてしまった。そこで旗本阿部四郎五郎の周旋によって下坂家は二家に分立することになった。このうち越前下坂家は四郎右衛門が康悦の扶持をそのまま継承し、名を市左衛門と改めて幕末まで一代続く同家の祖となっている。本書状以下⑬⑭の書状はいずれもこれら下坂家分立に関する書状である。

⑬ 永見吉次・狛孝澄・酒井重成連署状

（正保三年）八月十一日付

一通

個人蔵

⑭ 酒井重成書状

（正保三年）八月十一日付 本多五部右衛門宛

一通

個人蔵

⑭刀（無銘）

長八二・五

一口

芦屋市 横井和子氏寄託
文久元年（一八六一）四月、江戸に上つて靈岸鳴邸幽居中の松平春嶽に進講した横井小楠が、江戸を去るに当つて春嶽より拝領した刀。鞘上に、小楠の筆で左の由緒が記されている。

中納言秀康卿越前御入部之年、御家老永見右衛門尉に壹万石之御加増御礼として代々相伝之刀を奉獻す。宰相忠昌卿之御差料と成り御代々御相伝、文久元年八月十五日春嶽老公由来を述べ給て、御手から給りしもの也。

小楠謹識

なお本刀は無銘であるが、初代康継の作と考えられる。

調査協力および写真提供（順不同・敬称略）

名古屋市蓬左文庫	山 県 昭 彦
雲 峰 寺	竹 下 弘
甲府市役所（市史編さん担当）	磯 貝 正 義
山梨県立図書館	堀ノ内 泉
塩山市教育委員会	清 水 琢 道
天 澤 寺	山 本 小 平
鳳来町立長篠城趾史跡保存館	小 林 宣 彦
医王寺民俗資料館	野 中 清 隆
高山市郷土館	植 松 康 張
水 無 神 社	岡 田 芳 幸
茨城県史編さん室	宮 崎 隆 旨
結城市教育委員会	内 田 九 州 男
福井市史編さん室	小 林 健 寿 郎
	山 川 き く
	山 川 雅 史
	小 堀 博 道
	稲 葉 光 雄
	松 平 千 秋

撮影担当者

北鳴フォトスタジオ

北 嶋 計 一

編集担当者

編集 説集

学芸員

西 村 英 之

足 立 尚 計

市制一〇〇周年記念図録

史料が語る先人のあゆみ

—近世諸家の歴史をたずねて—

発行 平成 二 年 三 月

編集 福井市立郷土歴史博物館

〒910 福井市足羽一丁目八番一六号

電話(〇七七六)三五二八四五

印刷 河和田屋印刷株式会社